

令和4年第1回定例会会議録

令和4年第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期29日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月18日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
2月19日	土	休 会	(市の休日)
2月20日	日	休 会	(市の休日)
2月21日	月	休 会	議案調査
2月22日	火	休 会	議案調査
2月23日	水	休 会	(市の休日)
2月24日	木	本会議 委員会	質疑・委員会付託 予算決算常任委員会
2月25日	金	本会議	一般質問
2月26日	土	休 会	(市の休日)
2月27日	日	休 会	(市の休日)
2月28日	月	本会議	一般質問
3月 1日	火	本会議	一般質問
3月 2日	水	休 会	議案調査
3月 3日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 4日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 5日	土	休 会	(市の休日)
3月 6日	日	休 会	(市の休日)
3月 7日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 8日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
3月 9日	水	休 会	議事整理
3月10日	木	休 会	議事整理
3月11日	金	休 会	議事整理
3月12日	土	休 会	(市の休日)
3月13日	日	休 会	(市の休日)

月 日	曜日	区 分	日 程
3月14日	月	休 会	議事整理
3月15日	火	委員会	予算決算常任委員会
3月16日	水	休 会	議事整理
3月17日	木	休 会	議事整理
3月18日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和4年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

2月18日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	22
3. 出席議員氏名	23
4. 欠席議員氏名	24
5. 説明のため出席した者の職氏名	24
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	24
7. 事務局職員出席者	24
8. 開 会	26
9. 開 議	26
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	26
11. 日程第2 会期の決定	26
12. 日程第3 議案第2号から議案第26号まで一括上程・説明	27
13. 日程通告 散会	51
2月19日（土曜日） 休 会	
2月20日（日曜日） 休 会	
2月21日（月曜日） 休 会	
2月22日（火曜日） 休 会	
2月23日（水曜日） 休 会	
2月24日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	55
2. 本日の会議に付した事件	55
3. 出席議員氏名	55
4. 欠席議員氏名	56
5. 説明のため出席した者の職氏名	56
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	56
7. 事務局職員出席者	57
8. 開 議	58
9. 日程第1 質疑	58
10. 日程第2 委員会付託	63

11. 日程第3 議案第27号及び第28号 一括上程・説明・質疑・委員 会付託	65
12. 日程通告 散会	67

2月25日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	71
2. 本日の会議に付した事件	71
3. 出席議員氏名	71
4. 欠席議員氏名	71
5. 説明のため出席した者の職氏名	72
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	72
7. 事務局職員出席者	72
8. 開 議	73
9. 日程第1 一般質問	73
(1) 後藤英夫議員質問	73
「SDGsについて」	73
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	74
後藤英夫議員質問	74
○上田敏雄総務部長答弁	75
後藤英夫議員質問	76
○木下徳幸教育部長答弁	77
後藤英夫議員質問	77
○木下徳幸教育部長答弁	77
(2) 後藤英夫議員質問	78
「防犯灯・街路灯について」	79
○上田敏雄総務部長答弁	80
○清水登経済部長答弁	80
後藤英夫議員質問	81
○上田敏雄総務部長答弁	82
○清水登経済部長答弁	82
休 憩	83
開 議	83
(3) 後藤英夫議員質問	83
「公の施設の指定管理について」	83

○上田敏雄総務部長答弁	84
後藤英夫議員質問	85
○上田敏雄総務部長答弁	86
後藤英夫議員質問	86
○上田敏雄総務部長答弁	87
後藤英夫議員質問	87
○上田敏雄総務部長答弁	88
休 憩	90
開 議	90
(1) 泉田栄一郎議員質問	90
「暗所視支援眼鏡について」	90
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	91
(2) 泉田栄一郎議員質問	91
「菊池市の偉人について」	92
○木下徳幸教育部長答弁	92
泉田栄一郎議員質問	92
○木下徳幸教育部長答弁	93
泉田栄一郎議員質問	94
○木下徳幸教育部長答弁	95
泉田栄一郎議員質問	95
○音光寺以章教育長答弁	96
休 憩	97
開 議	97
(3) 泉田栄一郎議員質問	97
「菊池市の農業対策について」	97
○清水登経済部長答弁	98
泉田栄一郎議員質問	98
○清水登経済部長答弁	98
泉田栄一郎議員質問	99
○清水登経済部長答弁	99
泉田栄一郎議員質問	100
○清水登経済部長答弁	100
泉田栄一郎議員質問	100
○清水登経済部長答弁	101

泉田栄一郎議員質問	101
○江頭実市長答弁	101
昼食休憩	102
開 議	102
(1) 工藤圭一郎議員質問	102
「農業・畜産の振興について」	102
○清水登経済部長答弁	103
(2) 工藤圭一郎議員質問	104
「防災・安全対策について」	104
○上田敏雄総務部長答弁	104
工藤圭一郎議員質問	104
○上田敏雄総務部長答弁	105
(3) 工藤圭一郎議員質問	105
「行財政改革について」	105
○上田敏雄総務部長答弁	106
工藤圭一郎議員質問	106
○上田敏雄総務部長答弁	107
(4) 工藤圭一郎議員質問	107
「福祉施策について」	107
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	108
工藤圭一郎議員質問	108
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	110
休 憩	110
開 議	110
(1) 平直樹議員質問	111
「健康推進・医療費抑制と口腔ケアについて」	111
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	111
平直樹議員質問	112
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	113
平直樹議員質問	113
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	114
平直樹議員質問	114
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	115
平直樹議員質問	116

○渡邊弘子健康福祉部長答弁	116
平直樹議員質問	116
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	117
(2) 平直樹議員質問	117
「学校給食について」	117
○木下徳幸教育部長答弁	118
平直樹議員質問	118
○木下徳幸教育部長答弁	120
平直樹議員質問	120
○木下徳幸教育部長答弁	120
平直樹議員質問	121
○江頭実市長答弁	122
休 憩	123
開 議	123
(3) 平直樹議員質問	123
「企業誘致について」	123
○清水登経済部長答弁	123
平直樹議員質問	124
○清水登経済部長答弁	124
平直樹議員質問	124
○清水登経済部長答弁	125
(4) 平直樹議員質問	125
「有事の際の保育園について」	125
○木下徳幸教育部長答弁	126
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	127
平直樹議員質問	127
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	127
平直樹議員質問	128
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	128
10. 日程通告 散会	129

2月26日(土曜日) 休 会

2月27日(日曜日) 休 会

2月28日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	133
2. 本日の会議に付した事件	133
3. 出席議員氏名	133
4. 欠席議員氏名	133
5. 説明のため出席した者の職氏名	134
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	134
7. 事務局職員出席者	134
8. 開 議	135
9. 日程第1 一般質問	135
(1) 田中教之議員質問	135
「生涯学習観点のまちづくりについて」	135
○木下徳幸教育部長答弁	136
田中教之議員質問	137
○木下徳幸教育部長答弁	139
○江頭実市長答弁	140
(2) 田中教之議員質問	140
「廃校の利活用について」	141
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	141
田中教之議員質問	141
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	142
田中教之議員質問	143
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	144
○江頭実市長答弁	144
休 憩	145
開 議	145
(3) 田中教之議員質問	145
「保育所における感染症対策について」	145
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	146
田中教之議員質問	147
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	148
休 憩	149
開 議	149

(1) 水上隆光議員質問	149
「旭志地区の過疎指定とT S M C等進出に係る菊池市活性化推進本部について」	149
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	150
水上隆光議員質問	151
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	151
水上隆光議員質問	151
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	151
水上隆光議員質問	152
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	152
○江頭実市長答弁	152
(2) 水上隆光議員質問	153
「有害鳥獣について」	153
○清水登経済部長答弁	154
水上隆光議員質問	154
○清水登経済部長答弁	155
休憩	156
開議	156
(3) 水上隆光議員質問	156
「人口と宅地について」	156
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	156
水上隆光議員質問	157
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	157
昼食休憩	158
開議	158
(1) 東奈津子議員質問	158
「国民健康保険税について」	158
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	159
東奈津子議員質問	159
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	159
東奈津子議員質問	160
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	161
東奈津子議員質問	161
○江頭実市長答弁	162

(2) 東奈津子議員質問	162
「住宅リフォーム助成制度について」	163
○清水登経済部長答弁	164
東奈津子議員質問	165
○清水登経済部長答弁	165
東奈津子議員質問	165
○江頭実市長答弁	166
休憩	167
開議	167
(3) 東奈津子議員質問	167
「就学援助制度について」	167
○木下徳幸教育部長答弁	168
東奈津子議員質問	169
○音光寺以章教育長答弁	170
休憩	171
開議	171
(1) 猿渡美智子議員質問	171
「施政方針について」	171
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	171
猿渡美智子議員質問	172
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	172
猿渡美智子議員質問	173
○江頭実市長答弁	174
(2) 猿渡美智子議員質問	175
「携帯電話等中継基地局の設置について」	175
○山田哲二建設部長答弁	176
猿渡美智子議員質問	176
○山田哲二建設部長答弁	177
猿渡美智子議員質問	177
○山田哲二建設部長答弁	178
休憩	179
開議	179
(3) 猿渡美智子議員質問	179
「スケートボードを練習する場所について」	179

○山田哲二建設部長答弁	180
猿渡美智子議員質問	181
○上田敏雄総務部長答弁	182
○清水登経済部長答弁	183
10. 日程通告 散会	185

3月 1日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	189
2. 本日の会議に付した事件	189
3. 出席議員氏名	189
4. 欠席議員氏名	189
5. 説明のため出席した者の職氏名	190
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	190
7. 事務局職員出席者	190
8. 開 議	191
9. 日程第1 一般質問	191
(1) 緒方哲郎議員質問	191
「コロナ禍における農家支援について」	191
○清水登経済部長答弁	191
緒方哲郎議員質問	192
○清水登経済部長答弁	193
(2) 緒方哲郎議員質問	193
「スポーツの振興について」	194
○木下徳幸教育部長答弁	194
緒方哲郎議員質問	195
○木下徳幸教育部長答弁	195
緒方哲郎議員質問	196
○木下徳幸教育部長答弁	197
緒方哲郎議員質問	197
○木下徳幸教育部長答弁	197
休 憩	197
開 議	198
(3) 緒方哲郎議員質問	198
「過疎の指定について」	198

○後藤啓太郎政策企画部長答弁	198
緒方哲郎議員質問	198
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	199
(4) 緒方哲郎議員質問	199
「森林環境譲与税について」	199
○清水登経済部長答弁	200
休憩	201
開議	201
(1) 木下雄二議員質問	201
「道路整備について」	202
○山田哲二建設部長答弁	203
(2) 木下雄二議員質問	204
「電気自動車の急速充電器の設置の状況について」	204
○上田敏雄総務部長答弁	204
木下雄二議員質問	205
○江頭実市長答弁	205
(3) 木下雄二議員質問	205
「移動販売について」	205
○清水登経済部長答弁	206
木下雄二議員質問	206
○清水登経済部長答弁	207
休憩	207
開議	207
(4) 木下雄二議員質問	207
「山間部の防災について」	207
○上田敏雄総務部長答弁	208
(5) 木下雄二議員質問	208
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	209
○木下徳幸教育部長答弁	210
木下雄二議員質問	210
○上田敏雄総務部長答弁	211
○江頭実市長答弁	212
(5) 木下雄二議員質問	212
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	212

○笹本義臣市民環境部長答弁	213
木下雄二議員質問	213
○笹本義臣市民環境部長答弁	214
木下雄二議員質問	215
○江頭実市長答弁	215
10. 日程通告 散会	216

3月 2日 (水曜日)	休 会
3月 3日 (木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 4日 (金曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 5日 (土曜日)	休 会
3月 6日 (日曜日)	休 会
3月 7日 (月曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 8日 (火曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
3月 9日 (水曜日)	休 会
3月10日 (木曜日)	休 会
3月11日 (金曜日)	休 会
3月12日 (土曜日)	休 会
3月13日 (日曜日)	休 会
3月14日 (月曜日)	休 会
3月15日 (火曜日)	予算決算常任委員会
3月16日 (水曜日)	休 会
3月17日 (木曜日)	休 会

3月18日 (金曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第6号		219
2. 本日の会議に付した事件		219

3. 出席議員氏名	219
4. 欠席議員氏名	220
5. 説明のため出席した者の職氏名	220
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	220
7. 事務局職員出席者	221
8. 開 議	222
9. 日程第1 各常任委員会の報告	222
・総務文教常任委員長報告	222
・福祉厚生常任委員長報告	224
・経済建設常任委員長報告	224
・予算決算常任委員長報告	227
委員長報告に対する質疑	234
討論（議案第2号～議案第9号 議案第11号～議案第27号）	234
（1）東奈津子議員討論	234
採決	237
討論（議案第10号）	238
（1）山瀬義也議員討論	238
（2）工藤圭一郎議員討論	239
（3）田中教之議員討論	240
（4）松岡讓議員討論	241
採決	243
10. 日程第2 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号 一括上程・	
説明質疑	243
荒木崇之議員質疑	244
休 憩	245
開 議	245
水上隆光議員答弁	245
荒木崇之議員質疑	245
休 憩	245
開 議	245
水上隆光議員答弁	245
討論	246
採決	246
11. 日程第3 決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	246

12. 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について……………	247
13. 閉 会……………	248

第 1 号

2 月 1 8 日

令和4年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和4年2月18日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第2号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第3号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第4号 菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第6号 菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第7号 菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第8号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第9号 菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第10号 菊池市多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第11号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第16号）
 - 議案第12号 令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第13号 令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第14号 令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第15号 令和3年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議案第16号 令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議案第17号 令和4年度菊池市一般会計予算
 - 議案第18号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第19号 令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第20号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計予算

- 議案第 2 1 号 令和 4 年度菊池市水道事業会計予算
議案第 2 2 号 令和 4 年度菊池市下水道事業会計予算
議案第 2 3 号 第 3 次菊池市総合計画(基本構想・前期基本計画)の策定について
議案第 2 4 号 菊池市定住自立圏形成方針の変更について
議案第 2 5 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第 2 6 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 2 号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 号 菊池市多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 1 号 令和 3 年度菊池市一般会計補正予算(第 1 6 号)
議案第 1 2 号 令和 3 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
議案第 1 3 号 令和 3 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)

- 議案第14号 令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第15号 令和3年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
議案第16号 令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）
議案第17号 令和4年度菊池市一般会計予算
議案第18号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
議案第19号 令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第20号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計予算
議案第21号 令和4年度菊池市水道事業会計予算
議案第22号 令和4年度菊池市下水道事業会計予算
議案第23号 第3次菊池市総合計画(基本構想・前期基本計画)の策定について
議案第24号 菊池市定住自立圏形成方針の変更について
議案第25号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第26号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明



出席議員（19名）

- 1番 田中教之
2番 福島英徳
3番 緒方哲郎
4番 後藤英夫
5番 平直樹
6番 東奈津子
7番 坂本道博
8番 水上隆光
9番 猿渡美智子
10番 松岡讓
11番 荒木崇之
12番 柁原賢一
13番 工藤圭一郎
15番 大賀慶一
16番 水上彰澄
17番 二ノ文伸元

18番 泉田 栄一朗
19番 木下 雄二
20番 山瀬 義也

欠席議員（1名）

14番 城 典 臣

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一朗
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
教 育 部 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	木 下 徳 幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久 川 知 己
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	水 上 孝 道
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	松 永 哲 也
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	安 武 邦 男
監査委員事務局長	宇野木 洋 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一

議 会 係 長
議 会 係
議 会 係

笹 本 聖 一
西 山 美 紀
吉 岡 結 加 里

午前10時00分 開会

○

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第1回菊池市議会定例会を開会します。

○

○大賀慶一 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

去る2月2日に東京都で計画されていた全国市議会議長会 第226回理事会・第112回評議会合同会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から中止となり、書面による開催となりました。

次に、監査委員から、令和3年12月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細につきましては、それぞれ事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○大賀慶一 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、緒方哲郎議員及び後藤英夫議員を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○大賀慶一 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から3月18日までの29日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの29日間と決定しました。

○

日程第3 議案第2号から議案第26号まで一括上程・説明

○大賀慶一 議長 次に、日程第3、議案第2号から議案第26号までの25案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から3月18日までの29日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、まず、令和4年度における私の市政運営に関する基本的な考え方についてご説明を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様にご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

令和4年度の施政方針に先立ち、まず、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種などにより、昨年の秋には一旦は落ち着きを見せましたが、年が明けるとともにオミクロン株が急拡大し、従来を大きく上回る第6波の状況となりました。県内でも本市を含め、再び感染者が急拡大し、本県においては3度目となる「まん延防止等重点措置」の適用となりました。

このように、新型コロナウイルス感染症による社会の混乱が長期にわたり続いておりますが、新型コロナウイルスとの闘いに最前線で当たられている医療機関や教育機関、高齢者施設、子育て関連施設などの方々をはじめ、日々の感染拡大防止にご協力をいただいている関係者の皆様や全ての市民に対し、改めて心から感謝を申し上げます。

この新型コロナウイルス感染症により、様々な事業が中止や延期を迫られるなど、市政にも大きな影響を及ぼしました。とりわけ、多くの市民の方々が参加されるお祭りやマラソン大会などは、大きな期待があったため残念に思っております。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、人々の価値観にも大きな変化

が生じ、これにテクノロジーの発展が後押しをする形で、ライフスタイルや働き方などの変革が急速に進んでいます。

こうした新しい生活様式の出現など、人々の変化や社会の変革等を踏まえ、今後8年間の市政運営の羅針盤ともなる「第3次菊池市総合計画」を今定例会に上程しておりますが、令和4年度は、この新しい計画の初年度として、人と自然が調和し、希望と活力に満ちた『癒しの里』きくちを目指してまいります。

それでは、令和4年度の予算編成方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により依然として厳しい社会状況にある中、危機を確実に乗り越えるための必要な措置に加え、感染拡大により明らかとなった課題に対して対策を講じるとともに、「第3次菊池市総合計画」に基づく将来像の実現に向けた着実な取組となるよう編成しています。

併せて、次の世代へ負担を強いることがないように、緊急性や実効性の高い事業を優先して計画的に各種事業に取り組みます。

この結果、令和4年度一般会計予算の総額は268億800万円となっています。

令和4年度の重点施策を説明する前に、新型コロナウイルス感染症対策及びこれからの市政運営の重要なポイントとなる横断的に取り組む項目について申し上げます。

まず、喫緊の課題であります、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き市民の皆様様の生命と健康を守るため、基本的な感染予防についての啓発及び対策に努めます。

特に、現在実施しています3回目のワクチン接種については、市民の皆様が滞りなく希望の接種が受けられるよう進めます。

また、今後、ワクチン接種の対象年齢が拡大されますので、医療機関と連携しながら、万全の体制で取り組みます。

コロナ禍において疲弊している地域経済については、再興を図るため、様々な経済支援を引き続き実施します。

次に、市政運営にとって重要なポイントとなる横断的に取り組む項目ですが、社会環境の変化に伴い、不透明性、不確実性が増す中、行政課題はますます複雑化、多様化しています。そのため、行政が組織横断的に一丸となり、視野を広げて様々な課題やニーズを的確に捉え、より効率的・効果的かつ総合的に取り組むことが重要となっていることから、以下の項目について全庁的に推進します。

なお、これらについては、今定例会に上程しています「第3次菊池市総合計画」にも横断的に取り組む必要がある四つの項目として記載しております。

まず1点目は、市勢発展の基盤となる人口減少対策の推進であります。人口減少

が進めば、様々な分野で適切なサービスの提供が困難になるなど、地域経済だけではなく、市民生活にも大きな影響を与えます。こうした中、本県へのTSMC進出は一つの大きなチャンスであり、本市の魅力的な自然、人、モノ、暮らしを広く市内外に発信することで、若者や子育て世代を中心としたUJIターン者の受入れや転出者の抑制を図り、人口規模の維持とともに、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。また、人口減少に伴う地域の課題や状況を把握するため、集落点検の実施についても検討を行います。

2点目は、SDGsの推進です。本市は、昨年5月に、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する自治体として、国から「SDGs未来都市」に選定されました。「自然を生かし、人をつなぎ、自立発展し続けるまち」を目指すためには、誰一人取り残さないとするSDGsの理念やアプローチが欠かせません。こうしたことから、市民や各種団体・事業者等が実施するSDGsの取組や熊本連携中枢都市圏の取組などとの連携を強化し、SDGsのさらなる普及啓発を推進します。

3点目は、デジタル化の推進です。デジタル革命は人々の行動や生活をはじめ、産業構造、組織の在り方など、社会全体を大きく変えていきます。国においては、デジタル化を実現し、ポストコロナの新しい社会をつくとされていますが、こうした国の動きを踏まえ、本市でも「菊池市デジタル化推進宣言」を行いました。市民が教育や医療・福祉をはじめ、防災、交通、まちづくりなど、日常生活に関わるあらゆる分野でデジタル技術を活用し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる地域社会の実現を目指し、引き続きデジタル化を推進します。

最後に4点目は、市民協働の推進です。「まち」をつくっていくのは、そこに暮らし、集う「ひと」であり、市民協働、官民連携のまちづくりは、市政運営の基本となるものです。既に一部では機運も高まり、市民自らが協働する動きも出てきています。「もりまちづくり」・「はなまちづくり」・「かわまちづくり」といった市民参画の取組などを通じて、全ての市民が積極的に参画、協働する、暮らしやすいまちづくりを推進します。併せて、多様性にも配慮して、多文化共生のまちづくりを目指します。

菊池市の未来を担う人財の育成を目指す市内3高校の魅力化については、課題となっている市内3高校に在学する生徒の難関大学等への進学を後押しするため、公営塾を菊池高校拓志館に開講します。

また、菊池高校においては、未来の地域を担う人財育成の強化を図るため、普通科の学科改編が行われ、「未来探究コース」、「地域探究コース」が新設されました。特に、「地域探究コース」については、学校と地域の連携を基軸とし、地域の学びや地域課題解決を通じた「生きる力」の育成を目的とするものであり、市の協

力が求められており、新たな学びの仕組みをフォローする高校魅力化コーディネーターを配置します。また、その成果については、他の2校にも活用できるものであり、3高校の魅力化にもつなげます。

これら四つの横断的に取り組む項目に加え、地域経済活性化の契機ともなるT S MCの本県での工場建設に伴い、本市では「半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部」を設置しました。今後は、分野ごとに作業部会が中心となり、想定される課題や施策の検討に取り組みます。

また、本年度より旭志地域が新たに過疎地域に追加されることとなりました。これに伴い、当該地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、国による財政支援を最大限に活用することで、地域活力のさらなる向上を図ります。

次に、重点施策について、五つの政策分野に沿って説明をいたします。

まず、産業と経済についてです。

菊池の活性化につながる菊池ファンの創出拡大については、菊池ファンクラブなどを通じて、コロナ禍においてもオンラインを中心にファンの獲得を進めてきました。今後は、コロナ禍の終息に合わせて、リアルイベントを通じた体験や交流の機会を増やし、本市とより深く関わり、将来的にリピーターや移住等にもつながる関係人口を増やします。また、これらの関係人口がふるさと納税の寄附額の増加にもつながるよう、魅力ある返礼品の開発や返礼品取扱事業者の拡充を図ります。

テレワークやワーケーションについては、的確な対応をするため、まずは関西圏を中心にこれらのニーズ調査を実施します。

まちおこしDMOについては、自発的にまちなかの賑わい創出に取り組む人財の発掘及び団体の設立に向けた検討を進めます。

国内外の姉妹・友好都市との交流は、コロナ禍での人の往来が制限される中、本市と韓国の友好都市の中学生同士によるオンライン交流を実施しました。今後もこの取組を継続し、コロナ禍などの突発的な要因に左右されない新しい交流を推進します。また、引き続き菊池国際交流協会と連携し、在菊外国人と市民との交流の機会を拡充します。

次に、観光振興については、コロナ禍の影響により、自然回帰・健康志向といった世界的潮流はさらに強まり、観光の在り方が大きく変化する中、「癒し」を観光の柱として、観光客のニーズに沿った観光コンテンツをさらに磨き上げ、官民連携して観光振興に取り組みます。

コロナ禍において需要が高まっているアウトドアについては、多様な活用が可能な菊池溪谷ビジターセンターと新たなウォーキングコースを加えた菊池溪谷、国内

有数のボート競技場でありキャンプも楽しめる竜門ダム湖サイト、キャンプをはじめ鞍岳登山が楽しめる四季の里旭志など、自然豊かな癒しの観光スポットをつなぎ、新たな魅力発信を行います。また、アウトドアで訪れた方々を温泉やグルメ、散策を楽しめる街中へ回遊するための仕組みづくりを行います。

コロナ禍で落ち込んでいる観光客の増加を図るため、官民一体となってつくり上げる「菊池市観光振興ビジョン」をベースに、本市の魅力を伝えるプロモーション活動や「おもてなし」体制の構築に向けた研修の実施、自然と健康・食・温泉を組み合わせた本市ならではのヘルスツーリズム事業を推進し、さらなる魅力向上を図ります。

「菊池さくら千年プロジェクト」については、日本一の桜の里づくりが市民に浸透し、民間主体での植樹活動も活発に行われていますので、引き続き市民の皆様と連携協力しながら、観光地にふさわしい魅力ある景観づくりを進めます。

本市の基幹産業である農業については、これからの地域の中心となる担い手農家の確保と育成が極めて重要であるため、引き続き本市独自の新規農業就業奨励金や国の農業次世代人材投資資金の活用促進、日本農業経営大学校を運営するアグリフューチャージャパンと連携した農業経営セミナーの開催などにより、新規就農者を確保し、優れた農業者を育成します。

安心・安全で高品質な農産物づくりについては、有機農業をはじめ、化学合成肥料や化学合成農薬の低減、畜産堆肥の施用による土づくりを行うなど、環境にやさしい農業の推進を強化するとともに、本市独自の「環境王国菊池農業生産基準」についても、農業者をはじめ、各物産館やJAと連携して高付加価値化につなげ、さらなる販売促進に取り組みます。

農林畜産物については、ブランド力の強化に努めるとともに、新たな加工品の開発やPRによる消費拡大などを図ります。また、日本穀物検定協会の米食味ランキングでの最高評価である特Aの獲得や地理的表示制度（GI）登録に向け、県やJAと連携して継続した取組を行うとともに、引き続き菊池米食味コンクールや九州のお米食味コンクールによる菊池米のさらなるブランド力の向上に努めます。

スマート農業については、イチゴ生産ハウスの自動開閉装置の整備、搾乳ロボット等の導入を支援し、普及を図りました。今後も、引き続きICT等を活用したスマート農業や施設整備等を支援し、作業の省力化・高度化により生産体制の強化を図ります。

また、農業者の高齢化や後継者不足など様々な問題を抱えるなど、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況ですが、今後も持続的な農業経営を維持・向上していくため、農地や農道、用排水路等の農業生産基盤の整備について、引き続き県営

事業や団体営事業等を活用しながら、中山間地域や新規要望地区の早期事業化に向けて取り組みます。

農業経営の法人化については、個々の農業経営から集落営農組織への展開を図り、法人化に向けた取組を推進し、生産方法の効率化や所得の向上を図ります。

畜産業については、市内において家畜伝染病を発生させないよう、防疫意識の啓発を図り、県やJA等と連携した家畜防疫体制の整備に努めます。

また、畜産農家の経営基盤強化のため、優良な家畜の導入補助や農業制度資金の利子補給、国及び県の補助事業を活用した支援を引き続き実施します。

畜産環境問題については、広報紙やホームページ等を活用し、法を遵守した畜産堆肥の適正管理や定期的な環境パトロールの実施など、県と連携した環境指導を行い、余剰堆肥については広域流通を推進します。

林業振興については、引き続き作業路及び作業道の整備、間伐材の利用や流通を支援し、木材の安定した供給を図ります。また、森林環境譲与税を活用し、引き続き森林経営管理に関する意向調査を行い、その調査結果を基に計画を立て、私有林の持続的な適正管理を支援します。

有害鳥獣による農林産物などの被害軽減対策については、侵入防止柵設置費用の一部補助や捕獲報奨金により、引き続き被害軽減に努めます。また、里山整備事業等の活用を推進し、住宅地へのイノシシなどの出没抑制に努めます。

次に、商工業の振興についてです。創業を目指す事業者については、起業塾・講座などの創業セミナーや個別相談会を開催し、創業までのノウハウの習得や個別課題の解決につなげるとともに、創業にかかる資金を支援します。また、中央図書館において関係資料やデータベース等の充実を図り、ビジネス支援機能を向上させるとともに、交流の場として活用することで、創業率の向上や創業者の育成を支援します。さらに、将来の事業主となる後継者を対象とした人財育成事業を展開し、地域の持続的発展につながるような、地域に根差した新たなビジネスの創出を図ります。

特に、飲食サービスについては、グルメ菊池戦略として、一定の基準をクリアしたグルメ認定店を広く市内外にPRします。また、「グルメ菊池重点区域」を定め、この区域で創業する飲食店の支援を拡充します。さらに、菊池産食材を生かした飲食サービスの新たな展開につなげるため、空き店舗、空きスペース、空き時間を活用したチャレンジショップの取組を支援します。

既存事業者の支援については、中小企業診断士による個別店舗の臨店指導やセミナーの開催により、事業改善を促すことで繁盛店を育成します。さらに、中小企業や小規模事業者が長年製造してきた商品や培ってきた技術を次世代へ引き継ぐため、

商工会と連携して事業承継を促進します。そのほか、様々な産業分野の事業者が集うビジネスサロンを設け、情報交換などを通じた新たなビジネスチャンスの創出につなげます。

働き方改革の推進やコロナ禍によって加速したリモートワーク、ネット通販、キャッシュレス決済、副業人材活用などの新たなビジネス様式への対応については、産学官金が連携協力し、経営力強化を目指す事業者に対して支援を行います。

地域雇用の推進については、今後、TSMCの立地に伴い、多くの技術者の雇用や関連企業の進出が見込まれるため、新たな雇用情報の収集や提供に努めます。また、既立地企業については、企業ガイドブックの活用や工場見学をはじめ、中高生のインターンシップ受入企業の拡充などを通じ、広く企業の情報や魅力を伝えます。

次に、子育てと健康福祉についての政策分野であります。

子どもの健やかな育ちと安心して子育てができる環境の整備は、大変重要な課題です。そのため、障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童を含め、保育を必要とする全ての児童を受け入れることができるよう態勢を整えます。また、放課後児童クラブでは、菊之池小学校の児童数の増加に伴い、学校敷地内での施設の増設に向けた準備を進めます。

地域子育て支援拠点事業については、つどいの広場「ひだまり」の実施場所の確保に向けた準備を進めます。なお、本年度は生涯学習センターK i C R O S Sの一部を活用し、子育て中の親子の交流や学びの促進を図ります。また、病児・病後児保育事業の拡充を図るため、施設の新規開設に向けた検討を行います。

妊娠期からの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センターきくびあ」や乳幼児健診を行う「こども健診センター」において、子育てに関する相談等の充実を図ります。また、増加傾向にある児童虐待の早期発見や未然防止及びDVに対して迅速かつ適切な対応に努めるとともに、孤立する妊婦や不安を抱えながら子育てを行う保護者のために、コロナ禍においても、安心して子育てできるよう、関係機関と連携して支援を行います。

市民の健康については、健康寿命の延伸を図るため、特に糖尿病や高血圧などの生活習慣病の発症予防や脳卒中、心疾患、慢性腎臓病等の重症化予防を進めるとともに、各種健診の受診率向上や健診結果に基づいた保健指導の充実にも努めます。

市民の自主的な健康づくりについては、アプリを活用した健康ポイント事業やウォーキング教室などについて、引き続き周知を図るとともに、正しい食習慣についても「食生活改善推進員協議会」と連携しながら啓発を図ります。また、妊娠期や乳幼児期より生活習慣病予防の視点を持ち、正しい生活習慣を身につけることができるよう保健指導に努めます。

高齢者の健康寿命の延伸については、「いきいき百歳体操」を行う住民主体の通いの場の増加を目指すとともに、感染症対策を講じた活動方法や自宅でできる体操等の周知に加え、国保データベースを活用して、地域の実情に応じた健康課題に対する解決支援を行います。また、これまでの認知症対策に加え、認知機能低下のおそれのある高齢者に対しては、認知機能維持のためのプログラムを実施し、認知症の予防に努めます。

障がい者・障がい児の福祉については、自立と社会参加の支援を推進するため、引き続き一人ひとりのニーズに即した適切なサービスが有効に利用できるよう、関係機関と連携を図りながら地域での生活を支援します。また、障がい者・障がい児に対する理解の浸透と差別の解消を図るため、啓発活動等を推進します。

生活困窮世帯については、必要な支援を受けることができ、安心して安定した生活を送ることができるよう、困窮状況に即した計画に基づく居住、就労、家計等の各種支援へつなぐことで、世帯の自立促進を図ります。

地域福祉については、「ともにつながり支え合い、誰もが安心して暮らせる菊池」を基本理念とする「第3期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域支えあいの意識づくりを進め、民生委員・児童委員等の福祉活動を支援し、市民全てが相互につながり、ともに支えあう地域福祉の推進に努めます。

次に、自然環境と暮らしの基盤についてです。

脱炭素・循環型社会の実現については、熊本連携中枢都市圏において、圏域全体の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとするカーボン・ニュートラルの実現に取り組むとともに、「第三次菊池市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」を着実に実施するため、本市職員自らが環境に配慮した行動を率先して実行し、温室効果ガスの削減に取り組めます。

ごみの減量化やリサイクルの推進については、これまで、ごみ分別アプリや出前講座などを活用し、幅広く市民への周知・啓発を図ってきましたが、コロナ禍の状況を見ながら計画的に推進していきます。また、家庭から排出される空き缶や空き瓶などをごみとしてではなく、有価物として回収される各団体への奨励金交付制度や、生ごみの減量を図るための生ごみ処理機の補助金交付制度などの利用促進を図り、ごみの排出抑制と再資源化による循環型社会を推進します。

七城地区の地下水対策事業については、熊本大学との共同研究による地下水の定点水質調査及び分析業務を引き続き実施し、調査結果を踏まえた安心・安全な地下水保全に努めます。また、農用地における野積堆肥の巡回・指導も引き続き実施しながら、地下水対策協議会において地域の現状等を踏まえた実効性のある地下水保全対策に関する協議・検討を行います。さらに、浄水器設置希望者に対する費用の

支援については、これまでのご意見などを踏まえ、支援内容の見直しを検討します。また、小規模水道施設整備等補助事業については、引き続き新設、増設及び改修等を希望する組織等に支援を行い、安全な飲用水の確保に努めます。

農地の保全については、国の中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、集落ごとの共同活動を行う組織に対し支援を行い、中山間地をはじめとする農地の活用・保全に努め、農業や農村の持つ多面的機能の維持と増進を図ります。

4月に熊本で開催予定の「世界かんがい施設遺産サミット in kumamoto」では、本市のかんがい用水群も現地検討会のコースの一つになっていますので、この機会に本市の魅力のPRを図ります。また、世界かんがい施設遺産の今後の活用については、新たに設立予定である「(仮称)世界かんがい施設遺産地域活性化推進協議会」の中で協議を進めます。

花と緑にあふれたまちづくりについては、「はなまちづくり」・「もりまちづくり」を通して、空き地等の緑化に取り組み、市民の皆様の憩いの場を創出してきました。今後も協力企業から提供される花苗を活用し、引き続き市民協働で、まち全体がいつも花であふれるような「一家一花運動」や「グリーン市民制度」を展開しながら、本市SDGs未来都市計画に掲げる「みんなが住み続けたいまち」を目指します。

「かわまちづくり」については、これまで市民の皆様をはじめ、国や大学と連携し、社会実験を通して「かわ」と「まち」がつながる癒しの空間の創造を模索してきましたが、国による迫間川の工事が始まりましたので、それに合わせて迫間川と御所通りをつなぐ連絡路の整備に着手します。さらに、「はなまちづくり」・「もりまちづくり」と連動しながら、歩ける滞在型のまち「ウォークブルシティ」を推進し、活気あるまちづくりを図るとともに、楽しみながら子育てができる環境や若者が住みたいまちの実現を目指します。

花房坂周辺公園については、整備に着手し、市民の皆様が愛着を持てる公園づくりを目指すとともに、展望を生かした集客にもつなげます。また、菊池公園の十月桜エリアについては、これまで給水設備や園路の整備を行ってきました。今後はそれらを生かし、市民が主体となって健康的に楽しみながら公園づくりができるようなエリアを目指します。

その他の公園についても、子育て世代をはじめ、市民の皆様の憩いの場としての良好な公園管理に努めるとともに、将来的に民間資力を活用した管理体制についても検討を行います。

防災については、自助・共助・公助の連携による地域防災力の活性化を図り、公

害（後に発言の申し出があり、「公害」を「災害」へ訂正）に強い安全・安心なまちづくりを進めます。また、高齢者等の情報弱者が誰一人取り残されることなく、確実に防災情報を受け取ることができるよう、戸別受信機の貸与事業を迅速に進めます。

交通安全・防犯対策については、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、交通安全のための啓発やパトロール活動、カーブミラー等の交通安全施設や防犯灯、防犯カメラの整備を計画的に実施します。

公営住宅については、本年度から指定管理を導入しますが、コスト削減はもとより、入居者へのさらなるサービス向上を図ります。また、住宅施策として、T S M C 関連の対策も含め、民間の資力を活用した居住環境整備の検討を始めます。

市道の整備については、市民生活における利便性の向上と地域活性化及び歩行者等の安全確保のため、計画的に道路改良、舗装補修、側溝整備、橋りょう修繕等を引き続き実施し、適切な維持管理に努めます。また、国県道については、国道325号の4車線化及び県道の未改良区間の整備要望を引き続き行います。

地域の公共交通については、べんりカー、あいのりタクシー、路線バス運行の維持確保を継続するとともに、市民ニーズの把握により、公共交通施策の改善に努めます。

水道事業については、安全でおいしい水道水を安定して供給するため、新たな水源施設の構築、経年劣化している水中ポンプの取替え及び配水管の布設替等を行い、水道施設の維持管理に努めます。

下水道事業については、引き続き経営基盤の強化と経営健全化の取組を推進します。本年度は、菊池市浄水センターの消化タンク工事を実施するとともに、未普及対策として、泗水処理区の富の原地区において面整備を進めます。また、引き続き浄化槽整備を推進することで、汚水処理人口普及率の向上に努め、生活環境と公共用水域の保全を図ります。

次に、教育と文化について申し述べます。

学校教育については、意欲と能力があり、国や社会の発展に貢献することが期待される子どもたちが、経済的な理由により高校や大学への進学を断念することがないように、引き続き給付型の奨学金制度である「菊池市教育振興小川基金」の活用を進めます。また、貸付型の奨学資金については、さらなる修学支援のため、入学・進学前の申請受付へと変更し、毎月の奨学金に加え、新たに「入学準備金」を導入するための準備を始めます。

学校のICT機器整備については、これまでに導入した1人1台端末や電子黒板等のICT機器を積極的に活用した授業の実践により、子どもたちの情報活用能力

の育成を進め、コロナ禍に負けない学びの活用方法を推進します。

小学生の「笑育出前事業」については、笑いの仕組みや漫才づくりの学習を通じて、子どもたちの発想力やコミュニケーション能力の向上を図ります。

中学生の人財育成については、引き続きプラチナ構想ネットワークをはじめとする関係機関と連携し、「森の学校・きくち」の実施や「プラチナ未来人財育成塾」への派遣を行い、未来のリーダーを育成します。

学校施設については、「菊池市学校施設等長寿命化計画」に基づき、現在工事を進めている「泗水中学校長寿命化改良工事」の完成を目指します。また、菊池南中学校の改修工事の詳細設計を実施し、令和5年から2か年での改修を目指します。

生涯学習については、菊池の豊かな自然の中で、子どもたちが昔遊び等の様々な活動を体験する「菊池あおぞら自然教室」を開催し、子どもたちの健やかな心と体の成長を促進します。また、中学生の学習習慣の確立を目指すため、地域の協力を得ながら全ての中学校で「地域未来塾」を開講します。

公民館については、主催講座等の学習成果を自己実現のみならず、地域課題等の各種問題解決や地域活性化につなげるため、まちづくりリーダーや生涯学習指導者等の養成を行う「キクロスカレッジ」や「生涯学習人財認証制度」を創設し、より一層「学びと活動の循環」が図られるよう取り組みます。

図書館については、教養、調査研究、レクリエーションの三つの機能をさらに進化させます。また、多文化サービスの充実とビジネス支援にも注力するとともに、学校図書館との連携を進めるため、学校司書を図書館から派遣し、発達段階に応じた読書活動の推進に努めます。そのほか、図書館と市民が一体となって取り組む資料整備を加速させるため、デジタルアーカイブを市民レベルで取り組むことができるよう人財育成に努めます。また、図書館を活用した市民の調査研究を支援するため、各種資料やサービスの充実を図り、課題解決型図書館を目指します。

社会体育については、体育施設の安全管理はもとより、世代に合わせたニュースポーツの普及を促進します。また、市民の健康増進についても関係機関と連携しながら推進します。

斑蛇口湖ボート場の活用については、各種大会や合宿の誘致だけではなく、小中学生を対象とした、九州や全国レベルの大会開催に積極的に取り組みます。

また、県民最大級のスポーツイベントである「熊本県民体育祭」が、令和5年度に菊池郡市・山鹿市を会場に開催予定となっていますので、大会準備に着手しながら本市の魅力のPRを図ります。

伝統文化については、地域の民俗芸能保存団体の活動支援など、伝統文化の保存・整備を続けるとともに、それらを後世へ継承するため、学校における伝統芸能

の学びや体験を拡充し、社会クラブ化を見据えた取組を行います。また、史跡菊之城跡の国指定化に向け、文化庁へ意見具申を行うために総括報告書を刊行します。

菊池文化研究所では、菊池一族の研究にとどまらず、江戸末期から明治にあった私塾をはじめ、文化や風土の記録等の資料収集や活用に努めます。

鞠智城については、国営公園化に向け、引き続き県や山鹿市と連携し、魅力を発信しながら、認知度向上に向けて効果的な事業を実施します。

そのほか、身近な自然や歴史的な環境を保護・活用しながら、次の世代に継承していくために、引き続きナショナルトラストなどの検討を行います。

人権教育・啓発については、様々な人権問題の理解と認識を深めるとともに、部落差別をはじめ、インターネットによる人権侵害や新型コロナウイルス感染症に関する人権問題など、新たな人権課題の解消に向けて、各種研修会や、ふるさと懇談会など工夫しながら実施します。

西部市民センターについては、引き続き開かれたコミュニティセンターとして交流を促進しながら、人権啓発の情報発信に努めます。

男女共同参画社会の実現については、新たに策定した「菊池市男女共同参画計画」に基づき、男女がともに輝き支えあう持続可能な社会の実現を目指し、審議会やセミナー等の開催、市民協働でのフォーラムの開催や情報誌作成など、男女共同参画の視点に立った意識啓発や女性活躍推進に取り組みます。また、多様な視点で施策が実行できるよう、審議会等への女性登用率の向上に一層取り組みます。さらに、市民の多様な生き方を認める社会やSDGsにおける誰一人取り残さない社会の実現のため、性的マイノリティ当事者間が婚姻と同様の精神的・経済的絆であることを認めるパートナーシップ制度の導入を進めます。

次に、市政運営についてであります。

開かれた市政の推進を図るため、市民の皆様に必要な情報を適切に、より分かりやすく届けるよう、広報紙の充実や各種SNSなどを用いた情報発信を進めます。また、「きくち防災・行政ナビ」の活用方法の拡充について検討し、より確実に、より着実に情報が伝わるよう努めます。

市民のニーズや意見を把握し政策に反映させるため、「市長と語る会」をはじめ、各種計画を策定する中でのワークショップやパブリックコメント等を活用し、広く意見の聴取の機会を確保します。

行政運営については、これまでの「効率化＝削減」という概念に捉われず、人財・ICT等の組織を支える基盤として必要な部分には投資を行い、質の高い行政サービスの提供につなげます。

行政手続のデジタル化については、その基盤となるマイナンバーカードの取得促

進を図るため、自治会・企業・団体などへの出張申請受付や県が主催する大規模事業所等出張申請事業を共同で実施するとともに、PRを強化します。併せて、各種申請書等の押印を廃止し、マイナンバーカードを利用した各種手続のオンライン化を進め、デジタル技術を活用した市民サービスの利便性向上を図ります。また、庁内においては、AIやRPAなどのデジタル技術を活用するとともに、電子決裁を視野に入れた文書管理システムの導入を進め、業務の効率化と文書の電子化を図ります。なお、効果的・効率的にデジタル化を推進するため、横断的に機能する組織体制の整備や計画の策定を行います。

職員の人財育成については、引き続き国、県及び関係機関への積極的な派遣研修を行い、専門的かつ総合的な知識や技能の習得・向上を図ります。また、管理監督職研修をはじめとした各種人財育成研修により、事務品質及び市民サービスの向上に努めます。

財政運営については、これまで取り組んできた成果や中長期的な見通しを踏まえ、自立、安定した財政基盤の確立を図ります。

公共施設等については、個別施設計画に基づく支所整備事業が本年度の七城支所外構工事をもって全て完了となります。そのほかの公共施設等については、引き続き市民や利用者等との合意形成に努めながら個別施設計画を推進し、合理化に努めます。

また、債権管理については、新たに独立した部署を設置し、適正かつ効率的な管理に努めます。

最後に、私の決意を述べて、この施政方針を締めくくりたいと思います。

令和4年度は、私が市政運営を担わせていただいてから10年目という大きな節目を迎えます。今後も初心を忘れることなく、「一身を投げ打って、ふるさとの再生に尽くす！」という決意の下、覚悟と情熱を持って前に進んでいく所存です。

合い言葉は「三つのつ」。つどう、つなげる、つづける。本市の持つ豊かな自然環境や歴史文化に、菊池ファンなど本市と関わりを持つ人々がつどい、これらの人々と市民・地域・企業・行政が相互につながり、世代を超えて地道な努力をつづけることで、先人から受け継いだ素晴らしいふるさとのさらなる発展を目指します。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない厳しい状況が続いておりますが、どのような困難にも一致団結の精神で市民力を結集することで、ピンチをチャンスに変え、「人と自然が調和し、希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」を目指して全力で取り組んでまいります。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書その1の1ページをお願いいたします。

議案第2号は、人事院規則の一部改正に伴う、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、議案第3号は、公職選挙法の一部改正等に伴う、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正、議案第4号は、消防団員の処遇改善に伴う、菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正、議案第5号は、議案第4号の条例改正に伴う、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第6号は、奨学資金に入学準備金を導入することに伴う、菊池市奨学資金貸付条例の一部改正、議案第7号は、七城図書館及び旭志図書館の休館日を追加することに伴う、菊池市立図書館条例の一部改正、議案第8号は、新たに不燃ごみ袋（極小）を作成することに伴う、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部改正、議案第9号は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の一部改正、議案第10号は、七城多目的研修センターの貸付けに伴う、菊池市多目的研修センター条例の一部改正でございます。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2、1ページの議案第11号、令和3年度一般会計補正予算（第16号）につきましては、予算の総額から7億6,007万2,000円を減額するものでございまして、補正の主なものとしましては、国の補正予算に伴う農業水利施設保全合理化作業や、農業競争力強化基盤整備事業の増額、職員人件費及び各種事業費の確定見込みによる減額補正などとなっております。

議案第12号から議案第16号までの5議案につきましては、令和3年度の各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算でございます。

また、別冊となっております、議案第17号から議案22号までの6議案につきましては、令和4年度の当初予算でございます。

議案書その1に戻っていただきまして、23ページをお願いいたします。

議案第23号、第3次菊池市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定については、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第24号、菊池市定住自立圏形成方針の変更については、同じく地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第25号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第26号、市道路線の認定については、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

施政方針の中で、私の言い間違いがございましたので、おわびして、訂正を申し上げます。

箇所につきましては、施策16、項目は防災・消防体制の充実に関わる事柄であります。ちょっと該当箇所を読みますと、最初でございます。防災については、自助・共助・公助の連携による地域防災力の活性化を図り、「災害」に強い安全・安心なまちづくりと言うべきところを「公害」に強いというふうに申し上げたようでございますので、おわびして、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○大賀慶一 議長　ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩　午前10時54分

開議　午前11時01分

○

○大賀慶一 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長　改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第2号から議案第26号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書その1の1ページをお願いいたします。

議案第2号、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院規則の一部改正に伴い、条例を改正するもので、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第3号、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第4号、菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員の報酬等の処遇を改善するに当たり、条例を改

正するもので、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第4号に関連し、消防団員の報酬等の処遇の改善に伴い、条例を改正するもので、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第6号、菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、奨学資金に入学準備金を導入することに伴い、条例を改正するもので、令和4年7月1日から施行することとしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第7号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、七城図書館及び旭志図書館の休館日を追加することに伴い、条例を改正するもので、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第8号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新たに不燃ごみ袋（極小）を作成するに当たり、条例を改正するもので、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第9号、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第10号、菊池市多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定については、七城多目的研修センターを貸付けするに当たり、条例を改正するもので、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2の1ページをお願いいたします。

議案第11号、令和3年度一般会計補正予算（第16号）でございます。

開けていただき、3ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から7億6,007万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ315億974万8,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により説明いたします。

12ページをお願いいたします。

1 枠目の款1 市税、項1 市民税1 億3, 300万7, 000円の増額、及び2 枠目の項2 固定資産税3 億1, 867万8, 000円の増額は、収入実績見込みによる増額でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

4 枠目の目1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1 億6, 800万円の減額は、税収確定見込みによる減額でございます。

5 枠目の目1 地方交付税3 億4, 111万1, 000円の増額は、国の補正予算において、国税収入の補正等が行われたことによる増額でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

2 枠目の目3 民生費国庫補助金、節3 児童福祉費補助金1, 950万3, 000円の減額は、主に子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費の確定見込みによる減額でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

同じく目3 民生費国庫補助金、節4 生活保護費補助金1, 047万4, 000円の減額は、主に新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給実績によるセーフティネット強化交付金の減額でございます。

同じく目9 教育費国庫補助金、節3 中学校費補助金7, 151万4, 000円の増額は、泗水中学校長寿命化改良工事における交付決定による増額でございます。

同じく目10 災害復旧費国庫補助金2, 865万3, 000円の増額は、令和2年7月豪雨の繰越事業に係る交付見込額の確定による増額でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

目5 農林水産事業費県補助金、節1 農業費補助金5, 139万5, 000円の減額は、主に多面的機能支払事業や、中山間農業モデル地区支援事業等の事業費の確定見込みによる減額でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

4 枠目の目1 財源調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

目2 総務債5 億1, 470万円の減額は、普通交付税の追加交付により、臨時財政対策債2 億4 20万円の減額や、新型コロナウイルスの影響により、減収を想定していた市税、交付金及び使用料等について、減収が見込まれないことから、減収補填債1 億7, 000万円及び特別減収対策債1 億4, 050万円を減額するもの

でございます。

そのほか、国の補正による事業実施のための補正予算債の増額及び事業費確定見込みによる市債の減額が主なものとなっております、27ページにおきまして、合計で6億2,060万円の減額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

56ページをお願いいたします。

目3障がい者福祉費のうち、最下段の自立支援給付費等事業4,270万7,000円の増額は、主に介護給付事業の利用者増に伴う増額でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

目1高齢者福祉費のうち、最下段の介護保険事業特別会計繰出金3,505万3,000円の減額は、会計の事業費確定見込みによる減額でございます。

次に、82ページをお願いいたします。

目3農業振興費のうち、2段目の多面的機能支払事業3,085万5,000円の減額は、歳入でご説明しましたとおり、事業費の確定見込みによる補助金等の減額でございます。

次に、86ページをお願いいたします。

目8農地費のうち、最下段の農業水利施設保全合理化事業1,876万5,000円の増額は、主に国の補正予算により県が実施する菊池平野地区農業水利施設保全高度化事業に対する市負担金の増額でございます。

次に、87ページをお願いいたします。

目8農地費のうち、2段目の農業競争力強化基盤整備事業1,101万9,000円の増額は、主に国の補正予算により県が実施する七城北部地区農業競争力強化農地整備事業に対する市負担金の増額でございます。

次に、94ページをお願いいたします。

2枠目の目2道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう新設改良事業2,314万円の減額は、事業費確定見込みによる減でございます。

次に、95ページをお願いいたします。

目3道路橋りょう維持費のうち、道路橋りょう維持事業2,962万3,000円の減額は、事業費確定見込みによる減でございます。

次に、101ページをお願いいたします。

1枠目の目2住宅建設費2,666万8,000円の減額は、公営住宅ストック総合改善事業の事業費確定見込みによる減でございます。

次に、105ページをお願いいたします。

目2事務局費のうち、1段目の奨学基金貸付事業1,235万3,000円の減

額は、貸付実績見込みによる減でございます。

次に、110ページをお願いいたします。

目1学校管理費のうち、下から2段目の学校ICT教育推進事業（小学校）774万2,000円の減額は、システム利用の実績見込みによる減でございます。

次に、113ページをお願いいたします。

目1学校管理費のうち、上から3段目の学校ICT教育推進事業（中学校）427万6,000円の減額につきましても、先ほどの小学校費と同様に、システム利用の実績見込みによる減でございます。

それでは、8ページに戻っていただきますようお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加8件、変更2件となっておりますが、繰越しの理由としましては、関係機関との協議に不測の日数を要したのものや、新型コロナの影響により、資機材や作業員の確保が困難となったもの及び国の補正予算によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

内容としましては、普通交付税の追加交付による、臨時財政対策債2億420万円の減額や、減収補填債1億7,000万円及び特別減収対策債1億4,050万円の減額が主なものでございます。

また、そのほかにも、国の補正による事業実施のための補正予算債の増額及び事業費確定見込みによる市債の減額などもございまして、合計で6億2,060万円の減額となっております。

次に、133ページをお願いいたします。

議案第12号、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

開けていただき、134ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1,410万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,109万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、療養給付費負担金の確定見込みによる増額となっております。

次に、147ページをお願いいたします。

議案第13号、令和3年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただき、148ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から675万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,137万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、保険基盤安定負担金の確定見込みによる減額となっております。

次に、153ページをお願いいたします。

議案第14号、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

開けて、154ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1億2,059万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,403万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、居宅介護、施設介護、地域密着型サービス給付費の執行見込額の確定見込みによる減額となっております。

次に、171ページをお願いいたします。

議案第15号、令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

開けて、172ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条におきまして、水道事業収益を1,519万2,000円増額し、総額を6億7,698万6,000円とし、水道事業費用を2,787万5,000円増額し、総額を6億4,895万5,000円とするものでございます。

また、第4条におきまして、資本的支出を800万円減額し、総額を5億810万1,000円とするものでございまして、補正の内容につきましては、長期前受金戻入及び資産減耗費の増が主なものでございます。

そのほか、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、8万2,000円減額し、総額を7,303万5,000円とするものでございます。

次に、181ページをお願いいたします。

議案第16号、令和3年度下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

開けて、182ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条におきまして、下水道事業収益を1,174万9,000円減額し、総額を18億3,007万8,000円とし、下水道事業費用を13万円増額し、総額を17億9,391万7,000円とするものでございます。

また、第4条におきまして、資本的収入を3,376万円減額し、総額を7億7,886万2,000円とし、資本的支出を4,254万4,000円減額し、総額

を12億9,835万7,000円とするものでございまして、補正の内容としましては、収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、事業所等の利用者減に伴う下水道使用料の減額、支出につきましては、減価償却費の増額、処理施設の電気料及び維持管理業務委託料の減額が主なものでございます。

次に、別冊となっております、議案第17号から議案第22号までの一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和4年度当初予算につきましては、予算に関する説明資料により概要を説明しますので、そちらのほうをご覧ください。A4の縦版になっております。こういったのが添付されていると思いますので、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

それでは、予算に関する説明資料の1ページをお願いいたします。

令和4年度の菊池市の財政規模でございます。

一般会計につきましては、予算総額268億800万円で、前年度と比較しまして、5,286万1,000円、0.2%の減となっております。

なお、補足でございますが、令和3年度の予算につきましては、同規模での比較ができますよう当初の骨格予算に加え、6月補正の肉づけ分を含んだ予算額としております。

また、括弧内の数値につきましては、参考としまして、新型コロナウイルス感染症対策に要した経費を除いた場合の予算額を記載させていただいております。

令和4年度の主な事業内容としましては、防災無線等整備事業9,007万5,000円、菊池幼稚園施設整備にかかる経費2億3,014万4,000円、中学校長寿命化改良事業4億6,691万1,000円、3高校魅力化に伴う公設塾関連経費1,512万4,000円、菊池一族プロジェクト事業1,592万2,000円、及び、ワクチン接種の新型コロナウイルス感染症対策事業1億2,565万2,000円などがございます。

続きまして、特別会計について説明させていただきます。

まず、国民健康保険事業会計でございますが、総額67億6,774万1,000円、前年度比8,350万5,000円、1.2%の増で、主に療養給付費等の負担金の増によるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計につきましては、予算総額7億9,342万1,000円、前年度比1億3,672万7,000円、20.8%の増で、主に後期高齢者医療広域連合負担金の増によるものでございます。

最後に、介護保険事業会計につきましては、予算総額59億8,296万8,000円、前年度比3,108万円、0.5%の増で、主に居宅及び施設介護サービス給付費負担金の増によるものでございます。

以上、特別会計全体では135億4,413万円で、前年度比2億5,131万2,000円、1.9%の増となっております。

次に、水道事業会計につきましては、予算総額11億906万3,000円で、前年度比154万2,000円、0.1%の減となっております。

次に、下水道事業会計につきましては、予算総額31億2,153万9,000円で、前年度比5,495万2,000円、1.8%の増となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

令和4年度目的別歳入予算の状況でございます。

表中、主なものを説明させていただきます。

最上段の市税につきましては、55億8,293万6,000円で、前年度比6億6,311万9,000円、13.5%の増となっており、前年度の新型コロナウイルス感染症の影響による減収を、通常ベースまで引き上げた収入額で見込んでおります。

次に、地方譲与税から地方交付税につきましては、国の地方財政計画と、本市の実績等を精査した上で、見込額を計上いたしております。

そのうち、地方交付税につきましては、前年度比8億円、10.5%の増となっておりますが、これは普通交付税の増でございまして、これまでの交付実績や、国の地方財政計画による伸び率などから再算定を行いまして、75億円を見込み、特別交付税の9億円と合わせて、合計で84億円を見込んでおります。

次に、国庫支出金は40億7,041万1,000円で、前年度比1億1,338万6,000円、2.9%の増となっております。

主な要因は、菊池幼稚園の施設整備にかかる保育所等整備交付金7,697万円の増によるものでございます。

次に、県支出金は25億3,937万8,000円で、前年度比1億384万4,000円、4.3%の増となっております。

主な要因は、こちらも菊池幼稚園の施設整備にかかる安心こども基金特別対策事業補助金7,645万9,000円の増によるものでございます。

次に、繰入金金は15億8,545万2,000円で、前年度比8億9,431万4,000円、36.1%の減となっております。

主な要因は、普通交付税の増に伴う財政調整基金繰入金7億7,800万円の減額によるものでございます。

最後に、市債は18億8,870万円で、前年度比7億7,660万円、29.1%の減となっております。

主な要因は、前年度に新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して計上しており

ました減収補填債1億7,000万円の減や、臨時財政対策債3億4,730万円の減などによるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

令和4年度目的別歳出予算の状況でございます。

表中、主なものを説明させていただきます。

まず、議会費は2億404万4,000円で、前年度比124万円、0.6%の増で、議員改選に伴う需用費等の増によるものでございます。

次に、総務費は31億6,495万1,000円、前年度比6,028万9,000円、1.9%の減で、主に七城支所庁舎整備の事業費の減によるものでございます。

次に、民生費は102億6,562万8,000円、前年度比5億6,495万5,000円、5.8%の増で、主に菊池幼稚園の施設整備にかかる補助金約2億3,014万4,000円の増によるものでございます。

次に、衛生費は14億2,792万5,000円、前年度比2億9,142万2,000円、16.9%の減で、主に菊池環境保全組合負担金1億6,405万9,000円の減によるものでございます。

次に、農林水産業費は15億3,492万7,000円、前年度比1億7,162万1,000円、10.1%の減で、主に国営菊池台地土地改良事業の負担金の支払いが令和3年度をもって終了したことによる影響でございます。

次に、商工費は3億5,747万1,000円、前年度比1,639万5,000円、4.8%の増で、主に商工会の移転に伴う改修費補助金1,500万円の増によるものでございます。

次に、土木費は25億6,936万9,000円、前年度比1億7,423万9,000円、7.3%の増で、主に令和4年度より開始いたします市営住宅の指定管理委託料7,642万5,000円の増や、花房坂周辺公園整備事業費6,155万6,000円の増によるものでございます。

次に、消防費は9億8,473万6,000円、前年度比1億1,273万4,000円、12.9%の増で、主に高齢者世帯等への戸別受信機配備にかかる事業費9,007万5,000円の増によるものでございます。

次に、教育費は26億8,708万4,000円、前年度比3億5,104万6,000円、11.6%の減で、主に泗水中学校長寿命化改良事業3億7,050万円の減によるものでございます。

次に、災害復旧費は1,200万円、前年度比1,794万7,000円、59.9%の減で、主に農林水産施設の小災害復旧事業補助金の減によるものでございま

す。

次に、公債費は35億7,986万5,000円、前年度比3,009万9,000円、0.8%の減で、主に公債費の支払い見込みによる減でございます。

なお、4ページから8ページにかけて、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表、性質別歳出予算分析グラフを記載しております。

また、別冊の一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の主要事業につきましても、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上が、一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和4年度当初予算の概要でございます。

次に、議案書その1にお戻りいただきますようお願いいたします。

議案書その1の23ページをお願いいたします。

議案第23号、第3次菊池市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定については、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、141ページをお願いいたします。

議案第24号、菊池市定住自立圏形成方針の変更については、同じく、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、155ページをお願いいたします。

議案第25号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、157ページをお願いいたします。

議案第26号、市道路線の認定については、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、158ページから161ページまでが認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第2号から議案第26号までの説明とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で議案の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る2月24日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、2月21日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立ください。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前11時36分

第 2 号

2 月 2 4 日

令和4年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和4年2月24日（木曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

第3 議案第27号 令和3年度菊池市一般会計補正予算(第17号)

議案第28号 令和4年度菊池市一般会計補正予算(第1号)

一括上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

日程第3 議案第27号 令和3年度菊池市一般会計補正予算(第17号)

議案第28号 令和4年度菊池市一般会計補正予算(第1号)

一括上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣

15番 大賀慶一
16番 水上彰澄
17番 二ノ文伸元
18番 泉田栄一朗
19番 木下雄二
20番 山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	後藤啓太郎
総務部長	上田敏雄
市民環境部長	笹本義臣
健康福祉部長	渡邊弘子
経済部長	清水登
建設部長	山田哲二
経済部次長	本田憲仁
教育長	音光寺以章
教育部長	木下徳幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川知己
旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	水上孝道
財政課長	稲葉一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩
市長公室長	松永哲也
農業委員会事務局長	吉田武
水道局長	安武邦男
監査委員事務局長	宇野木洋一

事務局職員出席者

事務局 長	前川 幸輝
事務局 課長	松原 憲一
議会 係長	笹本 聖一
議会 係	西山 美紀
議会 係	吉岡 結加里



○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 質疑

○大賀慶一 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。
質疑は一括質疑として、3回までとなっています。
質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。
発言の通告があっておりますので、質疑を許します。
福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 皆さん、おはようございます。それでは、議案第10号、菊池市多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、質疑いたします。

提案理由として、菊池市七城多目的研修センターを貸し付けるに当たり、条例の一部を改正する必要があるとのことですが、菊池市多目的研修センター条例から、七城多目的研修センターの項を削除する趣旨について、説明をお願いします。

また、七城多目的研修センターを貸し付けるとの理由ですが、七城支所移転後の使用目的は既に決まっているということでしょうか。

以上です。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、おはようございます。まず、福島議員の質疑の削除する趣旨についてお答えします。

菊池市七城多目的研修センターは、健康診断や、つどいの広場等に利用しておりましたが、こども健診センター整備後は、健診会場として利用がなくなり、施設全体を見ると、行政財産としての利用は減少してきました。

また、他用途としての活用も見込めなかったことから、個別施設計画において将来の方向を「廃止」と定めておりました。

なお、現在は、七城支所の建て替えに伴い、仮庁舎として運営しておりますが、支所整備の完了に伴い、用途廃止の議案を上程したところでございます。

それから、使用目的が決まっているのかとのご質疑でございますけれども、今回、議案を議決いただいた場合、七城多目的研修センターは「普通財産」となり、施設の廃止や貸付けが可能になります。

昨年12月の議会審議会において、高齢支援課より報告しておりますとおり、菊池市シルバー人材センターから施設借受けの要望書が提出されております。

ご承知のとおり、シルバー人材センターは、高齢者の雇用の機会をつくり、生きがいの充実と福祉の増進を図る「公益社団法人」であることから、市としては、シルバー人材センターの要望に沿えるよう庁内各課と協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 貸し付ける相手がシルバー人材センターとのことですが、今、貸しているところも行政財産だと思うんですね。私が知りたいのは、その行政財産のまま貸し付ける。普通財産にしなければいけない。その理由というのは何かあるんでしょうか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 現在、行政財産として、目的外として、七城支所の仮庁舎として運営しておりますけれども、行政財産としては、「その用途又は目的を妨げない限度において、使用を許可することができる」とされております。これが普通財産となりますと、「貸し付け、交換し、また、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」となりますので、より汎用性を上げるために、普通財産として貸し付けたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 今、行政財産のまま貸されているということなんですけれども、ほかの自治体に聞きますと、行政財産の場合には、一時的、例えば一日とか、一週間とか、そういう一時的な貸付けというのはやるけれども、何年間というのは

やらないというふうなことを聞くんですね。

そういった中で、今度は普通財産というふうに変えて、そこで貸し付けられるということなんですけども、使用料は取られるんでしょうか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 すみません、先ほど行政財産としてのお答えしたところは、現在の七城多目的研修センターのことについて、ちょっとお答えしたところでございます。

また、使用料を徴収するののかということでございますけども、借受けの要望に沿えるよう、今現在、協議中でございますけども、賃料や維持管理費の負担については、シルバー人材センターが公益社団法人である性質も含め、総合的に判断したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 次に、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、おはようございます。それでは、質疑をさせていただきます。

議案第17号、令和4年度菊池市一般会計予算について、質疑をいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、事業番号406番、学校支援員配置事業費1億2,894万1,000円となっております。今年度より1,525万円の増額となっておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、改めまして、おはようございます。ただいまの二ノ文議員の質疑にお答えさせていただきます。

令和3年10月末から各学校長よりヒアリングを行いまして、支援や介助、医療的ケアの支援を必要とする児童・生徒の状況に関するニーズを聞き取っております。

その内容と令和4年度の特別支援学級に在籍する児童生徒数の増と、医療的ケアの支援を必要とする児童生徒の現状から、令和4年度は学校支援員44名、学校看護師3名の計47名を必要数として、予算計上しております。

令和3年度の学校支援員42名と比較しますと、令和4年度は5名増となり、令和3年度と比べ、議員ご案内のとおり、1,525万円の増額となっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 5名の増員ということで、とてもいいことだと私は思うわけですが、それでは、令和5年度からも人数の変動が増えたり減ったりするっていうことでよろしいでしょうか。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、再質疑についてお答えいたします。

来年度も同様に各学校長よりヒアリングを行いまして、次年度の学校支援員のニーズを把握していく予定です。その結果によっては、年度による配置数は変動し、増減もあり得るところで思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 現場の声ということで、校長先生のお話ということなんですが、現場の本当の生の声というのは、実際に支援員として働いておられる先生だろうと思うんですが、その方のご意見というのはどのような形で、ヒアリングといえますか、お聞きになっておられるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 おはようございます。議員のご質問にお答えします。

支援員の先生方におかれましては、毎日、日誌等をつけていらっしゃいます。その日誌を見たり、日頃から面接をしたりとかしながら、日頃の子どもたちの状況等を支援員の先生から管理職のほうが聞いております。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 おはようございます。議案第17号、令和4年度一般会計予算について、質疑いたします。

令和3年6月議会において、政策参与の任用については、週3日の勤務で月額45万円という報酬の決め方、参与職は公募でなく、市長が恣意的に採用できること、何より県内13市で参与職を設置しているのが菊池市のみであることに疑義があり、一般質問において参与職の必要性を質問したところ、市長は答弁で、近年、世界規模の問題が菊池市に降りかかる事態となっているため、県に人的ネットワークが豊

かな木村参与が不可欠であると答弁されていましたが、しかし、今回上程されている令和4年度一般会計予算では、政策参与の予算を計上されていません。計上されていない理由をお答えください。

次に、事業者番号327、予算書146ページの創業支援事業のきくち起業塾委託料について、令和3年度予算の350万円から、令和4年度予算は660万円と約倍増していますが、何件の起業があり、どのような費用対効果があったのか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、私のほうから、政策参与の予算を計上されていない理由を述べよということですので、そちらのほうにお答えしたいと思います。

今回、これまでの活動に一定の成果が見られ、大きな区切りがついたことから、予算には計上しておりません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、荒木議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

起業塾の予算につきましては、令和3年6月議会で事業費を予算化し、7月からプロポーザル方式で事業者を選定する必要があるため、年度中盤からの塾開校となりましたので、最低限の講義数6回で実施したところでございます。

令和4年度は、4月より事業者選定にかかれますので、十分な回数である13回の講義を行える予算662万2,000円を計上しております。

また、令和3年度の起業塾を受講された20名のうち、1名は11月中旬に創業され、9名は創業予定時期を決めて、それぞれの創業に向けた準備を進められております。

また、その他の受講者の方につきましても、受講者同士で情報を共有しながら、自らの創業に向けて検討されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 政策参与の予算を計上されていない理由というのは分かりました。

それでは、きくち起業塾の委託料について、再質疑をいたします。

確かに、まだ今は令和3年度予算中ですので、実績を求めるのは時期尚早だったかと思いますが、このきくち起業塾予算は、昨年6月、先ほど答弁ありましたように、6月の議会において、政策的予算、肉づけ予算として計上されていましたが、昨年6月の議会に提出された主要事業の説明には記載されていませんでした。金額が低いというのもあったのかもしれませんが、また、令和4年度の主要事業にも記載はありません。政策的かつ新規で複数年にわたって行う事業については、主要事業として記載すべきと考えますが、きくち起業塾を記載されていない理由があればお答えください。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年度は、当初予算時に創業支援事業を主要事業に上げておりませんでしたので、補正予算時にも主要事業として説明しておりませんでした。

6月議会中に議員の皆様よりご指摘をいただき、一般会計補正予算（第4号）に係る主な事業、主要事業を除くものがございますが、主要事業を除く、その主な事業一覧として事業名と補正額を資料で提出しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 これで質疑を終わります。



日程第2 委員会付託

○大賀慶一 議長 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第2号から議案第26号までについては、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和4年第1回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第2号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第3号	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第4号	菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第6号	菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第7号	菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第23号	第3次菊池市総合計画(基本構想・前期基本計画)の策定について
	議案第24号	菊池市定住自立圏形成方針の変更について
	議案第25号	熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
福祉厚生 常任委員会	議案第8号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第9号	菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
経済建設 常任委員会	議案第10号	菊池市多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第26号	市道路線の認定について
予算決算 常任委員会	議案第11号	令和3年度菊池市一般会計補正予算(第16号)
	議案第12号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第13号	令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第14号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第15号	令和3年度菊池市水道事業会計補正予算(第4号)
	議案第16号	令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算(第4号)
	議案第17号	令和4年度菊池市一般会計予算
	議案第18号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第19号	令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第20号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第21号	令和4年度菊池市水道事業会計予算
議案第22号	令和4年度菊池市下水道事業会計予算	

○

日程第3 議案第27号及び議案第28号 一括上程・説明・質疑・委員会付託

○大賀慶一 議長 次に、日程第3、議案第27号及び議案第28号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第27号、令和3年度一般会計補正予算（第17号）につきましては、予算の総額から3億1,500万円を減額するものでございまして、新型コロナウイルス感染症対策としての住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金につきまして、令和3年度に全額交付される予定であった国庫補助金が、令和3年度及び令和4年度の2か年に分けて交付されることに伴う減額でございます。

次に、議案第28号、令和4年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、予算の総額に3億1,500万円を追加するものでございまして、議案第27号と同様に、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の国庫補助金が、令和3年度及び令和4年度の2か年に分けて交付されることに伴う増額でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明させていただきます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第27号、令和3年度一般会計補正予算（第17号）でございます。

開けて、2ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から3億1,500万円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ311億9,474万8,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況が拡大傾向にあり、対象世帯数の先行きが見通しにくい状況にあることなどを踏まえ、当初、国の通知により、令和3年度に全額交付される予定

であった国庫補助金が、令和3年度及び令和4年度までの2か年に分けて交付されることに伴う減額でございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1 枠目の目3 民生費国庫補助金3億1,500万円の減額は、先ほどご説明しましたとおり、臨時特別給付金に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

同じく、7ページの2 枠目の目1 社会福祉総務費3億1,500万円の減額は、臨時特別給付金に係る扶助費の減額でございます。

それでは、4ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

臨時特別給付金に係る歳入歳出予算の減額に伴い、繰越明許費についても減額変更するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第28号、令和4年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、10ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3億1,500万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ271億2,300万円とするものでございます。

補正の内容としましては、議案第27号でもご説明しましたとおり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきまして、当初、令和3年度に全額交付される予定であった国庫補助金が、令和3年度及び令和4年度までの2か年に分けて交付されることに伴う増額でございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

1 枠目の目3 民生費国庫補助金3億1,500万円の増額は、先ほどご説明しましたとおり、臨時特別給付金に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の増額でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

同じく14ページ、2 枠目の目1 社会福祉総務費3億1,500万円の増額は、臨時特別給付金に係る扶助費の増額でございます。

両議案につきましては、本年2月に入ってから改めて国の通知があったものであり、当初議案に間に合わせる事ができず、今回の追加議案となったものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第27号及び議案第28号は、予算決算常任委員会に付託します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日2月25日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時26分

第 3 号

2 月 2 5 日

令和4年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和4年2月25日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一
16番	水上彰澄
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	笹本 義臣
健康福祉部長	渡邊 弘子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
経済部次長	本田 憲仁
教育長	音光寺 以章
教育部長	木下 徳幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	水上 孝道
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	松永 哲也
農業委員会事務局長	吉田 武
監査委員事務局長	宇野木 洋一

事務局職員出席者

事務局 局長	前川 幸輝
事務局 課長	松原 憲一
議会 係長	笹本 聖一
議会 係	西山 美紀
議会 係	吉岡 結加里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○大賀慶一 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 改めまして、おはようございます。議席番号4番、後藤英夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。本日は、トップバッターになりますので、気合を入れて質問させていただきます。

昨夜はロシアがウクライナに軍事侵攻を行い、非常に心配なところではございます。国際社会との協調が、調和が大切だと思いますが、そんな思いを込めて、1点目の質問をいたしたいと思っております。

本日の1点目ですが、SDGs（持続可能な開発目標の取組）について、それから、2点目は防犯灯・街路灯について、最後に、3点目は公の施設の指定管理について、順次質問させていただきます。

令和4年度の施政方針では、重点施策の横断的な取組の項目の中で、また、総合計画の中でもSDGsの推進が掲げられています。また、本市は、昨年5月にSDGsの達成に向けて、優れた取組を提案する自治体として、国からSDGs未来都市に選定されています。

SDGsとは、2015年9月開催の国際持続可能な開発サミットにおいて、全会一致で採択された成果文書で、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限としてかけられています。そして、貧困や環境保全、教育、平和などに関する17の項目があります。また、17の項目の下に、より具体的な169のターゲットと232の指標が定められており、発展途上国のみでなく、先進国も含めた全ての加盟国がその達成のために行動することを求めたものとなっております。「誰一人取り残されない」との基本理念に基づ

き、日本を含む全ての国際加盟国・地域が2030年までに達成することを目指しています。

本市の行政が取り組むべき課題、施策の多くに関連する項目を含むこととは思いますが、本市のSDGsについての取組や、これまでの評価、課題についてお伺いします。また、SDGs未来都市についても、併せてよろしくお願ひいたします。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。SDGsに関する本市の取組状況ということで、私のほうから答弁させていただきます。

議員ご案内のとおり、昨年5月、本市はSDGsの達成に向けて優れた取組を行う自治体として、国から「SDGs未来都市」に選定されました。そして、8月には、今後3年間の取組内容をまとめた「菊池市SDGs未来都市計画」を策定したところです。

このSDGs未来都市計画で掲げている主な取組は、いつでもどこでも仕事ができるテレワークの推進や健康ポイントなどによる市民の健康づくり、熊本連携中枢都市圏で連携した温室効果ガスの削減などです。

さらに、SDGsの達成に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、昨年11月に、市長を本部長とする「菊池市SDGs推進本部」を設置したところです。

SDGsの取組における課題としては、SDGsに対する市民の方々の認知が低いことがありますので、SDGsの普及啓発のための市民ワークショップなどを行っており、本年度は中高生を対象としたワークショップを実施しています。

SDGsや未来都市計画に関する進捗評価については、推進本部において今後進めることとしています。

今後も、この推進本部を中心に、SDGsの普及啓発を推進するとともに、SDGs未来都市計画の達成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 今の答弁を聞きますと、本市はSDGsの達成に向けた取組がしっかりなされていると思いますし、これからの取組も期待したいと思います。

そこで、もっと市民に対してさらなる啓発、アピールが必要ではないでしょうか。

国連がまとめた地球環境概観第6次報告書によりますと、地球温暖化やプラスチックごみの海洋汚染など、世界の環境劣化に歯止めがかからず、このままでは国連の持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の目標達成がおぼつかないと評価し

た報告書内容が明らかとなりました。

また、国際環境計画を発表したエグゼクティブ・サマリーの日本語翻訳版では、予想される温室効果ガスの排出量とパリ協定の目標を達成するために、削減すべき排出量との差である排出ギャップについて分析を行っています。

今回の報告書は、最新の国別排出削減目標（NDC）及び2030年に向けた緩和政策の制約について、2030年の世界の排出量や排出ギャップに限定的な影響しか与えず、2030年の排出予想量は、これまでの無条件NDCと比較して7.5%が削減をできないことを明らかにしています。一方で、温暖化を2度に抑えるには30%の削減、1.5度に抑えるためには55%の削減が必要となっております。今世紀いっぱい、NDCと制約レベルでの削減努力が継続した場合、2.7度の温暖化をもたらすと指摘しています。

そこで、注目するところは、目標No.7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」というところです。全ての人々に手頃で信頼でき、持続的かつ未来的なエネルギーへのアクセスを確保するというところでありますが、現在、本市における防犯灯や街路灯などの照明のLED化についての現状と課題について質問します。

それから、公用車におきましても、二酸化炭素の排出量の少ないハイブリッドや電気自動車を考えてはどうでしょうか。次世代の新たなテクノロジーのブレークスルーは起きていると言われる現在、ハイブリッドやEV、プラグインなど、いろいろ選択肢はあると思いますが、答弁のほどよろしくお願いします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、おはようございます。それでは、後藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、防犯灯のLED化につきましては、夜間における犯罪の発生防止、安心・安全なまちづくり及び地球温暖化対策を推進するため、防犯灯設置事業や防犯灯LED化補助事業により推進をしております。また、防犯灯のLED化を推進することにより、SDGsの目標の一つでありますエネルギーの効率化の改善も図られます。

防犯灯のLED化の進捗状況につきましては、一昨年6月に区長の皆様にご協力をいただいた防犯灯基数調査を基に、市で行いました防犯灯の工事やLED化補助事業を加えた内容でお答えいたします。

令和2年度末のLED化率は40.6%で、今年度は、防犯灯設置事業と防犯灯LED化補助事業を併せて、施工中も含めLED灯への取替えを310基、新設を39基整備しており、事業実施後のLED化率は48.3%となります。

課題といたしましては、防犯灯設置事業や防犯灯LED化補助事業について、数多くの要望をいただいておりますので、施工が遅くなる箇所もございます。

なお、今年度、区から要望がありましたLED化補助事業を令和4年度までに全て完了することとしており、防犯灯設置事業を含め、完了した場合のLED化率は約62%となります。

今後も各行政区からの申請を基に、防犯灯のLED化を推進してまいりたいと考えております。

次に、公用車につきましては、現在126台でありまして、そのうちハイブリッド車は4台、電気自動車については1台を所有しております。

現在、行政改革の一環、また、環境面を考慮して、公用車適正配置計画に基づき、公用車の保有台数の削減等に努めているところでございます。

今後の公用車のハイブリッドや電気自動車化につきましては、脱炭素に向けた社会動向を見ながら、先進事例等を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 SDGsの達成に貢献できているとは思いますが、今の答弁を聞きまして。費用対効果も大切だと思いますが、短期的な問題でなく、長期的な問題と捉えて、SDGsの達成にさらなる貢献ができるような取組を今後とも続けていただきたいと思っております。

さて、次に、注目する点は目標12「つくる責任 使う責任」でございしますが、ごみの減量化、食品ロスの問題などは、こちらの目標に該当するものと理解しております。

国内の食品廃棄量は年間約1,800万トン、消費量全体の2割に当たり、このうち売れ残りや食べ残しなど、食べられる状態にもかかわらず、廃棄される食品ロスは年間500万トンから800万トン発生しているそうです。これは世界全体の食料援助量の2倍で、日本の米生産量に匹敵し、日本がODAへ援助しているナミビア、リビア、コンゴ共和国といった3か国分の食料の国内消費仕向量に相当するそうです。

食品ロスの削減の推進に関する法律が2019年10月から施行されました。これにより、食品ロス削減を通じてSDGsに取り組もうという機運が高まっています。この法律では、国や地方自治体に食品ロスを削減するための施策を策定して実施する責任があるということを明示しています。

そこで、質問ですが、本市の学校給食など食品ロス、つまりは残菜についての現

状をお答えください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、後藤議員の質問にお答えさせていただきます。

ご質問の学校給食の残菜は、令和2年度の給食施設5か所で発生しました総量は約10トンでございます。

また、令和3年11月に調査しました健康教育実態調査における本市の残食率につきましても、小中学校の平均で0.7%となっております。この数値は、熊本県の平均1.45%の約半分の量でございます。

学校給食残菜のSDGsの取組につきましても、児童生徒が残さず食べてもらうように、献立の工夫を行ったり、野菜の切り方や調理方法を工夫したりすることにより、残菜を減らす取組を行っているところです。

この取組により、食材として再利用できるものはほとんど廃棄していない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 人が食べられる残菜全体で10トンですかね。そして、残菜が0.7%、ほかの地域に比べて半分ということで、非常にいいことかとは思いますが。

その残菜についてのことですが、食品ロスの観点から、まだ食べられるものがあるということで、こういったものを子ども食堂などの福祉施設へ無償提供する考えとか、家畜の餌や堆肥、そういったことに活用するような考えはあるんでしょうか。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、ただいまの学校給食の残菜の利用について、お答えをさせていただきます。

通常、学校給食で排出される残菜は、児童生徒の食べ残しや食材をカットしたときの切れ端等になります。子ども食堂等へ無償提供できる残菜はほとんど出てない状況でございます。

現在は、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴いまして学級閉鎖等が発生しております。キャンセルが可能な食材につきましては、納品業者へキャンセルの願

いをしております。また、献立の変更を行ったり、児童生徒へ少し多く食べていただいたりするなどの対応を行い、残菜が増えないように努めております。

しかし、パンのキャンセルは前々日であることから、緊急に学級閉鎖等が決定した場合には、キャンセルが間に合わずに、廃棄処分を行っている状態です。このパンの廃棄を減らすために、熊本県学校給食会と連携しながら、フードバンク等への無償提供を始めたところ です。

次に、家畜の餌や堆肥などへの利用につきましては、自校式の学校給食が行われていた頃には、豚や学校で飼っている動物へ食べさせることにより、残菜を減らす取組等も行われておりました。

学校給食の残菜には、給食で提供したものが全て交ざって返却されます。食べさせる動物によっては、分別等の必要も出てくると考えられますし、食べた動物への影響や骨などの混入の問題も考えられます。

また、堆肥化につきましても、独自で堆肥化を行う場合には、生ごみ処理機等の購入や学校の協力、堆肥の利用先等の選定等もございます。

以上のようなことから、現時点では、学校給食を家畜の餌や堆肥化などに利用したいというようなお話もございませんので、現時点では取り組む予定はございません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 フードバンク等に活用するという事で、そこはいいことかと思ひます。

それから、家畜の飼料などについてですけれども、一部農家から私がそういうことを、活用できないかということの話は幾つか伺っておりますので、今後とも、その辺は調査研究していただきたいと思ひます。

食べられるもの、また、残菜、切り残しもそうですけれども、そういった資源を再利用、つまり、食品をリユースする利点、それから、有効活用するという事、SDGsの達成に大きく貢献すると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今回は、目標7と目標12に関する質問をしましたが、これらは市民の関心も高く、ぜひとも一般質問で取り上げてほしいと言われた内容でした。執行部の方々の部長級以上は、胸にSDGsバッジをつけていらっしゃいますが、本市のSDGsに対する取組に関心がある市民も増えてきていると思ひます。しかしながら、もっと目に見える形になってほしいとの意見もあります。市民に対して理解を深めていただくために、さらなる周知、また、啓発をしていく必要があると思ひます。また、

そのためには横断的であること、それから見える化を進めていくこと、これが必要不可欠だと思います。

SDGsに関連する取組について、取り組む事業、取組ごとに関連するSDGsの17のゴールを示すアイコンを表示して、官民連携による地方創生の一層の推進を図っていく必要があると思います。どのような機会にどのような方法でSDGsのアイコンを表示したり、また、数字等で目標を示したり、どの事業がどの目標になるかなど、そういったものに該当していくかを示し、持続可能なまちづくりについての普及啓発を行っていくことも、今後ともよろしくお願いします。

SDGsへの取組は、保健、教育、人権、ジェンダー、環境など、多岐にわたりますが、達成の進んでいる目標への取組を維持しながら、達成の遅れている目標への取組を政府、企業、自治体、各種団体、個人の具体的な取組や意識改革によって推進していく必要があります。

現在、本市の近隣にある菊陽町では、TSMCの大きな工場が建設中です。また、本市にある菊池テクノパーク、この県の工業団地にも東京応化工業様が来ていただけると伺っております。いろいろな地域から本市にお見えになり、また、住んでいただけることを期待しているところでございます。

SDGsへの目に見える取組を通じて、選んでいただける自治体を目指していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、2点目、本市の防犯灯・街路灯について質問します。

私の地元は菊之池校区ですが、近年、人口が増えてきている地域だと思います。最近も建設中の住宅やアパートをよく見かけます。今まで住居がなかったところに住宅地がだんだんと広がってきている状況なのですが、生活する場所も広がり、生活体系も大きく変わっているようです。特に子どもたちは、部活動で遅くなったり、夕方から塾に通い、親の送迎がない子どもたちは自転車で夜道を帰っていきます。その帰る道筋には、決して安全とは思えない場所もあります。そんな中、街路灯や防犯灯をもっと建設してほしいといった声も聞かれます。

また、本市全体でも高齢者率が高くなっている昨今、道路をもっと明るくしてほしいといった声が多いです。街路灯及び防犯灯は、それぞれ交通事故の防止、それから、犯罪の防止や抑制の観点から見ると、とても重要な役割を果たします。夜間の市民の安全の通行に不可欠なものです。

さて、本市における街路灯及び防犯灯の設置状況は、総合計画にもある安全・安心のまちづくりと呼ぶにふさわしい状況でしょうか。現在、本市が管理している防犯灯・街路灯の設置状況や課題について、設置基準なども含めた答弁をお願いします。

す。また、各区の区長さんからの要望について、対応できている状況でしょうか。そのことも併せてお願いいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、私のほうから防犯灯設置についてお答えしたいと思います。

防犯灯の設置につきましては、防犯灯設置事業として、各行政区からの申請により、新たに必要となった防犯灯（LED灯）の設置や、各行政区が維持管理している蛍光灯等の防犯灯で故障し修理不能な防犯灯をLED灯に取り替えております。

また、蛍光灯等の防犯灯で現在点灯している防犯灯を蛍光灯から高照度なLED灯に取り替える場合は、防犯灯LED化補助事業として、取り替える費用の2分の1以内（補助上限1基当たり1万3,000円）の補助を行っております。

防犯灯設置・取替後の管理や電気料の支払いは申請された行政区が行いますので、各行政区からの申請を基に事業を実施しております。

設置状況につきましては、先ほどお答えしましたように、令和2年度末で40.6%、令和3年度の終了時点では48.3%の見込み、また、令和4年度の完了見込みとして約62%となるように予定しております。

また、課題につきましては、先ほど申しましたように、多くの要望をいただいておりますので、施工が遅くなる箇所もあるというところでございます。

設置基準につきましては、菊池市防犯灯設置要綱に基づいて基準も設けており、区長さんからの要望につきましては、基準に基づきおおむね対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうで街路灯の設置状況についてお答えいたします。

近年では、平成27年度と28年度に熊本県まちなかづくり推進事業を用いて、街路灯以外の整備を合わせた事業、補助事業を御所通りと立町の街路灯のLED化を行い、平成29年度には熊本県商店街にぎわいづくり補助事業を用いて、同じく立町の街路灯のLED化を実施しております。

また去年は、菊池温泉街路灯組合並びに泗水町街路灯管理組合によって、臨時交付金を活用した事業、菊池市共同事業持続化補助金を用いて、菊池温泉街と泗水町商店街の街路灯のLED化の整備が実施されたところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 各行政区の区長さんからの要望には、おおむね対応できていると聞いて、そこは安心できる場所だと思います。

ところが、その区長の申請についてですが、本市の行政区は入り組んだところも多いように感じます。用水路で分けられているところは地元の人しか分からないこともあると思います。特に行政区境などで家並みが途切れた箇所については、両区からの設置申請がなく、防犯灯の間隔が広い場所も一部には見受けられるのではないのでしょうか。

自分が住む行政区ならば、その地区の区長さんをお願いをして申請を行うことで、区長さんを通じて要望が成り立ちます。しかし、その地区に住まない市民が通勤、通学などで使用する道路が暗くて危険だと思っても、その地区の区長にお願いするのは難しいと思います。自分の住んでない区が電気料金を負担すると思うと、諦めてしまうケースがあるのかもしれない。

それから、答弁を聞きますと、街路灯の扱いは商工観光課、それから防犯灯の扱いは防災交通課です。また、その主な設置目的を聞きますと、それぞれの違いがあるように思います。一般の市民は街路灯と防犯灯の区別がつかないと思います。市民にとっては、街路灯も防犯灯も、道路についている単なる明かりなんですね。

市民から相談が上がった場所に対して、市として、市民の安全と安心のため、耳を傾け、危険箇所の根絶に努めるのが責務だと思います。まず市民からの相談により危険であると判断した場合は調査し、市民目線で解決する方法を考えていただきたいと私は思います。

市民からの相談が市役所窓口であり、職員が調査、把握して、それから、その情報をしっかりと記録した上で、最終的には維持費の問題もありますので、区長さんが判断されることが望ましいと考えます。

それから、設置は市で行い、電気料金の維持は区で行うといった答弁でしたが、人口の少ない行政区など、区費が集まりにくい行政区もあるかとは思いますが。市民の安全・安心のためにも、場合によっては、市の負担率を上げていくなどの工夫が必要だと思いますが、本市の考えを教えてください。

それから、防犯灯・街路灯を申請する、明かりの申請をする側にも分かりやすくするため、整備設置基準の一部を見直して、相談窓口の統一をする考えはありませんか。

それから、もう一つ、防災交通課は各行政区の区長さん方の情報だけでなく、建

設部にあるGIS、そういったものを活用して、防犯灯の設置箇所と防犯灯の照射範囲の情報を数字やマップで管理し、設置計画や状況判断を行う、そういった考えはありませんでしょうか。よろしく申し上げます。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 まず、防犯灯につきましては、現在、菊池市防犯灯設置要綱につきましては、区長さんからの申請ということですので、今後も各行政区へ周知を図り、防犯灯のLED化推進を図ってまいりたいと考えております。

また、今、議員がおっしゃいましたような個人からの提案、また、GIS等の活用等については、今後、庁内で協議してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、街路灯の整備についての事例につきまして、先ほど答弁いたしました、現在行っている事業についてご説明したいと思います。

熊本県が行う事業は、商店街リノベーション支援事業等がありますので、それと連携して、商店街などの街路灯設置や街路灯LED化を図る補助制度があるところがございます。これにつきましては、商店街の機能強化や誘客促進等に資する取組などを支援するところで、商店街などの活性を図るために、商店街組織などが行う環境整備事業に自治体が補助して、その自治体に熊本県が補助するものがございます。このような事業がございますので、説明をしていきたいと思っております。今後もこのような事業の要望があれば、進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 これまでも街路灯についてですが、本市には幾つかの街路灯組合があるということは伺っています。本市には温泉街がありますが、昨年温泉街街路灯組合の協力によりLED化され、にぎわいといった部分では明るくなったと思います。また、工業団地においては、街路灯を設置してほしいといった声が上がったところ、街路灯の設置は市で行い、電気料金は企業が負担するといった例もあるようです。

まちをもっと明るくしてほしいといった声は、企業や店舗からも聞こえてきます。市が設置した場合、電気料金は負担しても構わないといった声の一部の人から出ています。大きな規模の店舗や病院、それから工場などの企業からの話を聞いてま

めれば、可能だといった声もあります。商店街でも、市が商工会を通じて街路灯などの電気料金の補助を行い、商工会はそれぞれの店舗から残りの電気料金を徴収する。その代わりに街路灯に店舗名などの看板をつけて宣伝する。こういった事例があったようです。

本市には、そういった制度というのが、県の事業などがあるということで、先ほど答弁いただきましたので、今後とも、そういうタイミングを見て、しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、防災交通課は、防犯灯の設置箇所と防犯灯の調査範囲の情報を詳しく持っていてほしいと思ひます。強化できる電柱の有無とか、過去の事故やトラブルの現場とかの危険な箇所をしっかりと把握していただきたい。視覚的に情報の分析や解析を行うことで、市民からの問合せや要望にスピーディーに対応できると思ひます。

それから、商店街は厳しい状況の中、地域の商業やコミュニティの核であるとの自負の下、地域住民の利便性を図るため、街路灯の整備や維持管理にしっかり取り組んでいらっしゃいます。商店街がまちのインフラとしてしっかり機能するよう、地域の実情を踏まえながら、整備を進めていくことが重要だと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

街路灯及び防犯灯は安全・安心なまちづくりには欠かせない。特に秋から冬の季節は夏場と違い、夕方の5時も過ぎれば外は真っ暗な状態です。安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す、さらなる取組が必要と考えます。お子さんやお年寄りが外出の際、暗い通りや人気のないところで子どもが犯罪に遭わないか心配といった声もあります。夜間の安全性の確保において、防犯上、安全上とも大きな効果があり、防犯灯や街路灯の設置箇所を増やす、明るい取組をご検討いただきますよう要望し、次の質問に移ります。

○大賀慶一 議長 ところで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時36分

開議 午前10時43分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 3点目の質問事項ですが、公の施設の指定管理について質問します。

平成15年の地方自治法の改正により、指定管理制度が創設され、総務省によると、指定管理制度については、公の施設の設置目的を有効的に、効果的に達成するため、必要があると認めるときに活用できる制度であり、おのこの個々の施設に対し指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっているとしています。

本市は、平成19年度から文化会館、泗水ホール、泗水図書館、総合体育館の4施設の指定管理がスタートしていますが、本市の指定管理対象施設の概要、導入に至った経緯や経過、それから、業務委託などではなく、指定管理した理由やメリット、デメリット、それから、現在までの施設に対する地元密着といった取扱いについての答弁をお願いします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、指定管理制度の概要についてということでお答えしたいと思います。

先ほど議員から少し紹介がありましたけども、自治体が住民の福祉増進を目的とし設置した公の施設の管理は、従来、自治体の出資法人等に限定し委託する方法が取られておりました。これを広く民間に開放するため、平成15年に地方自治法の改正により指定管理者制度が創設され、平成18年9月から制度の本施行に至っております。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用した市民サービスの向上と、経費の節減を図ることを目的としております。

指定管理者の募集に当たっては、制度の趣旨を踏まえ、競争原理を働かせる観点から、原則公募制により行うことにしておりますが、本市においては、地域住民が専ら利用している施設など地域に密着した施設は、住民の利便性を考慮し、住民団体等が指定管理者となることが管理運営上望ましいため、地域密着型施設として非公募により選定している施設もございます。

公の施設の管理運営につきましては、指定管理者制度を導入するか、市直営とするかのいずれかの方法を取ることになり、対象施設として、令和3年4月1日現在、本市におよそ150ある公の施設のうち、40施設に指定管理者制度を導入しており、そのほかは市の直営で管理運営を行っております。

指定管理者制度を導入している施設のうち、公募により指定管理者を選定している主な施設としましては、総合体育館、市民会館、物産館、老人福祉センター、菊池溪谷ビジターセンターなどがございます。

また、指定管理と業務委託の違いにつきましては、市直営で管理運営する施設で、業務の一部を業者委託するのが業務委託となります。

一方、施設の維持管理業務と、その運営業務を包括的に指定管理者に行わせるのが指定管理で、利用料金の収受や使用許可権限なども付与することのできる制度となっております。

また、メリット、デメリットの面で申しますと、指定管理者制度を導入することのメリットとしましては、民間のノウハウを活用した市民サービスの向上や、管理運営経費の削減による市の負担の軽減など、施設の効果的かつ効率的な運営が期待できることなどが挙げられます。

一方で、心配な点があるとすれば、何らかの事情で指定管理者が撤退し、その後、公募を行ったにもかかわらず、応募者がいなかった場合は、やむを得ず直営に戻さざるを得ない状況となりますが、その際、それまで同様の施設運営が持続できるかなどが、心配な点として考えられます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 指定管理の制度は、民間事業者のノウハウを活用して市民サービスの向上と、経費の削減もあるとは思いますが、そういった二つのバランスを持ったものと、そういうものを目標としているということも理解できます。

長い間、優秀な市の職員さんがしっかりとノウハウを蓄積しているのに、民間の管理者がそのサービスを上回るというのも少し変な感じはしますが、それから、メリット、デメリットについて説明がありましたけども、メリット、デメリットというよりも、光と影といいますか、デメリットといった表現では答弁がなかなかいただけなかったんですけども、その影といいますか、見えない部分に光を当てていく、そういった必要もあるかなと思います。そういった見えない部分については、まず施設の設置目的の明確化、これが最も重要なことだと考えます。民間のノウハウを活用することは非常に大切なことだとは思いますが。

また、配置転換などには経費がよくクローズアップされていると、私の前の委員会ではそういったことがクローズアップされておりました。ほかの設置目的が少しぼやけているような、前のときは印象がありました。民間にできることは民間にといいはる程度理解できますが、やはり施設ごとに設置の目的を再度見直して、明確にして、果たして指定管理制度がその施設にとってふさわしいか否か、それから、本市の考えや市民との思いのずれはないかをしっかり検証していくことが必要だと思えます。

指定管理制度導入前と導入後に大きな違いがなく、制度導入によるメリットがよく分からないなど、指定管理制度の問題も見えて、指定管理制度をやめて、直営に戻す自治体も見られるようになったところもございます。

本市の施設について、特に直営に戻してほしいなんていう声はありません。先ほど答弁もありましたように、業者さんにしっかり見てもらわなきゃいけないというのも分かりますけども、利用者や市民が、それから関係者の意見を聞いて、十分反映させた上で、指定管理の評価を行うべきであると私は考えます。施設ごとに、本市として施設の設置目的を明確にし、指定管理制度による運営は適切であるか否か、検証すべきと思いますが、指定管理導入後の検証作業は進められてきたのでしょうか。

それから、指定管理者についてですが、きちんと運営されているか、監視、観察、記録、評価することが重要であります。本市のモニタリングはどのように行っているのでしょうか。利用している市民や関係者の意見が評価として反映されやすいモニタリングを実施しているのでしょうか。答弁のほうをよろしくお願いします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、再質問にお答えしたいと思います。

施設ごとの明確化というところは、その指定管理の選定に当たって、仕様書、協定書及び事業計画書を出していただきますので、そういうところで判断しているところでございます。

また、指定管理者の選定後は、仕様書、協定書及び事業計画書に基づく管理運営が適正に行われているか、定期的に監視・評価を行い、必要に応じて助言・指導を行い、特に適当ではないと認めるときは、指定の取消しなどを行うことができるモニタリング制度を設けているところでございます。

モニタリングを行う上では、募集要項及び協定書において、「利用者アンケート調査」、「業務報告」、「業務実施状況等の評価」、「業務の改善指示」などを明記し、指定管理者に業務遂行の記録や定期的に利用者アンケート等を実施させ、これらを基に指定管理者が自己評価を行い、今後の管理に反映させるとともに、市に内容報告を行うようにしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 施設の設置目的の明確化がまず一番だと思いますので、検証のほうもよろしくお願いします。

指定管理者仕様書では、施設の管理による基本的な考え方の中に、利用者の意見、要望を管理運営に反映させることとなっておりますが、これは徹底していただきたい。指定管理者自身による、先ほど答弁がありました、自己評価ということでございましたが、指定管理者によるセルフモニタリングにならないように、利用者の意見が評価としてしっかりと表れるようお願いいたします。

また、利用者だけでなく、関係者や関係団体からの提案も参考になると思います。先進市の事例では、利用者アンケートを年に1回実施することに加え、施設ごとに利用者会議を開催して、市民の生の声を集めて対応することなどを指定管理者に義務づけている、そういうところもあります。これは市民サービス向上に向けて、非常に有効であると思います。仕様書に「利用者や関係者、団体から直接意見や提案をもらう機会を設けること」と付け加える考えはありませんか。

それから、関連ですけど、本市のホームページでは、指定管理となっていない施設について、指定の準備作業を行うと載っていますが、今後、指定管理を増やす可能性や計画について教えてください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 先ほど答弁いたしましたように、利用者等の意見反映につきましては、募集要項及び協定書において、「利用者アンケート調査」などを明記し、今後の管理に反映させるとともに、市に内容報告を行うようにしておりますので、今後も指定管理者による適正な施設の管理運営が行われるよう、指導助言に努めてまいりたいと考えております。また、議員提案の部分を含めて検討していきたいと考えております。

また、今後、指定管理を増やす可能性や計画はとのお尋ねにつきましては、現在、直営で運営している公の施設のうち、民間のノウハウ活用による住民サービスの向上、経費の削減など施設の効果的かつ効率的な運営が見込まれる施設にあつては、必要に応じて指定管理者制度の導入を検討することになると考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 利用者、市民の思い、関係者や関係団体の意見、要望を管理運営にしっかりと反映させることが重要だと思います。

直営であれば、議会で事業内容や事業費についての予算・決算などで細かく質問ができたり、賛否を表明することができますが、指定管理者制度を採用している施設については、議会の権限があるのは、およそ5年に1回など、指定管理を指定す

るときのみとなり、議会のチェック機能がなかなか発揮できないこととなります。私たちはしっかりと見守っていくと宣言し、認めた指定管理業務でありますので、検証とモニタリングはしっかりやっていただくよう、よろしくお願いします。

それから、今後必要によっては指定管理を増やす可能性があるということですが、指定管理者の選定について、さらに質問いたします。

指定管理者を公募の上、選定されているが、より多くの事業者などの参加を促す意味から、公募をすることで本市のホームページに掲載されるわけですが、公募期間が1か月程度とは短いのではないかと思います、過去を見るとですね。より多くの事業者、特に地元の業者にも参加を促すというのであれば、本来であれば、もっと長い期間を設けるべきだと思います。

また、審査結果表、採点表を見ますと、地元優遇措置として、市内業者の優遇措置として、各委員の採点の合計点に総合点の5%の点数を加点していますが、市内業者と市外業者のJVの場合、これは全部市内業者として取り扱うということに今はなっていますが、資本比率を考慮した採点にすべきだと思います。そのことについて、ちょっと伺いたいと思います。

それから、指定管理期間について、5年というのは長いと思います。特に最初の指定管理は3年にするのが妥当だと考えます。検証機会や議会のチェック機能をなるべく増やし、チェック機能を活用したほうがよいのではと考えます。今後の指定管理における公募期間と、市内業者を優遇した加点について、資本比率を考慮した点の採点方法についてのこと、それから、指定管理期間について、本市の考えを教えてください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 まず、募集のための周知期間は、周知に十分な期間を確保する必要があることから、原則として1か月以上としております。再公募や緊急を要する場合などにおいても、少なくとも10日以上期間を設けることとしております。

指定管理につきましては、施設によって特別な事情がある場合を除き、原則として、第1回目の指定は3年、第2回目以降の指定は5年、ただし、地域密着型施設は10年、これを原則として運用しております。

市内業者優遇措置の導入経緯につきましては、平成26年度の市民会館の指定管理者指定の際に、「選定基準の中に地場産業育成の観点がない」などの議会からの意見があったことから、その後、検討を重ね、市内業者の優遇措置の導入を行ったものです。

優遇措置の導入に当たっては、学識経験者及び市民の代表者から成る菊池市指定管理候補者選定委員会の意見を聞き、決定をしております。

優遇措置としては、管理業務のノウハウの地域内での蓄積、緊急時の対応、地域経済の活性化及び市税または雇用の確保等を踏まえ、市内業者と市外業者が競合する場合は、市内業者に別途加点をすることとしております。

また、選定委員会から、「実績や経験のない市内業者を育てていく必要がある」、「実績のある事業者として共同して経験を積むなど育成の仕方の議論が必要」などの意見を基に、市内と市外で構成する共同企業体につきましても、出資比率を問わず、市内業者扱いとしたところ です。

これら優遇措置を、菊池市公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に追記する改定を行い、平成27年5月の議会月例会におきまして、市内優遇措置についてご報告させていただいたところでございます。

指定管理者制度の今後の運用につきましては、指定管理者のモニタリングを行っていく中で、仕様書、協定書及び事業計画に基づく管理運営が適正に行われているか注視していくとともに、選定委員会のご意見もお聞きしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 公募期間を長く設定することで、市内外を含め多くの事業者がエントリーすれば、より競争原理が働くと思いますし、たくさんの事業者の応募の中から一番優れた案を選ぶことができると思います。また、市内業者の方々が参入できる機会等も増えると思いますので、選定理由をより明確にし、さらなる透明性の確保を図った指定管理の選定になるよう、取組をよろしくお願いします。

本市の施設には、市民の思い、思想が反映されるべきだと思います。指定管理者の選定から、管理、監督、評価まで、市の担当者の皆様も研究していただき、指定管理者制度のメリットを十二分に生かし、調整していただき、よりよい施設運営、市民の皆様にも愛される施設となりますよう、よろしくお願いします。

公の施設、それは本市の大切な財産であり、そこには市民の思いが詰まっています。無理と無駄のない管理が必要だと思います。

さて、私も2期目の最後の一般質問になりました。市民目線で一生懸命質問してまいりましたが、お聞き苦しい点もあったかとは思っています。今までご答弁いただきまして、ありがとうございました。

最後に、今年、退職を迎える職員の皆様、それから、本市に携わってこられた

方々に敬意と感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○大賀慶一 議長 これで、後藤英夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前11時04分

開議 午前11時11分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 皆様、こんにちは。公明党の泉田栄一郎です。昨日はロシアがウクライナに侵攻したということで、激震が走りました。これからいろいろな様々な影響があると思います。原油高、また、食卓への影響、様々だと思いますけども、早く終息することを願うばかりでございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、暗所視支援眼鏡についてでございます。

これは令和2年第4回議会で暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業に追加を提案して、昨年、令和3年9月に追加されました。このことは患者にとって生きる勇氣と希望につながったと確信しております。大変ありがとうございました。

改めて申し上げますが、暗所視支援眼鏡は、網膜色素変性症の患者等が使用するものであります。網膜色素変性症は、暗いところで目が見えにくくなる夜盲や、視野が狭くなる視野狭窄が進み、さらには視力が低下し、失明することもある進行性の病気であります。現在、治療法が確立されておらず、国の指定難病の一つになっております。

また、暗所視支援眼鏡は、小型カメラで撮られた映像を明るい状態で使用者の目の前のディスプレイに投影するものというもので、暗い場所では明るく見えるようにするほか、また、光が強い場所では遮光する機能を持ちます。さらに、拡大や縮小ができ、視野を広げたり狭めたりする助けをする機能を持ち、優れものであります。

一般的には、日常生活用具の場合、1割負担ですが、市の負担する限度額が19万8,000円ということであります。暗所視支援眼鏡は約40万円で高額なため、個人負担が約20万円するという形になります。ここで申し上げたいのは、せっかく日常生活用具給付の対象になったものの、20万円の負担では手が出ないという現状であります。菊池市でも、中にはこれを希望されている方がおられたと聞いて

おります。でも、非常に高額なために控えられたということでございます。

県内では、天草市をはじめ熊本市、八代市、益城町は、患者負担を既に1割負担にしているそうであります。自己負担に差があるのはいかがなものかと思えます。

眼鏡は生活するために必要不可欠なものであります。網膜色素変性症の患者は就労や就学時だけでなく、災害時には身動きが取れなくなるなど、生活に困難を極めています。一方で、一部の人による心ない差別や偏見を恐れ、病を隠している人もいます。あらゆる人が安心して暮らしていけるよう、自治体に手厚い支援をお願いしたいと考えております。

本市において、今後、暗所視支援眼鏡の患者負担を1割にする考えがありますか、質問をさせていただきます。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。ただいまの泉田議員のご質問にお答えいたします。

暗所視支援眼鏡につきましては、令和3年4月から視覚障がい者拡大読書器の一部とみなし、日常生活用具の助成対象といたしました。

また、基準額（補助の上限額）につきましては、視覚障がい者拡大読書器と同様に19万8,000円で設定したところでございます。

しかしながら、暗所視支援眼鏡の販売価格が税抜きで約40万円と高額で、購入される場合の利用者負担が約20万円となり、経済的な負担が大きいのが現状でございます。

そのような状況を踏まえまして、菊池圏域の4市町で協議を行い、令和4年4月から基準額（補助の上限額）を39万5,000円に引き上げるところで、現在、準備を進めております。これによりまして、利用者の負担額は原則として約1割の4万円程度で済むこととなります。

暗所視支援眼鏡を活用されることで、障がいのある方の日常生活をはじめ、就学や就労支援、災害時の避難などにも役立つものと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 患者の方にも光が差したような、大変うれしい答弁であったと思います。ただ、このことについては、やはり医者判断、そして、その眼鏡がその患者さんにどう必要性があるのか、きちっとした検証はもちろんしていただくということでもありますので、その中で、1割負担で購入ができるということ

は非常にその患者さんたちには希望が見えたと思います。

それでは、偉人の検証について質問をさせていただきます。

私は、今まで菊池市の歴史的な人物について数回質問をさせていただきました。平成27年、文教菊池の礎となった木下鞆村について、平成28年、菊池一族のルーツを探り、西郷隆盛、菊池源吾と菊池市をつなげた観光戦略について、また、平成29年、近世文教の祖と言われる渋江紫陽をはじめ、7代にわたって城北文教の中心的な役割を果たしてきた渋江塾について、平成30年にはNHK大河ドラマになった「西郷どん」を活用した観光戦略についてと、そういう質問をさせていただきました。私は、改めて菊池市には歴史的に見てもすごい偉人たちがいたことを郷土の誇りとして、市民が知る権利もあるし、知る義務もあると考えます。

初めに、本市では、文教菊池を進める上で、市民意識の高揚を図るため、郷土の偉人の功績をどのように紹介しているのか、質問をします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、ただいまの泉田議員の質問にお答えさせていただきます。

郷土の偉人の功績の紹介につきましては、様々なところで行っており、まちかど資料館においては、江戸時代の菊池の文教を支えた渋江家をはじめとする学者や教育者、泗水公民館においては、唐津で警神として祭られている増田敬太郎、郷土の考古学者 坂本経堯、七城公民館においては、暗渠排水設備を考案した農学者 冨田甚平ら各氏の紹介を行っております。

また、図書館のデジタルアーカイブにおいても、菊池の偉人の記録を収集し、広く市民へ周知を図っているところでございます。

それから、学校では子どもたちに郷土の偉人を知ってもらうため、副読本「わたしたちの菊池市」や「菊池ふるさとかるた」を活用し、郷土の学習を行っているところでございます。

このほか、これまで市民の方々による菊池の歴史を担った人々を題材にした市民劇の公演を通して、郷土の歴史文化への興味を喚起し、さらに郷土の偉人として冨田甚平氏をテレビドラマ化で放映するなど、様々な取組を行ってきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 様々な角度で紹介をいただいているということ

聞かせていただきました。

私もこの菊池の偉人を質問をする上で、K i C R O S Sの図書館、そしてまた、まちかど資料館、泗水公民館、そして七城公民館、全て改めて見に行かせていただきました。やはりどういう形でこの偉人を紹介してあるのかということで、私なりに見せていただきました。

そこで、いろいろなところを紹介しながら、再度、質問させていただきます。

和歌山市では、偉人・先人顕彰として、和歌山市出身者や和歌山市にゆかりの深いものの近代史及び現代史上、様々な分野において文化の発展に貢献した人を紹介しておられます。また、和歌山市の名を高める上で功績のあった個人を顕彰するとともに、市民のふるさと意識の高揚に資することを目的として、ホームページ内で結構なボリュームで紹介をしてあります。

また、お隣の山鹿市では、私たちに生きる勇気と希望を与えてくれるふるさと山鹿出身の近代の山鹿の偉人たちシリーズとして、熊本県初の総理大臣 清浦奎吾をはじめ、例えば野球選手でプロ野球史上唯一の両リーグ首位打者だった江藤慎一、また、山鹿灯籠の製作技術を集大成した松本清記、宝塚出身の上月晃など、多岐にわたった分野から30名の方が紹介されておられました。私も鹿本にある清浦奎吾資料館にも足を運びました。

そこで、私どものこの本市にも文教菊池を支えてきた偉人はたくさんおられると思います。その中には光が当たっていない偉人もおられると思います。教育、芸術、学術、スポーツ、産業、文化で活躍した偉人の紹介、掘り起こしをどのように行われているのか。また、現在、菊池市の偉人が先ほど紹介された各箇所で紹介されてありますけれども、これらの紹介された方々を一同に展示や紹介することはできないか、二つ目の質問をさせていただきます。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

1点目の偉人の紹介については、主に、合併前に各市町村で作成された市史等において詳細に取りまとめであり、各方面で活躍された方を紹介しているところでございます。

この市史等につきましては、菊池の歴史・文化を大切に守り、次の世代に託すため、長期間にわたり多くの方に関わっていただき検討いただいておりますので、様々な先人の功績を網羅しているものと考えております。

それから、菊池市の貴重な歴史文化の調査、発掘、継承など市民への貢献を目的として設置しております菊池文化研究所では、途上段階ではございますが、令和元

年度から様々な分野の研究を行い、眠った歴史文化などの掘り起こしを進めているところでございます。

2点目の偉人を紹介する場所につきましては、建物のスペースなどの制約もございいますので、既に図書館のデジタルアーカイブの中で、各地区の偉人を56名ほど集約し、紹介しているところでございます。今後は、利便性、永続性を兼ね備えたこのデジタルコンテンツを充実させながら、さらに周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、菊池市史の中でそういうまとめて作っておられると。そしてまた、デジタルアーカイブ等を使った紹介もされているということをお聞きしました。

ただ、私も、昨日、おととい、その再度K i C R O S Sに行って、図書館のデジタルアーカイブのパネルタッチを試みましたが、偉人という紹介では9人の方しか出てこなかったような気がします。もうちょっとたくさん出るのかなと思いましたが、そういう先ほど教育部長が言われました50何人の方が出ているということではなかったような気がします。

それと、これからこういう方々をどういう形で紹介していくかということで、インターネット等で紹介していただくときに、菊池では、まだそのインターネットで調べたときに、偉人の方がぱっと山鹿市みたいに出てこなかったような気がします。できればそういう形で、菊池市の偉人ということを押すとインターネットでも出てくるような形を作っていたらというふうに考えております。

次に、将来の未来の子どもたちに菊池の誇りや伝統、精神を継承していくことは非常に大事であると思います。学校教育の現場で、現在、どのような形で偉人紹介を取り入れているのでしょうか。小学校3年生の副読本、先ほど部長が言われました「わたしたちの菊池市」を読ませていただきました。この本でございます。これはこの内容を読ませていただきまして、その中でどういう内容が書かれていたかという、菊池一族について、そしてまた、人物では原井手を造った河原左衛門、また、コレラが蔓延したとき、命がけで闘った増田敬太郎氏、また、土地改良に取り組んだ富田甚平が載っていました。今、本市が学校教育で偉人の紹介を実践していること、また、これから取り組もうとしていることがあれば、再度お答えください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長　それでは、ただいまのご質問についてお答えをしたいと思いますですが、その前に、図書館のほうのホームページで菊池人列伝人物一覧というのを載せております。その中に56名の偉人を載せておりますので、ご覧をいただければというふうに思っております。

それから、ただいまの学校現場での副読本の使い方でございますが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、数名の方を、今、載せております。今後は、またこれに追加をいたしまして、裾野を広げた形で偉人を紹介しながら、学校教育のほうにも役立てていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長　泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員　よろしく申し上げます。

それでは、次に質問させていただきます。

合併前の菊池で作成された「新・菊池文化物語」があります。この前身は昭和35年に初版で発行された「菊池文化物語」です。そして、昭和39年と昭和52年に「菊池文化物語」として改訂され発行されたものにさらに詳しく筆を加え、平成16年に新しく新版として発行されたものです。生涯学習課から買わせていただきました。これ500円で頂きました。この本でございます。非常に中身も充実したもので、詳しく書いて、さらにまた、子どもにも、また大人にまで分かりやすい内容で、平易な言葉で書いてありました。私も勉強させていただきました。

この本でございますけれども、これは合併前にできたものということで、菊池市が中心になっている模様でございます。泗水、七城、旭志の偉人を加え、作り直していけないか、そういう考えがあります。中身については、特に詳しく書いてありますけれども、やはりそういう合併後のものがございますので、泗水、七城、旭志の偉人等の内容が少し少ないようでございます。そういうことで、それをもう一度、これを作り直していただけないだろうか。そしてまた、これを市民の方に配布するか、購入していただくか、そういうことを考えていただけないかということでございます。

もう一つ、この「ふるさとかるた」というものを私は購入をさせていただきました。うちの孫と一緒にやっておりますけれども、これは偉人だけじゃなくて、いろんな歴史、菊池の内容をかるたにして作ってあるものです。非常に内容的にもよくできております。そういう意味で、できればこのかるたから、さらに偉人かるたというものをもう少しバージョンアップしていただけて作っていただければと、そう

いう気持ちがあります。

その点の2点をお願いしたいと思います。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、こんにちは。ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

まず、合併前の菊池市で作成された「新・菊池文化物語」を七城、旭志、泗水の偉人を加えて、市民に配布できないかというようなご質問です。

まず、冊子を再編集するに当たりましては、それぞれの地区の出来事や歴史を1冊に盛り込むため、全体の構成を見直し、新たな情報や資料の収集等が必要になってきます。その編集のためには、予算、人材、時間が必要であるため、現在はデジタルコンテンツを用いながら、本市の歴史文化の紹介を進めているところでございます。

その取組としまして、先ほど部長からもありましたように、デジタルアーカイブや電子図書館において、私塾のことや郷土の偉人などの資料を収集し、それらを基に電子書籍として公開する試みを行っているところでございます。この電子書籍につきましては、その都度、新たな情報を加えることが可能ですので、市民の皆様気軽に、そして常に新しい情報を閲覧していただくことができるものと考えております。

さらに、学校では、タブレットを用いて、郷土学習にも活用できると思っておりますので、今後は、この電子書籍の内容を充実させてまいりたいというふうに考えております。

次に、「菊池ふるさとかるた」があるが、そのほかに「偉人かるた」を作る考えはないかというようなご質問ですけれども、本市では、「菊池ふるさとかるた」を作成しておりまして、この「菊池ふるさとかるた」の啓発活動の一環としまして、市民向けの販売のほか、かるたの題材となった史跡巡りや市内小学生を対象とした「ふるさとかるた大会」を開催しているところでございます。

教育委員会としましては、「菊池ふるさとかるた」に偉人に関するものが16札ほど含まれております。まず、この「菊池ふるさとかるた」の普及に努め、かるたを通して、未来を担う子どもたちが郷土の名所、旧跡、行事、偉人に関する学習を深めるように努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 いろいろな今のデジタル化を考えていただきながら進めていくというご答弁だったと思います。

私も、今回、この偉人を勉強するに当たりまして、やはり改めて、菊池はもとよりですけども、泗水でありますと、泗水で製紙業をやった斎藤さん、また、菊池に電車を引っ張った方、また、伊牟田塾、そして、後藤塾、そして、七城では栃原塾、そして、地球儀を提供していただいた石淵家、そういういろんな方々がおられるんだなというふうに思いました。そしてまた、農業面では菊池伝習農場があった。また今度は、菊池の図書館は熊本県で初めて、隈府で公の図書館ができた。そういう日頃、私たちが勉強をしていないようなことがたくさんおられたということ、もう一度光を当てる必要があるんじゃないかということで、今後はそういうところに光を当てながら、偉人発掘をしていけたらなというふうに考えております。

それでは、偉人についての質問を終わります。

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時39分

開議 午前11時45分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 それでは、菊池市の農業対策について質問させていただきます。

農林水産省の統計によると、全国的な農業就業人口は、2000年には389万人でした。ここから5年ごとに見ていきますと、2005年が335万人、2010年には261万人、2015年には210万人、2019年には168万人と減少に歯止めがきかない状態になっています。この約19年で55%減少しております。

農業の担い手をめぐる問題として、大きく2点が挙げられると思います。

一つは、現在の担い手が高齢化していること。二つ目は、次世代の担い手として後継者が減少していることでもあります。具体的に言いますと、今から12年前、2010年（平成22年）のときには、農業就業人口が261万人に対して、65歳以上の農業就業者は約25%でありました。ところが、2019年（令和元年）の農業就業人口は168万人に対して、65歳以上が70.2%となっております。3年前であります。農業就業人口が大幅に減少しているだけでなく、担い手の高齢

化が進んでいるということでもあります。

また、新規就農者の推移を見てみますと、2015年（平成27年）には6万5,000人でしたが、2020年（令和2年）には約5万3,000人と減少しています。このような高齢化と後継者不足という問題に対して、本市としてどのような対策が取られているのでしょうか。

初めに、本市の農家戸数について、10年前と現在を比較して、どのように推移しているか、質問をします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの泉田議員のご質問にお答えいたします。

本市の販売農家戸数の推移につきましては、2010年（平成22年）と2020年（令和2年）に実施されました農林業センサスの結果を基にお答えいたします。

2010年（平成22年）の本市の販売農家戸数は2,464戸ございました。これが2020年（令和2年）には1,889戸となり、10年間で575戸減少し、その減少率は23.3%となっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、部長の答弁で、23.3%減になっているということで、菊池市でも非常に減っているということが現実に分かりました。

そこで、私は以前質問をしましたが、集落営農についての質問でございました。平成21年第4回定例会で、リーダーを養成し、集落営農組織化をする必要があると訴えさせていただきました。認定農業者は規模も大きく、補助金などが充実していますが、個人の小規模農業は高齢化も進み、コンバインなど機械を新たに買うことができず、農業の継続が困難となっております。そういうことを考えたときに、現在、実際、本市にある集落営農組織など地域営農組織が幾つあるのか、質問をさせていただきます。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ご質問にお答えいたします。

本市の集落営農などの地域営農組織の数を地域ごとに申し上げます。

菊池地区が12組織、七城地区が10組織、旭志地区が8組織、泗水地区が13組織となっております、市全体では43組織となっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、43組織、また、各地域ごとに数を言っていましたけども、平成27年のときに私が質問したときには32組織だったと思います。約11組織増えているということが分かります。この営農組織自体は増えているということでもあります。

この集落営農というのの定義を調べてみますと、こういうことが書かれております。集落を単位として、農業生産過程における全部または一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農と。ちょっと難しいですけども、具体的には、6項目の中からいずれかに該当するかということで、その取組がなされているようです。ここで6項目全ては述べませんが、私自身が入っている泗水町の田島地域の営農組織に当てはめると、例えばコンバインを補助金で共同所有し、集落営農に参加する農家から受託を受けたオペレーターが稲刈り作業を協力してやっているところでもあります。

しかし、今後の地域全体の農業の発展、継続を考えると、課題がたくさんあると思います。なぜなら、既に高齢で集落営農にも参加できない農家もあるからです。また、若い人たちの新規就農は絶対不可欠の課題ですが、この魅力ある農業、生活できる農業、補償されている農業等の環境を整える必要があると思います。今後、法人化についても考えていく必要があると思います。

そこで、質問ですが、集落営農組織など地域営農組織のどのような課題があるか、その質問をさせていただきます。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました、本市には地域営農組織が43組織ございます。このうち法人化されていない組織が31組織ございます。

今後、このような組織が将来にわたり安定的に運営していくためには、議員さんも言われましたように、法人組織へ発展させることが必要であると考えております。

法人化につきましては、地域住民間の合意形成など地域において解決すべき課題も多く、難しい面もございますが、今後も引き続き法人組織への発展を図るための取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、43組織ある営農組織の中で、法人化されていないのが31組織あると。結局、あるのが12組織ということでございます。それだけ、やっぱり法人化をするというのはなかなか難しいところがあるということだろうと思います。

ただ、これから地域の農業を守るためには、どちらも大切でございますが、この法人化というのは喫緊の課題であるのではないかと考えております。

それでは、この法人化のメリットはどのようなものがあるのか。そして、法人化に向けた補助金、いろいろな助成というものがどのようなものがあるのか。その2点をお願いします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、法人化のメリットと、法人化に向けた補助についてお答えいたします。

法人組織になれば、農地の権利設定が可能となること、貸し借りが可能となること、それから、対外信用力が高まること、補助事業が受けやすくなること、雇用保険をはじめとする社会保険制度の加入が可能となること、また、人材が確保しやすくなることなど、様々なメリットがございます。

法人化に向けた補助事業につきましては、国や県では法人設立に向けた必要な経費を一部補助する事業が創設されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、様々なこのメリットがあるということを聞きました。

ただ、このメリットを先に考えて法人化するというのがなかなかできないということも現実だと思います。その中に、私も農家のリーダーの方とお話をしたり、また、JAの方とお話をしたりする中で、やはり例えば大規模に酪農をされていたり、または花卉栽培をされていたり。そういう方と一緒にこの法人化していくというのがなかなか難しい部分もあるということもお聞きしております。そういう中で、やはりそれを乗り越えながら、若いリーダーをつくりながら進めていくということが今の課題ではないかと思えます。

今後は、私としても、そういう事例、たくさんの法人化されているところを見学に行きながら、どういう形が一番私の地域に合うのかと。やはり自分の地域に合う法人化というものが一番望まれるところだと思いますので、これから先進地を回り

ながら研修をしていきたいと、そういうふうにと考えるとございます。

それでは、JAは農業者の所得倍増や生産基盤の維持拡大や地域活性化に向けて取り組んでおられます。地域営農組織法人化はJAとの連携が必要と考えています。その点、市はどのように考えておられますか。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、JAとの連携についてお答えいたします。

JAとの連携につきましては、これまでもリーダーの育成や地域住民の合意形成など法人化に向けた様々な取組に関して、頻繁に協議を行いながら進めているところでございます。

農業振興を図る上でも、市といたしましても、また、農業者の皆様にとっても、身近で最も密接な関係にあるのはJAであると認識しているところでございます。

今後も引き続き、市としても連携を深めながら、地域営農組織の法人化に向けて一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 しっかりと専門分野で協力をしていただきたいと考えております。

最後に、江頭市長は、本市の農業をどのように考えておられますか。今回の一般質問のやり取りを踏まえて、総括的な市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、泉田栄一朗議員のご質問にお答えいたします。

今回の一般質問のやり取りを踏まえてということの総括でありますけども、本市の農業集落におきましては、高齢化の進展あるいは農業従事者の減少などが大変深刻化している状況にあるというふうには受け止めております。

個々の農家による営農活動から、集落営農などの組織化を図るということは、地域ぐるみによる生産方法の効率化であるとか、所得の向上を図る仕組みとして、また、農地の保全や環境を守る観点からも大変重要なものというふうには認識しております。

さらには、より効率的な経営の持続性といったふうな観点からは、これを法人化

していくということがますます重要性が高まっていくものというふうに考えている
ところであります。

本市としましては、県やJ Aと関係機関・団体と情報を共有するなどして、さら
に連携を図りながら、地域営農組織の法人化に向けて取り組んでまいりたいという
ふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 基幹産業のこの菊池市の農業をぜひ頑張って守ってい
きたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○大賀慶一 議長 これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午後0時03分

開議 午後1時00分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、工藤圭一郎議員。

[登壇]

○13番 工藤圭一郎 議員 皆さん、こんにちは。議席番号13番、工藤圭一郎で
す。通告しておりましたので、一般質問に入りたいと思ひます。

まず、一つ目に、農業・畜産の振興については、施政方針の施策3、施策4で、
「安心・安全で高品質な農産物づくりについては、有機農業をはじめ、化学合成肥
料や化学合成農薬の低減、畜産堆肥の施用による土づくりを行うなど、環境に優し
い農業の推進を強化するとともに、本市独自の「環境王国菊池農業生産基準」につ
いても、農業者をはじめ、各物産館やJ Aと連携して高付加価値化につなげ、さら
なる販売促進に取り組みます」とあります。

また、農林畜産物については、「ブランド力の強化に努めるとともに、新たな加
工品の開発やPRによる消費拡大などを図ります」とあります。

また、第3次菊池市総合計画案の中では、初めに、質の高い農林畜産物として、
本市は豊かな自然を生かした農林畜産業が基幹産業であり、日本穀物検定協会の食
味ランキングにおいて高い評価を受けている。七城の米をはじめ、メロンや牛肉、

水田ごぼう、県内一の生産量を誇るシイタケなど、ブランド化され、県内外へ出荷されています。

そして、農林畜産物のさらなるブランド化、高付加価値化を図るため、くまもとグリーン農業制度の基準に市独自の安心・安全基準を加えた菊池基準を設定し、高品質で魅力ある農林畜産物づくりを進めており、市内外の方から好評を得ています。そのことを理解していますが、ここで述べたのは、今、問題になっております産地偽装問題についてのこれだけうちはブランド化に力を入れてきておりますが、それを受けて、担当部署の見解をお尋ねしたいというふうに思います。まず、1回目の質問です。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまの工藤議員の質問にお答えいたします。

今回の熊本県産アサリの偽装問題につきましては、熊本県に対しまして「アサリだけではなく熊本県産は二度と買わない」といった厳しい声が寄せられており、農産物を含む熊本ブランドへの不信感とも取れる厳しいご意見を多数寄せられているとのことでございます。

市といたしましても、本市で生産された農産物に対して誤った風評が広がってしまうのではないかと危惧しているところでございます。

これまで、JAや各物産館に出荷される農産物においては、トレーサビリティや食品表示に関して適切な対応が行われているものと認識しておりますが、今回の熊本県産アサリの偽装問題報道を受け、本市の各物産館及び商工会に対して、農林水産物の産地偽装等（後に発言の申し出があり、「産地偽装等」を「産地表示」へ訂正）について注意喚起のための文書を発出しているところでございます。

また、本市独自の栽培基準であります「環境王国菊池農業生産基準」（菊池基準）の推進によりまして、安心して安全な農林畜産物を生産・供給するための取組を進めているところでございます。

今後も引き続き国や県の動向を注視するとともに、必要に応じてJAをはじめとする各関係機関と対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

大変失礼しました。ただいま私の答弁の中で、「農林水産物の産地偽装等」と申しましたが、正しくは「農林水産物の産地表示」でございます。おわびして訂正申し上げます。

○大賀慶一 議長 工藤圭一郎議員。

[登壇]

○13番 工藤圭一郎 議員 誰も意図してこういうことは起こさないというふうに思いますが、やはり行政としては、しっかりそこをチェックできる体制をつくって、やっぱり予算をかけてブランドづくりして、付加価値を高めるということはもう全市を挙げてやっている話ですので、そこでこういうことが起きないように、しっかりと生産量の数量をきちっと管理していける、そういう体制をつくっていただくと間違いは起きないんじゃないかなというふうに思いますし、起きてからでは遅いし、せっかくの努力が水の泡になっては困りますので、その辺はしっかり監視していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問になります。

防災・安全対策について、火災予防対策についてなんですけど、このことは、近頃、特に火災が多いように感じております。また、その中で、いろいろな不慮の事故もありながら、事件ニュースを見ます。そういうときに私が感じるのは、やはりこれは火災報知器、火災警報器の設置がどういうふうに現在なっているのかなと気になりましたので、そのことをまず行政で調べていただいたので、そのことを答弁いただきたいというふうに思います。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、工藤議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、現状と、併せて課題までお答えしたいと思います。

住宅用火災警報器の設置につきましては、平成18年の消防法改正により新築住宅への火災警報器の設置が義務づけられ、既存住宅においても猶予期間満了後の平成23年6月以降、設置が義務づけられております。

また、住宅用火災警報器の設置基準につきましては、菊池広域連合火災予防条例でその基準が示されており、菊池広域連合消防本部において毎年設置状況調査が実施されております。

菊池広域連合管内の設置状況につきましては、令和3年6月1日時点での設置率が63%に対し、寝室及び2階以上に寝室がある場合は、階段部分に設置が義務づけられる火災予防条例の設置基準に適合したこの適合率が50%となっております。

いずれにおいても、県平均、全国平均に比べて低い水準となっており、未設置世帯への設置促進が課題となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 工藤圭一郎議員。

[登壇]

○13番 工藤圭一郎 議員 この火災警報器が、私だけかもしれませんけど、義務

までになっていたというのは、ちょっと今回、初めて知って、新築は義務というのは分かってたんですけど、既存のところは努力義務ぐらいかなと思っただら、答弁でありましたように、猶予期間があって、その後はつけるようになったと。このこともあまりまだ市民の皆さんは知らないんじゃないかなというふうに思うとですよ。私も自分がそもそもそうで、私の周りを見てもそういうような状況でありますし、もう一つ気づいたのが、今、2階に寝られている方には階段というようなお話があったんですけど、もう10年たつんで、その当時、2階に子どもさんが寝てて、もうその子どもさんが大きくなって出られた。でも、そのまま階段のところについていると。あるじの人は1階の隅で寝ていると、その階段の警報器じゃ聞こえないんですよ。こういうことも含めて、今、50%でおっしゃったように、設置も含め点検も進めんといかん。消防署がされているということなんですけど、火災に関しては、消防団が、今、予防の啓発はかなりやっているんですけど、実際、起きてから亡くなるようなことがないようにするには、やっぱり警報器はしっかり確実に取り付ける必要がありますんで、そのことを消防署だけで本当に賄えるのか、やっぱり行政もしっかり後押し、啓発をするなり、消防団員にもう一つ頑張ってもらって、今度は消火器だけじゃなくて、警報器のことについても、各おうちにお願ひしたりとか、見て回ったりとかするようなことができないかというふうに思いますので、もう一度、そこを質問したいと思います。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 住宅火災で死者が発生する原因として「逃げ遅れ」が多くの割合を占めており、このような住宅火災による犠牲者を出さないためには、住宅用火災警報器の設置は大変重要なものであると認識しております。

住宅用火災警報器の設置推進につきましては、毎年、菊池広域連合消防本部において定期的な訪問調査や啓発が行われており、今冬に発刊された菊池消防広報紙「まとい」の中でも設置についての啓発が行われております。

本市におきましても、消防署や消防団と連携し、今後もさらに火災予防運動等による啓発を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 工藤圭一郎議員。

[登壇]

○13番 工藤圭一郎 議員 次に、行財政改革の中期財政試算についてはというところの質問に移ります。

これまで、平成28年第4回定例会、平成29年第4回定例会での松岡議員の一

般質問により、中期財政試算をつくるようになりました。財政については、これまで平議員、大賀議長、荒木議員、福島議員ほか、多くの議員が一般質問されていましたが、前回の荒木議員、福島議員の一般質問を聞いて、そしてまた、読み返してみますと、どうも本市財政が不安な状況を感じたんですね。荒木議員と福島議員が勉強されて、特に質問の仕方が上手というところであれなんですけど、聞いているほうとすると、ちょっと大丈夫かなというふうに思いましたので、いま一度、そのことを確認したいというふうに思います。

また、今回いただいた令和4年から令和7年の菊池市中期財政試算については、平成30年第4回定例会で大賀議長の一般質問での答えが物すごく分かりやすく、中期財政試算の中身を知るにも、読み返してみるとありました。ただ、この後、そのときは平成30年でしたので、これから先の本市財政の課題を踏まえ、今後の取組と市民に痛みを伴うようなこともあると思われますので、大事と思われる部分で結構ですので、簡単にお答え願えればというふうに思います。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 全体なところになりますけども、少子高齢化や生産年齢の人口の減少などにより、今後も厳しくなることが予想されます。

そのようなことから、持続可能な財政運営のためにも、第四次行政改革大綱による行財政改革の着実な実施は必要不可欠でございます。

健全な財政運営のため、事業の見直し等による歳出の抑制・効率化を図るとともに、有利な財源の確保等に努めているところでございますけども、今後、公共施設の整理統合及び廃止や、施設の材料及び補助金・負担金等の見直しなど、市民の皆様への負担となるような取組につきましても、次世代のためにも進めていく必要があると考えておりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 工藤圭一郎議員。

[登壇]

○13番 工藤圭一郎 議員 財政が大丈夫かどうかは、大丈夫というふうにおっしゃらないので、少し厳しい状況にあるのかなというふうには認識します。

そうすると、やはりこの財政が厳しい中で、これから公共施設の削減と整理等始まりますので、今、部長がおっしゃられたように、市民の皆さんに届けるには、やっぱり議員だろうと思うとですよね。今回、この中期財政試算を少しの説明で私たちは頂いて、それで終わっているんですけど、もっと中身について勉強せなんし、

この前、荒木議員、福島議員が言われていた決算カード、この見方についても、なかなか私たちも勉強する機会が少ない。理解せえって言われても、やっぱり1回、2回じゃ多分理解し切れんんじゃないかなというふうに思いますので、極力何回も何回もせないかんことだろうと思います。執行部からすると大変かもしれませんが、向こうに市民がいて、しっかり勉強を促したり、議長、予算決算常任委員長から言われたときには、すぐ応じてくれるような体制は取れますか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 今回、研修の機会をとということで、その機会を探っていたところでございますけども、コロナの感染拡大状況により、現在、見合わせているところでもございます。

また、中期財政試算につきましても、今現在、月例会等で簡単に報告を済ませているところでございますけども、そういった研修の場を改めて設けていくよう、この感染状況を見極めながら対応していきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 工藤圭一郎議員。

[登壇]

○13番 工藤圭一郎 議員 それでは、最後に、福祉政策の地域福祉についてお尋ねしたいと思います。

基本計画の施策11、生活困窮世帯の自立支援、子どもの貧困、8050問題、孤立・孤独に関したり、こういう問題がこれからどんどん起きてきます。その中で、一番窓口というか、そういうふうになるのが民生・児童委員の皆さん、社協の皆さんなのかなというふうに思います。

また、施策12、地域福祉の充実、この中では、近所付き合いを含めた地域での見守り体制や支え合いの仕組みを構築します。

また、子育てと親の介護のダブルケア、ひきこもり、子どもの貧困、ヤングケアラー、複合的な生活課題を抱える世帯を早期発見し、支援するというふうになっております。

やはりここでも民生・児童委員の皆さん、社会福祉協議会の皆さん、かなり仕事量が増えてくるような内容かなというふうに思っています。また、そういう世帯がこのコロナを通して、どんどん孤立・孤独、そして世帯だけが孤立して、地域での今言われています見守りという点でも、横のつながり、近所のつながりもなかなか薄くなる、そういう状況ですので、誰かきちっと役目を持った人が訪問し、お話をしないと分からない。そうなってくると、ますます大変な状況が生まれてくるのか

など。民生・児童委員さん、社会福祉協議会の皆さんあたりの仕事量が増えてくるのかなとふうに思いますので、そのあたりの認識をまずお伺いしたいというふうに思います。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 工藤議員のご質問にお答えいたします。

子どもの貧困や8050問題など、複合的な生活課題を抱える世帯につきましては、早期に発見して、早期に対応していく必要がございます。

市における具体的な取組につきましては、民生委員・児童委員をはじめ、市民の皆様から市や社会福祉協議会などの相談窓口寄せられた様々な情報を基に調査や訪問を行い、それぞれの分野におきまして、庁内関係部署や関係機関と連携を行い、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要な支援を行っているところでございます。

そのようなことから、地域における民生委員・児童委員が担う役割は大変重要であり、市民の身近な相談相手であるとともに、市と行政や関係機関とのつなぎ役として、大変ご苦勞をいただいております。

しかしながら、複雑化・多様化するケースに対応していくためには、民生委員・児童委員や市や関係機関からだけの支援では対応が困難になることが想定されることから、地域におけるつながりや助け合いがますます重要となってまいります。

そのようなことを踏まえまして、市では、「地域の皆様がともに支え合い、市や社会福祉協議会などの関係機関が連携して支援を行うことにより、誰もが安全に安心して暮らせる菊池市」を目指し、制度による福祉だけでなく、地域の施設や人材を生かして、それぞれの地域で工夫して進める「地域福祉の充実」に取り組んでまいります。

今後も引き続き、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、誰一人取り残さない包括的な支援の仕組みづくりを進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 工藤圭一郎議員。

[登壇]

○13番 工藤圭一郎 議員 基本計画にもきちっとそういうふううたってある中身です。ただ、やはり早期に発見しというところが一番キーになるのかなというふうに思うんですね、今、部長の答弁の中の。発見し、支援をし出すのは行政ができるんですけど、発見できないと、全然当然支援ができない。発見するには、まずおうちに行ってお話をし始めないといけないのに、その民生委員さんの成り手不足、

また、もう一つは、守秘義務がかかっているんですけど、守秘義務を理解できている人ばかりかということ、研修は当然されていると思いますけど、そうでもなかったり、そういう現状を少し考えると、なかなか家の中の秘密を表に相談できるのかという、今のこのいろんな問題ですよ。

子どもからお年寄りまでのいろんな問題が家庭の中に、今、隠れている。その状態をどうやって発見するかというところが一番気になってきて、先ほどちょっと財政のところは少ししか話ができませんでしたけど、財政にも関わってくる。当然ですよ。扶助費の抑制なんていう話があると、何かややもすれば、介護費用をちょっと抑えようかみたいな話になると、これはほとんどないことで、そうでなくて、介護につながらない、もう早めに発見して、介護の手前でより健康で長生きしてもらおうとか、8050みたいな話になると、もっと手前で発見して、自立支援につなげてあげないと、もう50が60になったときには、もう60歳じゃ何も自立もできないような、そういう状況が生まれてくる。そういうのも全部家庭の中に入っとつですよ。家庭の中に隠れているんで、どうやってそこに本当にドアを開けられるのか。

この前、泗水地区で議員と民生委員さんとの意見交換があったんで、そのときに感じたのが、やっぱりちょっと充て職で嫌という声があったんですよ。大変だったと。やっぱり頼まれてしよがなくなると。ただ、なればその後いろんなこういうことがあって、こういうためになりましたという話なんですけど、やっぱりなれる手前で、なかなか皆さんが拒否されると。そこで中には成り手がなくて、ずっと長くされている人もいらっしゃるんですね。その人に負担が物すごくかかっています。だから、そういうことをやっぱり一番に、まず入りのところをどうしたらいいのか。民生・児童委員さんだけでなく、地域福祉委員さんあたりもいらっしゃるけど、そこら辺の関係性とか、社会福祉協議会との関係性とか、もっともっと磨いていかんと、やっぱり本当に一つ一つのおうちになかなか入っていけないのかなというふうに感じています。

何でここまで言うかいうと、私、家業で家のお客さんのところに入りますんで、やっぱりそれが分かるんですよ。私の家内も団地の中の集金に毎月お客さんのところに行くと、子どものほうから、やっぱりネグレクトのおうちなんかだと、寄ってくるんですよ。家内がそれが分かるんですよ。この子は何かちょっと変と。でも、身体的虐待なら保育園で分かるかもしれんけど、ネグレクトで育児放棄みたいな話はなかなか見えないんですよ。そういうのはやっぱり家庭の玄関を開けて、玄関口に入らんと分からない。だから、そういうのをもうちょっといろんな人からの声が聞こえるように、やっぱりいろんなそのうちには、うちみたいにそうやって

集金にお伺いする業種もあれば、何かいろんな人が出入りもあると思うとですよ。そういうことも一つの知恵で、何かあったら、そういうところから情報をいただく。とにかく情報が来れば、その後は行政が支援できるんですけど、なかなかその最初の情報が上がってこないんじゃないかなろうかというふうに思います。そこは行政としても、ああしてくれ、こうしてくれと民生委員さんにあんまり言えないし、それともう1点気になったのが、民生・児童委員さんに子どものことを言ったら、あんまりびんとこられなかったんですよね。私は民生委員さんがいつの間にか民生・児童委員になったから、当然子どもさんのこともって思ったんですけど、見てないじゃないけど、子どもさんのことは保育園とか、小学校とか、多分そういう感覚でいらっしやっただのかなという感じがしましたんで、そのあたりも含めて、もうちょっと民生委員さんの負担をとにかく増やすんじゃなくて、減らしながら、どういった仕組みができるのかを、これをお尋ねしていいですかね。もし部長で、そこ何か手だて、考えがあれば、少しお話しいただければと思います。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 本当に民生委員さん方にはご苦勞をいただいているところでございます。

市のほうでも、今現在、高齢者を中心にということですがけれども、地域見守りネットワークというのが本当にいろんな職種であったり、区長さんをはじめ、地域の方も全部お願いしたところでのネットワークというものをつくっております。そのあたりをやはり高齢者だけの問題ではなく、複合的なものとして、今後、広げていくとともに、先ほども申し上げましたけれども、地域の皆様の理解とご協力をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 工藤圭一郎議員。

[登壇]

○13番 工藤圭一郎 議員 安心しました。しっかり見守ってください。

これで終わります。

○大賀慶一 議長 これで、工藤圭一郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間、暫時休憩します。

○
休憩 午後1時29分

開議 午後1時36分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 皆さん、こんにちは。菊池市の最高決定機関である菊池市議会定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱をして始めるべきだと考えている、議席番号5番の平直樹です。私は日々の政治活動において、目標を政治をもっと近くに、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうかという二本柱として行っております。

一般質問とは、市の管轄する事務行政において、議員個人が課題を見だし、提案をしながら、質問を通して市の発展に寄与することと考えております。その前提に立ち、一般質問を行いたいと思いますが、先ほど来、皆さん口にされておりますが、このたびのロシアのウクライナ侵攻に、私は嚴重に抗議をしたいと思います。

では、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1問目は、健康推進・医療費抑制と口腔ケアについてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、まさに市民の健康寿命を延ばすことと、医療費を抑制することにあります。そして、この質問は2018年12月の一般質問の続きとなります。

ご案内のとおり、医療費を含む民生費の伸びは右肩上がりです。少子高齢化が進む我が国において、この問題はどの自治体にとっても大きな課題であると思います。体に不安があるので、病院に行って治療を受けて、そして、薬を受け取る。この医療行為がその人の持つ病や悩みを和らげる不可欠な行為であり、その部分を社会全体で支えようというのが国民健康保険の基本であるかと思えます。

ただし、一方で、青天井と言っても過言ではない増え方の民生費をどうにかして抑えていく施策が急務です。その一つの施策として、私は口腔ケアを提案してまいりました。

自らのおさらいのためにも、ここで確認をさせていただきます。

前回まで、私は歯周病のことを取り上げておりましたが、歯周病とは、35歳以上の約8割が罹患しており、生活習慣病であり、いわゆる国民病であります。

歯周病は万病の元と言われており、口腔ケアを進めることで、心臓病、糖尿病、脳卒中、肺炎、骨粗鬆症等に大きく影響があるものであります。

このことをまた前提として、質問をさせていただきます。

前回もお尋ねしましたが、改めてお尋ねいたします。

ここ5年間の1人当たりの医療費の推移をお知らせください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 平議員のご質問にお答えいたします。

まず、本市の国民健康保険の医療費につきましてご説明いたします。

平成28年度から平成30年度においては、多少の増減は見られるものの、46億円から47億円を推移しております。しかし、令和2年度は約45億6,917万円となっており、令和元年度決算額と比較してみますと約2億円減少しております。ただし、この年度はコロナの感染が継続していたこともあり、受診控えの影響も考えられます。

年々被保険者数が減少しておりますが、医療費総額は横ばい傾向にあります。お尋ねの1人当たり医療費につきましては、平成28年度の約34万3,000円と比較しまして、コロナ禍にもかかわらず、令和2年度は約37万2,000円と約3万円増加しております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 ありがとうございます。

2万9,428円、約3万円程度、1人当たりの医療費としてはこの5年間で上がっているというご答弁でございました。

前回もお示しをしましたが、毎年、内閣府が各省庁横断的・総合的に出します骨太方針というのがあります。その骨太方針の中に、2019年から引っ張り出しますと、この口腔ケアのことも書かれております。ここが文字数が167文字です。次の年、骨太方針の2020が171文字です。令和3年6月18日に出されている経済財政運営と改革の基本方針2021、骨太方針2021ですが、ちょっとここは読ませていただきますが、「全身との関連性を含む口腔の健康の重要性に係るエビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた切れ目のない歯科健診、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉機関等との連携を推進し、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、飛沫感染等の防止を含め歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。今後、要介護高齢者等の受診困難者の増加を視野に入れた歯科におけるICTの活用を推進する。」とあります。ここに至っては229文字使っております。

この骨太方針に書かれている文字数が多いほうが、予算は取ってくるということはもう常識だとは思いますが、それぐらい、国としても口腔ケアのことを大切に考えられているということだと思いますが、これは私から今まで提案をしてきたことではありますけれども、歯科医師会を含めて、骨太方針に明記してある関係機関との連携の状況はどうなっていますか、お示してください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

国の経済財政運営と改革の基本方針2021の骨太方針の中で明記してあります、関係機関との連携につきましては、菊池圏域で構成します「菊池地域歯科保健連絡協議会」において歯科医師会をはじめ各関係団体と地域課題の共有を行いながら、連携を密にし、歯科保健向上に取り組を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 連絡協議会をつくって、そこでしっかり協議しているというお答えでしたが、ご多分に漏れず、こちらのほうもなかなかコロナで、会って会議を進めるということもなかなかできなかつたし、部長のところは、それこそ、コロナ対策の一番のフロントで頑張っている部分でもありますので、なかなか進められなかつた部分もあるのかなというふうには思います。

ただ、何となくというか、そのコロナの対策というのも、ある程度、慣れてきた部分もあると思いますし、そういったところで割いていた時間をまた元の業務に戻していただく部分もあると思いますので、そちらのほうも月に1回とは言いませんが、もう少し定期的に、実際、会わずとも、リモートで会議はできると思いますので、そちらのほうは菊池市のほうが音頭を取って、どんどん進めていっていただきたいなというふうに思いますが、この骨太方針の中にも出てきましたオーラルフレイルという言葉ですが、このオーラルフレイルというのは、最近よく聞くようになったんですが、オーラルフレイルというのは、ご存じの方いらっしゃると思うんですが、英語でOralというのは口腔のことですね。Frailtyというのは虚弱という意味だそうです。オーラルフレイルとは、口腔機能の衰えが全身の老化につながるという考え方です。口の衰えは、身体的、精神的、社会的な健康と大きな関わりを持っています。オーラルフレイルは幾つかの段階を踏んで進行していきます。

まず、口腔機能への関心が低下して虫歯や歯周病などになり、歯が抜けたり、痛みが出てきます。すると、口腔機能が低下して会話や食事に不具合が出るようになり、食欲が低下したり、日常の活動範囲が狭くなったりします。かむ力や舌の筋力が衰えれば食べる量も低下して、低栄養の状態になりますし、会話が減れば、社会的に孤立していきます。さらに機能が低下すると、そしゃくや嚥下に障がいが起こり、要介護の状態になってしまうことがあります。

次のような症状があるときには要注意ですということで、公益社団法人日本歯科医師会の方々がこういったものがオーラルフレイルですよ、こういったところにチェック入りませんかということで出されているものもあります。食べる、むせこぼすことがあるよ、食欲がない、少ししか食べられない、軟らかいものばかり食べる、活舌が悪い、舌が回らない、お口が乾く、臭いが気になる、自分の歯が少ない、顎の力が弱いなどといった症状が出てきたときには、ちょっと要注意だということですが、そこで、お尋ねしますが、菊池市ではオーラルフレイル対策というのはどのように取られていますか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 本市のオーラルフレイル対策につきましてお答えいたします。

オーラルフレイル（口腔機能低下）対策としまして、健康推進課では後期高齢者を対象に「かむ力」、「舌や唇の動き」、「飲み込む力」に関する歯科・口腔健診を歯科医に委託して実施をしております。

また、菊池市地域包括支援センターでは、歯科衛生士による通いの場やサロンなどで実施するオーラルフレイルについての健康教育や、心身機能の状態を確認する「基本チェックリスト」に基づき、口腔機能の低下のおそれのある方を対象に、個別の指導を実施しております。

今後も健康推進課と地域包括支援センターが連携し、オーラルフレイル対策に取り組むことにより、高齢者の口腔機能の低下の早期発見やその予防に努め、健康寿命の延伸につなげてまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 ありがとうございます。

ここで、ある歯科医師が書かれている文章をちょっと紹介したいと思いますが、城徳歯科医院の院長さんが書かれていたものですが、周術期のケアの重要性は認知されてきたものの、一般に歯科医療のイメージは、やはり虫歯の治療など、いわゆる形態回復ではないだろうか。端的に言うと、口腔は、お口の中ですね。栄養と感染の入り口です。例えば歯周病、そんなに大したことではないと思われがちですが、これは感染症です。単に歯がなくなるだけでなく、歯周病の細菌が全身に回って影響するというのが今の考え方です。

歯周病と糖尿病の関連も指摘されています。重度の歯周病がある糖尿病患者は、

糖尿病腎症、虚血性心疾患、総脂肪量が増加する可能性があります。糖尿病での歯科とかかりつけ医、専門医の連携の必要性はよく言われていることで、歯科も薬剤師もそこに入って重症化を未然に防ごうということなのですが、実際はなかなか進んでいません。眼科との連携もそうです。糖尿病から糖尿病腎症、要は透析患者をいかに減らすかは医療費削減の面からも大きな課題です。透析患者になると仕事を続けることが困難になることが多く、社会保険から国保にどんどん流れてくる。国保だけで頑張ってもだめなので、例えば広島県呉市では、健保全体で取り組んでいます。糖尿病性腎症重症化予防のために受診推奨者に対して歯周疾患の検診などを実施するなど、通常は病気になってからの治療に適用される保険が、未然に防ぐための口腔管理に適用されるのは画期的です。

なかなか連携が進まないという現状もあります。歯科医側として、口腔は感染の入り口ということ、歯周病も全身に影響する感染症だということを一一般常識として広げなくてはなりませんというふうに、この口腔ケアの重要性について、意識改革が必要だということをうたっています。

今、私が説明していることも、部長から答弁をいただいていることも、単純に歯が痛くなって歯医者さんに行くという、歯医者さんとの関係ではなくて、お口の中をきれいに保っていくということが健康寿命を延ばしていくという証左だと思います。

そこで、前回もお尋ねしておりますが、お尋ねいたします。

歯周病疾患検診、それと医療費、これ削減していきたいというふうに思っていることは一緒だと思いますが、その目標数値があればお示してください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 目標数値についてお答えいたします。

歯周疾患検診受診率の目標数値につきましては、菊池市健康増進計画にて、令和6年度に8.0%と目標設定をしております。

また、医療費につきましては、国保保健事業計画（データヘルス計画）において、国民健康保険医療費の抑制目標は、増減の要因が単に医療機関への受診者数だけではなく、医療技術の高度化や薬価等の改定なども考えられることから、1人当たり医療費を全国平均と比較した標準化医療費（地域差指数）を用いまして、目標設定をしております。

現在、本市の標準化医療費（地域差指数）は、全国平均に対して1.12倍であるため、令和5年度におきまして1.1倍を目標としております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 歯周病疾患検診が令和6年で8.0%、令和5年度は1.1倍ぐらいにしたいんだというお答えだったかと思います。数字だけ見ると、ここだけ切り取りるとちょっとやっぱり低いような気はしますが、現実的な数値を重ねていったところも具体的な目標かなというふうに思います。この目標達成のために、私もいろいろ提案をしていきたいと思ひますし、それが市民の幸せにつながると信じております。

前回の質問の最後、私は歯周病疾患検診受診向上のためにも、市の複合健診に口腔健診を加えてはどうかと提案をしておりました。そのときの答弁は、研究して関係機関と連携を図っていくと答弁をされています。

骨太方針にも書いてありますが、簡単に言えば、我々は高校生の時代に歯科健診を受けて以来、自動的に歯科健診を受けるという機会がありません。そのことを前提に骨太方針も毎年明記されていると思ひます。生涯を通じて歯科・口腔健診が必要だと考えます。

あれから3年程度たちました。改めて提案いたしますが、医療費抑制のため、何より市民の健康寿命のためにも、市の複合健診に口腔健診を含めて、口腔ケアを進めていくべきだと提案しますが、いかがでしょうか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 複合健診に口腔健診を加えてはとのご提案でございますが、現在、歯周疾患検診は市内16か所の歯科医院にて個別で検診を行っておりますが、受診しやすい環境整備の一環としまして、令和4年度から菊池養生園で行っております複合健診（集団健診）においても歯周疾患検診が受診できるように、歯科医師や健診機関と協議を行い、実施に向けて準備を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 ありがとうございます。含まれていくという、うれしいご答弁いただきました。

やっていただくのはとてもうれしいし、もうありがたいことだと思ひています。ただ、やっていく上で、歯周病予防、口腔ケアを進めていくことが、医療費抑制や健康寿命を延ばすということの裏打ちになるデータも取れるということだと思ひん

ですね。この施策を進めていく上で、もうぜひデータを取ってほしいと思うんです。予防にお金をかけることで、医療費を抑制しようという考え方ですから、それが裏打ちできるものが欲しいというところです。

どのような方法でデータを取るかというのは、やっぱりプロの方々と相談をされていって、その最善な方法を現場で知恵を出していただきたいというふうに思いますが、そのデータの取り方というのを、今後、協議してやっていただけるというようなどころをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 歯周疾患検診検査データにつきましては、国保医療費や特定健診のデータなど、生活習慣病との関連性についての分析を歯科医師の先生方と協力しまして、協議を行い、分析結果を基に、全身との関連性を含む口腔の健康の重要性について、市民への適切な情報提供と生涯を通じた切れ目のない歯科保健を推進してまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 ありがとうございます。

骨太方針にはこの口腔ケアのことが載っておりますが、残念ながら、本市の市長の施政方針には口腔ケアという言葉が載っていませんので、来年はここをどんと載せていただけるような目標を私も持ちたいと思います。

次の質問に行きます。

学校給食についてお尋ねをいたします。

学校給食について、この質問の目的は、子どもたちに安心・安全の給食を食べさせたいということです。この質問、学校給食については、私は今回で4回目になります。前回、2019年12月議会ですしておりますが、そのときには、遺伝子組換え食品のことから、最後はパンの原料である小麦粉の質問をしております。

おさらいですが、このパンは標準パンのことで、その標準パン、その小麦粉の内訳は、そのとき、2019年のときに、カナダ産が45%、アメリカ産が45%、いわゆる外国産が90%で、国産が10%ということでした。その際に、菊池市には菊池市地産地消促進計画があります。その計画に見合っていないのではないですかと。加えて、熊本県にはくまもと地産地消推進県民条例があり、その条例にも則してないのではないかと疑義を呈しながら質問をいたしました。

当時、この質問をつくる際に、私は熊本県学校協議会に電話で取材しましたとこ

ろ、菊池市をはじめ他自治体から地元の小麦粉を使ってほしい旨の要望はあっていないということでしたので、そのことを踏まえて、要望する考えはありませんかと質問をし、そのときに部長から、今後、この同会に、学校協議会に要望していきたいと答弁をいただいております。あれから2年強たちました。

そこで、お尋ねをいたします。

熊本県学校給食会へ県産小麦粉を使ってほしい旨の要望をしましたが、現状はいかがでしょうか、お示してください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、平議員の質問にお答えさせていただきます。

令和元年第3回定例会の平議員の一般質問を受けまして、菊池地区学校給食共同調理場と泗水学校給食センターの運営委員会では令和元年第2回の運営委員会で、七城学校給食センターの運営委員会では令和2年第1回目の運営委員会で、要望に対する審議を行っております。

委員のご意見としましては、「県産小麦を利用したパンは、現在の基準パンより高額となり、給食費にも影響が出ることを論議しないといけないと思う」という意見や、「今後の給食の方向性として、県産の小麦を使用したほうがよいと思うが、保護者の立場になると「給食費」と「質」のバランスが必要だと思う」などの意見をいただいたところです。

学校給食運営委員会の方向性として、給食費を考慮した上で考えないといけないという意見が多い状況で、要望書提出の同意を得られませんでしたので、熊本県学校給食会への要望を見送ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 学校給食運営委員会での結論が、要望はしないという結論だったと。ちょっとびっくりしておりますね。給食費にそれが跳ね返ってくるというところで、その危惧されている部分は分かりますけれども、先ほど来申し上げましたとおり、菊池市にはそういう計画があって、熊本には条例があるわけですね。それを言って、要望してくださいねと言うたら、そのときに部長は要望しますとご答弁をいただいて、それから黙って2年待ってましたけども、聞いてみると、運営委員会での結論はそうだから、要望はしていないと。なるほど。

1月31日に私も学校給食会に電話をしました、改めて。小麦粉の内訳ですね。相変わらずカナダ産が45%、アメリカ産45%、外国産が90%、国産が10%

と全く変わっておりませんでした。当時の私への答弁をつくるために、お調べになるための電話のやり取りは菊池市からはあったと。それ以外は要望書等は出されておられませんということです。非常に残念です。

ちなみに、昨年、令和3年5月20日、菊池市ブランドづくり実行委員会主催で、令和3年度菊池市ものづくり販売勉強会というものが主催されまして、そこで千葉県いすみ市の鮫田さんという方の「給食から広がる有機農業産地づくり」という表題でリモート講演がありましたので、それを受けてまいりました。内容は、学校給食の御飯を無農薬米にして、さらにそれを地元の農家の収入増にしていくという内容のものでありました。

その際にご紹介いただいた安井孝さんの書かれた「地産地消と学校給食」という本を読みました。そこでは、愛媛県今治市の今治市食と農のまちづくり条例などが紹介されており、その紹介されながら、その首長の熱い思いがあれば、地元産の無農薬米を給食に使うばかりか、それまで一切地元で栽培がなかった小麦粉から生産を始め、ついには給食のパンを全て賄うまでになったというすばらしい成功例が紹介されておりました。

前回、執行部からの答弁では、安定的な供給という懸念事項もあるということで承っております。やる気があればできるものだと、この本には書いておりました。作っていない地域から農家の方々をお願いをして作っていただいて、そして、また農家の収入増にもつながっているという地域もあるわけですね。

さらに、その安定的な供給という部分ですが、何も私は菊池市の小麦粉のみを使ってほしいというふうに考えているわけではありません。県産、それが難しいなら九州産、それも難しいなら国産、その小麦粉を使ってほしいと提案をしております。安定的な供給量に関しては調べていただければ分かると思いますが、量は大丈夫です。心配無用です。

ちょっと視点を変えます。先ほどからお示ししておりますとおり、くまもと地産地消推進県民条例の観点から、お尋ねします。

この条例は、その名のとおり、地産地消の推進に関する基本理念を定めるとともに、県の責務並びに市町村、生産者、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、本県における農林水産業の発展及び豊かな県民生活の実現を図っていくことを目的とすると第1条でうたっております。

そこで、お尋ねをいたします。

第5条、市町村は、県、地域の生産者、事業者及び地域住民と連携し、かつ協力して、地域の活性化につながるよう、地産地消の推進を行うよう努めるものとするがあります。つまり、市はやるべきことを私はやっていないのではないかと思います。

すが、この第5条について、今後どうされるか、お示してください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

くまもと地産地消推進県民条例第5条の規定にのっとり、こういった取組をやっているかということでございますが、学校給食管理室と学校給食運営委員会で地産地消の取組を行っておりますので、そちらのほうをご説明をいたしたいと思えます。

運営委員会での取組としましては、物資納入基準書へ菊池市産や熊本県産の農畜産物の利用促進の協力を行うほか、熊本県産小麦を利用したパンにつきましては、年に28週作られております。こちらのほうも令和2年度で言いますと、菊池地区の学校給食共同調理場では22回利用をしているところでございます。

また、学校給食管理室では、地産地消への取組として、ふるさとくまさんデーやきくちさんデー、ななしろさんデーの実施や、市の補助金で行った菊池市産農畜産物提供事業、県の事業である熊本県産ブリ・マダイ提供事業、JA菊池とのコンソーシアム事業である、えこめ牛の提供事業、菊池市産の農畜産物を使った学校給食献立コンクール、そのほかにも栄養士による地産地消の食育などを行っているところであります。

さらに、今後の取組としましては、米飯給食を週3回から3.5回へ増やすことについて協議を行っているところで、運営委員会の承認がいただければ、令和4年度から米飯を増やす予定にしております。このことによって、菊池市産の地産地消増につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 米飯が3回から3.5回に上がっていくというのは、とてもいいことかなと思いますが、確認しますが、では、もう前回の答弁のときには、給食会のほうに地元産、県産、国産の小麦粉を使ってほしいという要望を上げると答弁をいただいておりますが、それはもうしないということですか。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 先ほど来申し上げておりますとおり、食材につきましては、PTA、保護者の方々の給食費のほうで賄っておる分でございますので、そちらのほうのご意向を伺いながら、行っていくべきだというふうに考えております。

前回の元年の答弁のときにも私のほうからは、要望のほうはしていきたいというふうに考えておるといことで、断定をしたわけではございませんで、そこはやはりPTAのほうのお考えを聞きながら、判断はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 断定はしてないと。地産地消の推進を行うよう努めるものとするを書いてあるわけですよ。ほかのことをやっているからというところでは言われていると思うんですが、前回もお話しましたが、給食費をPTAの保護者の人たちがお金を払って、給食を作る。その給食法によって、地域、自治体、市が安全で安心な食事を作って提供するというのが、役割分担の中でそれははっきり明記されているので、よく分かるんですけども、前回もお尋ねしましたが、メニューを減らせばいいんですよ。優先順位を考えたら、県産の小麦を使うことのほうが、メニューを増やすことよりも大切なんですね。地元でできたものを地元の子どもたちに食べさせることは、優先順位で何より一番だと思うんですよ。いろんなメニューの御飯を食べさせることではなくて、そういったことを運営委員会で訴えてほしいんですよ。そうすると、給食費を触らなくもいい可能性も出てくるんですね。いいものを使えば高くなる。だから、ほかのことで何か賄おうとしてほしいんですが、すごく悔しいですが、ちょっと時間がありませんので、次に行きます。

お米についてもお尋ねします。給食費、先ほど言いましたように、これは保護者が負担することは、もうこれは大前提で、私も当然だと思います。保護者がいて、保護すべき子どもがいる。その子どもの食べる食事代をその保護者が賄う。これは当たり前なことだと思うんですが、さっき言いました、高い原材料をした給食にするというのであれば、メニューを減らすという、先ほど言いましたね。あと、もう時限つきでもいいです。時限つきでもいいので、足りない部分を補助するか、もしくは、給食費を上げるかだと思います。私はやっぱり優先順位は間違えたくないもので、メニューを減らしてでも、お米に関しても有機米みたいなものを食べていただきたいなど。有機米を食べさせたいなどと思います。それでも足りないのなら、もう時限つきでもいいので、補助を出して、ちょっと安心・安全なお米を食べていただいて、それを見ていただいて、保護者に判断をしていただくという方法もあると思います。

そのことも、前回、ご提案させていただいておりますが、前回、市長は、「PTAあるいは関係団体、食味を供給されている会社関係、全ての皆様のご理解、ご協

力をいただきながら、少しずつ前進していくという考え方で、今、臨んでいる」という答弁でした。

市長、あれから2年たちます。現状の給食への思いをお尋ねしたいと思います。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私の前回答弁からの考え方に変更はないかという趣旨のご質問でございました。

前回お話ししましたように、菊池基準の農畜産物をブランド化して、菊池の清らかな水と優れた農業水準をアピールしながら、安心・安全な学校給食の提供を行いたい。その相乗効果も上げていきたい。こういう考えでございました。

今、お話がありましたように、できることから少しずつということで取り組んでまいりまして、まずは学校給食運営委員会の承認を得まして、令和2年度には遺伝子の組換えをしていない油に切替えを行っていただいたわけでありまして。

また、先ほど部長からも説明がありましたように、米飯を週3回から週3.5回へ増やす方向でも、今、検討をいただいているところでございまして、令和3年度第1回の運営委員会ではおおむね賛成のご意見いただいているというふうにお聞きしているところであります。

また、主食のお米につきましては、これまで私どもが力を入れて進めてきました菊池基準、この菊池基準に適合したものを利用していただきたいという方向感で、現在、関係団体と協議を進めているところであります。

そのほかの菊池市産の農畜産物の学校給食への提供につきましては、すぐに全ての食材で実現できるものではございませんので、取組が可能な食材から推進しているところであります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 着実に安心・安全な給食に近づいていっているというふうに思います。そのご努力、本当にありがたいなと思います。

学校給食に安心・安全の食材を提供するというのは、何も別に子どもたちのその食の提供のみならず、食育にももちろんつながりますし、それが農家の収入にも増えていきます。それをやっぱりふるさと納税のほうにひもつけてもいいと思うんですよ。子どもたちに給食費が足りないと、高くなるということであれば、ふるさと納税に子どもたちに安心・安全な食材を提供したいということで、ふるさと納税としてそれを打ち出してもいいですし、そこで作った給食の食事そのものをふるさと

納税の返礼品に持っていくという考え方もあると思いますし、給食というのは、そのコンテンツとして今から成長していく部分も、もうとても魅力的に感じております。なので、部長、もうぜひ、協議会の中でいろんな知恵を出していただいて、子どもたちに安全なものを、地元のを今後も食べていただけるような協議を部長のほうからお声かけしていただけるようお願いして、次の質問に行きたいと思えます。

○大賀慶一 議長　ここで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩　午後2時16分

開議　午後2時23分
○

○大賀慶一 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。
平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員　続いて、企業誘致についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、TSMCを見越した市の積極的な姿勢と、新しい工業団地が必要ではないかと考えておりますので、質問をさせていただきます。

現在、熊本にTSMCというまたとない大きなチャンスが巡ってきております。ご案内のとおり、世界クラスの企業が菊陽町に企業進出をしています。今朝の朝刊でしたか、4月にも着工というようなことが書いてあったと思いますが、前回の一般質問では、そのことも含めて、私は住宅整備のことを提案をしましたが、今回は企業誘致というところで質問をさせていただきます。

現在、菊池市が持っている工業団地の現状と、県の持っている川辺工業団地の現状をお知らせください。

○大賀慶一 議長　清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長　それでは、ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

菊池市内の工業団地は、先日2月18日開催の熊本県議会に、県営菊池テクノパークA区画の東京応化工業株式会社への売買に関する議案が提出されたところです。これによりまして、菊池市内の市が持っている工業団地、県が持っている県営の工業団地は完売しております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長　平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 完売したということで、タイミング的にすごくよかったなと思います。

このTSMCが企業進出をするということをチャンスとして皆さん捉えていると思いますが、もう相当数の関連企業が近隣に進出してくることが誰でも予想することができると思いますが、今、企業を呼ぼうとしたときに、工業団地がなかったら、企業は単純に来ないわけですから、完売した、そして、これから物すごく大きなビジネスチャンスがやって来るというようなことを考えたときに、県とともにこの企業誘致を進めるに当たって、市がその誘致交渉に積極的に関わる必要があると思うんですね。それはなぜかという、もうどこの熊本県の自治体も、もうここでやって来る企業を虎視眈々と狙っているわけですね。菊池ってすごく立地条件がいい状況なんで、よそに取られるのを別に指をくわえて待っている必要はなくて、もうどんどんどんこのまちに来ていただきたいと思いますが、積極的に関わる必要があると思いますが、どのように考えておられますか。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ご質問にお答えいたします。

さらなるTSMC関連企業の進出も期待されるところではございますが、企業に紹介できる工業団地が、先ほど答弁いたしましたとおり、完売したこともありますので、12月議会で答弁しましたとおり、地元の方々の声なども聞きながら、基本的には民間主導による開発を促進してまいりたいと考えております。

市といたしましても、このチャンスを市の発展につなげたいという強い思いから「半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部」を立ち上げておりますので、民間開発に連動する形で、住宅環境や教育環境整備など、関係部署の連携を強化して、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 民間主導に任せるといようなお答えでしたけども、住環境に関しては前回言ったので、なぞりませんが、じゃあ、ちょっと質問の角度を変えますが、新しく私は市が工業団地を用意してもいいと思っているぐらいですね。そういうふうに言うと、そうではないというお答えだったんで、ただ、先ほど言いましたように、近隣自治体とともに、これから企業誘致が競争化していくのはもう目に見えております。それはなぜかという、そこに仕事が生まれて、人口が増えていくというような、もう分かりやすい発展の方法の一つだと思うんですね。企業が

来るということは、本市の雇用と収入自体が増えていくということですので、市自体が私は独自に工業団地をもう一つ用意してもいいと思いますが、それが難しいというのであれば、菊池市として、県のほうにもっと菊池で工業団地を造ってくれというような要望をしていく考えはありませんか。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ご質問にお答えいたします。

新聞などで報道されましたが、熊本県では工業団地が残りわずかとなっているため、本市を含めた菊陽町周辺6市町村において、開発可能な適地の調査が行われており、現在、住宅地や道路などの事情を踏まえて、候補地の検討を進められていると伺っております。

県営工業団地の造成につきましては、熊本県と情報を共有しながら、菊池市に造成していただけるよう強く呼びかけるとともに、最大限の協力体制を組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 そうなってくると、県がやっていただけるものであれば、協力は惜しまないというようなご答弁だったかなというふうに思いますので、もう本当に何度も申しますが、こんなチャンスはまたとないものぐらい、大きな大きなビジネスチャンスですので、しっかり市独自では難しいというのであれば、県とともに一つでも二つでも企業に来ていただけるように努力をしていただきたいなというふうに思いまして、次の質問に参ります。

有事の際の保育園についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、児童福祉法第24条において、保育の権限がどこにあるのかということをお示しされておりますが、その確認も含めての質問となります。

この2年、コロナ禍において、特にコロナ禍になった当初、新型コロナウイルス感染症というものが一体どんなものかよく分かってなかった部分が多かった頃、学校は閉鎖され、社会は滞ったにもかかわらず、保育園と学童保育は休まずに頑張っていたいただきました。そして、現在、子どもの罹患者が増えており、保育園や学童保育のスタッフは常に緊張状態が続いております。

日本人は、もともと勤勉で真面目であり、そのことはとても誇らしいことと考えています。ですが、一方で、少子高齢化と核家族化が急速に進んで、共働きが当たり前の時代になり、全ての業界で人手不足が問題となっており、余計に保育園や学

童保育の重要性が高まりを感じておるところであります。よっぽどのことでない限りは、やっぱり働かなきゃいけない。お父さんもお母さんも働きに出なければならぬ。だから預けなきゃいけない。これが偽らざる生産世代の気持ちかと思えます。

そこで、改めて保育の根拠を調べてみました。それは児童福祉法第24条でした。「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病、その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めることによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない」とあります。つまり、本市が保育するものであるというふうに書いてあると思いますが、本市にも毎年数回、台風の脅威がやって来ます。状況に応じて各小中学校や公立保育園、こども園等々、安全確保の観点から、休園や休校をすることがあると思いますが、その際の決定、各小中学校と公立の保育園は誰がされていますか。また、その場合、私立の保育園はどのようになりますか。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、小中学校について、教育部のほうからお答えをさせていただきます。

小中学校において有事の際の臨時休業等の決定権については、学校保健安全法及び学校教育法施行規則、菊池市立小中学校管理規則に定められています。

まず、感染症については、学校保健法第20条に「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」と定められています。つまり、学校の設置者であります菊池市教育委員会に権限があることとなります。

次に、非常変災等について、学校教育法施行規則第63条及び第79条に「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小中学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない」と定められています。このことは、菊池市立小中学校管理規則にも定められています。

以上のことを踏まえ、台風や新型コロナウイルス感染症対策に関わる臨時休業等については、教育委員会と校長と密に連絡を取り合い、各学校の実態・状況を考慮しながら協議し、判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 私の方から、保育所等についてお答えさせていただきます。

保育所におきましては、保護者が就労などのため家庭で保育できない子どもを保護者に代わって保育することを目的とした施設であることから、開園を原則としておりますが、台風等の自然災害の場合、公立保育所は市長、私立保育所は市に協議の上、園長の判断で休園等を決定しております。

また、新型コロナウイルス感染症などの場合は、国や県の通知を基に市で作成しました対応フロー図に従い、園と協議をして市が決定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 感染症の場合と台風とはちょっと違うというような小中学校の考え方で、保育園は公立だったら市長が、私立だったら園長先生がそれぞれ決めるというようなことですかね。感染症の場合は協議して決めるというようなお言葉だったと思います。

ただ、児童福祉法の第24条を見ると、何か分けて考える、すみません、保育園のことですね。小中学校じゃなくて、保育園のことですが、私立とか公立とかは関係なく、市が判断するべきじゃないのかなというふうに思いますが、そこはどのように捉えられていますか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 議員が言われるように、児童福祉法第24条に、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他児童について保育を必要とする場合においては、当該児童を保育所において保育しなければならないこと」となっていることから、臨時休園等の決定についても市の責務と認識しているところでございます。

しかしながら、保育所に関しましては、その性質上、学校とは異なり、自然災害発生時等に臨時休園を行うことができる旨を定める法令はないことから、これまで台風や大雨などの事前に予見が可能な災害の場合においては、保育所の立地場所や園の実情に即しまして、臨時休園の決定を行うことが現実的な対応ではないかと考え、市と保育所でその都度協議をしながら、臨時休園や登園自粛の要請等を決定してきたところでございます。

平成24年の九州北部豪雨や、平成28年の熊本地震、令和2年7月の豪雨などの自然災害や今回の新型コロナウイルス感染症の発生状況、さらに台風や大雨など

の予報技術の進化に伴い、非常時における保育所の臨時休園をする機会が増えてきている状況があることを踏まえ、児童や保護者及び職員の方々の安全を確保するため、また、臨時休園等を迅速かつ適切に判断できるよう、あらかじめ基準を策定しておくことが重要であると認識しておりますので、基準の策定に向けて保育所への意見聴取を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 答弁ありがとうございました。

今回、コロナ、台風からちょっとコロナに戻りますが、コロナがちょっとはやってしまって、菊池市内にある小中学校で、休校もしくは学年閉鎖とか学級閉鎖とかということが対応として取られました。それは当然かなというふうに思いますが、その際に、学校閉鎖等々が保育園のほうに市役所から連絡がない。そこに預けている、例えばお兄ちゃん、お姉ちゃんがいますから、保育園とその地域の学校というのはつながっていますので、その保護者の方から聞いたとか、保育士の方から休みらしいですよというようなことを聞いたということになります。すると、保育園はそれを確認する作業が出てきますね。ただでさえ忙しい時間帯で、そういったことを確認しなきゃならない。なぜかというと、そのお兄ちゃんやお姉ちゃんが通っている学校がなくなったときのその弟、妹がやって来る保育園は、そこでまたぴりっとするわけですよ。そういったことを利用者の方から聞くということ自体が、うんというふうな思うところもあるんですね。

調べてみますと、菊池市では菊池市幼保小中連携推進協議会というのがありますね。これ今、のぼりでノーメディアデーとか、テレビ見ないよ、ゲームしないよというようなことをのぼりで作られていますけども、そういった推進協議会があるのであれば、そこで連絡網を作って、何々小学校、何々保育園ではこういった状況ですよということを情報を共有することはできると思うんですよ。今だったらもう本当にメールでも、例えばLINEでも、メッセージでも、もうすぐに簡単に、しかもただでできますね。予算が要らずできるんで、そういった情報の共有を図る考えというのはありませんか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、プライバシーの問題もあり、また県教育委員会におきましても公表しないこととなっていることから、必

要に応じて個別に学校と保育所で情報共有しているところでございます。

また、市内の中学校区ごとに設置されている幼保小中連携推進協議会では、保育所・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校が連携して様々な活動に取り組んでおりますが、台風や大雨、インフルエンザ等における休校や学級閉鎖等に関してSNS等で情報共有を図ることにつきましては、情報漏えいを引き起こしたり、悪用されるケースがある可能性も考えられます。

そのため、保育所と学校間での情報共有の構築につきましては、今後、保育所や学校から意見を聴取した上で、調査研究してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 個人を特定してほしいということではなくて、情報を共有してほしいということですので、ぜひやっていただきたいと思います。

終わります。

○大賀慶一 議長 これで、平直樹議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、2月28日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時43分

第 4 号

2 月 2 8 日

令和4年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和4年2月28日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一
16番	水上彰澄
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	木 下 徳 幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	松 永 哲 也
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	安 武 邦 男
監査委員事務局長	宇野木 洋 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議 会 係 長	笹 本 聖 一
議 会 係	西 山 美 紀
議 会 係	吉 岡 結 加 里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 一般質問

○大賀慶一 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 皆さん、おはようございます。田中教之です。早速一般質問に入ります。

まず最初の質問は、生涯学習の観点からのまちづくりについて、質問します。

現在、菊池の偉人を顕彰する顕彰会の設立、そして、地域情報の拠点としての図書館の重要性を、今回、質問していきたいと思えます。

まず、顕彰会の設立ですが、これは市民の方々が菊池の偉人を顕彰する必要があるのではないかというような意見が多くありまして、市民の方が自発的に顕彰会を設立したいというお話をお聞きしました。仮称ではありますが、「文教菊池顕彰会」という名前で、今後、活動していければというようにお伺いしております。

前回の平議員の一般質問、前回というか、以前、平議員が行った一般質問に対して教育長の答弁では、菊池の偉人を顕彰するような動きに対して、何らかのサポートしていきたいという趣旨の答弁をなさいました。この顕彰会を小学生や中学生から高校生、一般の方、専門家と、それぞれの段階で積み重ねていくと、地域の歴史や偉人を理解し、郷土の誇りを持つと考えております。

顕彰とは、隠れた善行や功績などを広く知らせることと辞書に書かれております。この顕彰する過程において、菊池市民が歴史を知る絶好の機会になるかと思えます。例えば小学校近くに石碑があれば、これはどういう人の石碑なのかということを検証するのは、小学生にとって非常に意義があると思えます。

現在、コロナ禍ですが、感染症対策として、神様になった警察官であられる増田敬太郎巡査をこの時期、地域の方が顕彰することは非常に意義があると思えます。

加えて、今、新しい肥後銀行が置かれてある場所は、以前、渋江家の私塾があっ

たところと言われており、そういった地域の方がそれを顕彰していくのもおもしろいと思います。

そのような児童・生徒、そして、社会人の方々が、それぞれの分野で顕彰する動きが出てくると、地元への愛着がさらに増してくるのかなと思います。

次に、図書館についてですが、図書館オープン以来、来館者50万人を超えました。いろいろありましたが、結果として、市外からも多くの来館がある魅力的な図書館として全国に認知されるようになりました。行政や議会の視察に受入れが菊池市、市議会も行っていますが、図書館の視察が多いというふうになっております。また、観光客や出張者の方からも菊池の新しいランドマークは図書館だというお声をいただいております。現在、デザイン面やハード面の魅力は伝わってきたと思いますが、これからは、より中身やソフト面の充実を図っていく必要があります。

既に図書館は、これは菊池だけじゃなくて、図書館というのは、単に本を借りるだけというものではなくなくなってまいりました。情報拠点として、情報サービスという、提供していくというところの必要性が増していると考えております。特に菊池市はこれからテレワーク、リモートワークに対応していく予定ですし、商工会からは創業準備として図書館を利用していくというふうなニーズが起きております。それらのニーズを考えますと、ビジネス支援を菊池市の図書館は行っていく機能が重要かなと考えております。

そこで、質問ですが、生涯学習の観点からのまちづくりとして、顕彰会にどのような支援ができるのか、お答えください。また、地域情報の拠点としての図書館の機能を充実できないか、そういった案があればお示してください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの田中議員の質問にお答えさせていただきます。

市民の方々が設立を目指しておられる「文教菊池顕彰会」への支援につきましては、全体感や具体的な中身など、会の考えておられる取組をお聞きしながらになると思いますが、内容に応じつつ、広報の場の提供や各種資料の提供ができるのではないかと考えております。

また、本市としましても、菊池文化研究所を令和元年に設置し、菊池一族をはじめとする菊池市の貴重な歴史文化資料を調査、発掘し、後世に引き継ぐとともに、その成果を広く市民に還元し、「癒しの里」づくりの推進及び市民学習活動への貢献に努めているところでございますので、官民のそれぞれの視点での取組、あるいは、官民で連携した取組ができるのではないかと考えております。

2点目の地域情報の拠点としての図書館の機能を充実できないかのご質問でございます。

図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設でございます。また、館長をはじめ専門職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の充実に努めるよう指針が示されております。

本市の図書館では、職員の資質・能力の向上を図るため、国会図書館によるレファレンス研修をはじめ、様々な研修に参加し、サービスへのフィードバックに努めているところでございます。

さらに、毎月職員全体研修を実施し、職員の能力向上と情報の共有、課題解決能力の向上に向けた取組を重ねております。

レファレンス・サービスに関しましては、関連本の紹介など軽微なものから、歴史や郷土文化関連などの記述に関する専門的なものまで合わせますと、年間3,200件余りのご質問等に資料及び情報の提供または紹介などの対応を行っているところです。お尋ねの内容によっては、県立図書館の司書や博物館・美術館の学芸員と連携したレファレンスも実施しております。

今後も、多種多様化していくニーズに対応できるよう、資料及び情報の充実に努めますとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、関連機関との連携協力を積極的に進め、レファレンス・サービスの充実・高度化を進め、地域情報の拠点としての図書館機能のさらなる充実に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 先に図書館についてですけど、年間3,200件の問合せがあるということでした。レファレンス・サービス、レファレンス、参照するとか、問い合わせるとのことですけど、図書館においては、住民のニーズだったり、ご要望に司書の方、職員の方が自分の知見を生かして、こういった資料はどうですかというふうに、図書や資料を案内するサービスというふうに言われております。まさに、今後の図書館がよりよくなるためには、このレファレンス・サービスが必要かと考えております。それが、今、現時点で3,200件ということで、結構お問合せはあるのかなというふうに感じております。やはりそういうニーズが菊池市にはある、図書館にはあるということだと考えております。

先ほど冒頭に、ビジネス支援としての図書館というふうに申しましたが、特にビジネス文献、例えば起業される方、創業される方が、事業計画、融資のために事業計画を書かなきゃいけないと。あるいは、既存の中小企業の方が、法改正によって、今後の取締役会の進め方を変えなきゃいけないとか、専門家に相談するケースが多いと思いますが、やはり経営者の方もしくは創業される方は自分で調べる必要があると思うんですよね。そういった形に、やっぱりある程度、サービスをしていただけると、情報提供していただけると、非常に図書館としての価値が上がると考えております。

ただ、司書の方といっても、そういった経験をされているばかりでないので、そういった方の育成、先ほど聞きました毎月研修があったり、国会図書館等と随時研修活動を行っているとお聞きしました。一つ、その司書さんの研修も引き続きやっていただきながら、例えば商工会の方もしくはJAの営農所の方、そういったいろんな経済団体の方との情報交換を常に行って、こういったのが、今、ニーズがある図書ですか、こういった資料が求められますとか、そういったところと連携しながら収集していくのも一つの役割なのかなと考えております。

菊池市は畜産が盛んですが、やはり畜産の専門書となると、何かシリーズで購入すると何万円もすると。やっぱり読む方が少ないので、そういった高価な図書も多くなってくると思います。事情に応じて、若手農家が学びたいと思ったら、そういった専門書も借りれるというようなのも一つのサービスの例かなと思っております。

最初のほうの顕彰会のほうですが、広報とか資料の提供等々、文化研究所との連携等々おっしゃっていただきました。一番気にされているのが、これから立ち上げたいという方が気にされているのが、やはり組織としての永続性といいますか、継続性なんですよ。私もいろんな顕彰会、参加したり、会員になったりさせていただいていますが、やはりやる気のある方と申しますか、発起人の方がいらっしゃるちはいいんですが、その方が抜けたり、亡くなられたりすると、一気にその顕彰会が、ひどいときになると、もう全く行われなくなるという現状があります。

金沢市の場合は、その事務局が教育委員会内に設置されたり、その顕彰会の会長職は歴代の市長さんが担っているというふうにお聞きしております。やはり継続的な顕彰活動をしていくというには、やはりそういった事務的機能の関与といいますか、行政と事務的機能がある程度一体となったほうが、私はいいように感じております。

そこで、2回目の質問ですが、まず図書館に関しては、司書さんや職員さんの育成や専門性を高めるために、商工会やJAの方々といった外部組織と情報交換、連携していくという活動はできないでしょうか。

また、顕彰会の継続的な活動を実施するために、市長や教育長が会長という状況が好ましいと考えますが、市長はこれに関して、顕彰会の会長という立場ではご協力いただけるのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、私のほうから、外部組織との連携についてお答えをさせていただきます。

中央図書館は、平成29年の開館準備の段階でJAの営農担当者や商工会、医療関係者など様々な方々にも資料の選定等について相談させていただきながら、開館に至りました。

図書館がビジネスをサポートした例として、ポラロイドカメラやコピー機の会社などが有名です。図書館が多様なイノベーションを生み出す成功例として伝えられています。

中央図書館は、開館後、ビジネス支援サービスについて検討を進めてまいりました。既にオープンしている熊本市の森都心プラザでのビジネス支援などを参考にしながら、まずは資料を充実させること、そして職員の知識、能力を高めるため、ビジネス支援図書館推進協議会の方を招いて、先進的な取組や海外での図書館の事情などを学ぶ研修会を行いました。

起業・創業など、お店を開きたい、会社を設立したいという方。生業など仕事でスキルアップしたい、資料作成に必要な情報が欲しい方。就業・転職などで資格を取りたい、どんな仕事が調べたい方など様々なニーズがあり、地域に即したデータや資料を提供できる職員が必要です。現在4名のビジネス支援担当の司書が、企業・学会・各種団体が設立した専門図書館や関連機関と連携しながら、サービスの提供を行っているところでございます。

本市では、フューチャーラボや起業塾といった取組が行われており、そういった取組に参加された方々とのつながりをつくりながら、ビジネス支援に必要な資料や行政情報の収集にも努めているところでございます。

また、農業関連で申しますと、農業関係書籍を専門に出版している農文協という出版会社と連携し講座を開設したり、農業関連データベースを活用した情報提供を行っております。さらに、医療関係情報としては、国立がんセンター作成のパンフレットの配布や、医療関連書籍の充実に努めているところでございます。

しかしながら、まだまだ図書館の取組が一部の方にしか伝わっていないのが現状です。今後、商工観光課や農政課などの担当課、それから、商工会、JAなどの関係機関との連携を深めながら、創業支援をはじめ、多様なニーズに対応できるよう

職員のスキルアップや最新の資料の提供などサービスの向上に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、私のほうからは、顕彰会のアイデアがあるということでございますので、それに関するご質問にお答えしたいと思います。

先ほど部長のほうから答弁しましたとおり、本市におきましては、菊池文化研究所というものを設立しまして、若手研究者の方々によって菊池の歴史、文化の研究を進めているところでございまして、こうした調査研究方法を活用しながら、普遍的な価値づけを菊池の歴史や文化に対して行って、これをまちづくりの発展につなげていきたいというふうに考えているわけでありまして。

一方、今回、アイデアのご披露ありました「文教菊池顕彰会（仮称）」は、これは市民の皆様の方々の自主的な取組でありまして、設立を目指されていらっしゃることは大変尊重したいというふうに考えております。また、民間においては、行政とぜひ異なる視点で取り組んでいただくということが意義あることだと思っておりますし、官民それぞれの取組によって相乗効果となるように期待するものでありますので、ご提案をいただきました会長職については、行政側ではなく、設立を目指しておられる有志の中で、熱意のある方に就いていただくということが望ましいというふうに考えております。

市としましては、この顕彰会を設立された暁には、市民への広報であるとか、資料提供等につきましては、全面的に協力をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 まず、図書館のほうですが、実際、そうやって4名の方、専門意識を持ってやっておられるということで、少し安心しました。あと、部長おっしゃったように、まだ一部の方というところがございますので、引き続き、その周知をお願いしたいと思っております。

顕彰会について、ある程度、いろんな充て職というのが、今、いろんな市長の中にはあると思います。確かに、市長の答弁で、民間の組織なので、民間の有志の方がというところも、もちろん理屈として納得するところがございますが、これは持続的な組織づくりをどうしていくかという視点もございまして、引き続き、設立

されたいという方々の話を考え、お聞きしながら、ご提案させていきたいと思えます。

次に、廃校の利活用について質問します。

迫水小学校跡地に菊池エミュー観光牧場が事業を行っております。先月はエミューの赤ちゃんが初めて生まれたということで、その写真が出回りました、非常に話題になっております。私も写真を見ましたが、非常に鳥の赤ちゃんというのは、何ていうんですか、小さいのは当たり前なのですが、まだ羽根が生えそろうてないとか、そういった形で、非常に愛らしいエミューの赤ちゃんでした。

昨年、エミューが脱走したことは非常に残念でしたが、これは結果として、エミューというその鳥自体も、この菊池エミュー観光牧場も、菊池市も、全国に結果として知ってもらえたのかなと思っております。二度と脱走事件が起きないように対策は必要だと考えます。これはその民間の会社がしっかりやるべきだと思います。

そこで、現状把握として、脱走時に市はどのような対応を行ったのでしょうか。また、警察や消防団との連携などがどのように行われたのか、教えてください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。

エミュー脱走時の市の対応、それから、警察や消防団との連携についてということで、10月7日（木）に熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社で飼育されていたエミュー54羽中23羽の逃走が確認され、捕獲作業が行われました。

市としましては、市民の安全確保・交通事故防止のための緊急対応としまして、初日のみ消防団にも協力を依頼し、市職員延べ29人と消防団員延べ26人により捜索活動を行いました。

2日目以降は、会社側を中心に捕獲活動が行われましたが、市では、企画振興課において報道対応や会社側との連絡調整を行いました。

警察とは、逃走当初から捕獲終了まで、情報や問合せの対応を市役所に一元化するなど、適切に役割を分担して対応したことにより、比較的早期に、大きな事故等もなく、事態を終息させることができたのではないかと考えています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 分かりました。

警察の連携がずっと行われたというのは、やはり道路で交通事故が起きたりすると非常に危ないので、その点は、今後、エミューだけじゃなくて、結構畜産系の動

物たちとか、いろんなもの脱走するかもしれませんので、そのときに今回の経験を生かしていただきたいと思います。

そのような連携の中で、結果として、メディアに取り上げられてしまいましたので、しまいましたというか、そういう現状がございまして、逆に、そういうふうに一躍有名になったこと、もっとPRしていくべきじゃないかと私は考えております。全国ニュースやバラエティー番組で取り上げられて、私も県外の友人から、エミュー捕まったのかという問合せの電話をよくいただいたものです。

読売新聞に「脱走劇エミュー、実は「地域の星」だった。食肉は軟らかくヘルシー」という特集記事が組まれておりました。その記事の中で、「エミュー牧場に近い金峰区の区長さんが、おとなしい鳥と聞いており、早く見に行きたいという人は多い。若い人が少ない地域で、観光資源や雇用の場として活性化の起爆剤になる。脱走は驚いたが、長い目で見守っていききたいと期待を寄せる」というふうに書かれております。

私の周囲も消防団の方、話聞いて、いろいろ大変だったというところですが、このように期待しているという意見も多く聞かれるところです。このような中、やっぱりエミューについて、もっともっとPRしていく、情報発信していくべきだと考えます。

そこで、2回目の質問ですが、脱走時のときからこれまでの菊池エミュー観光牧場に、こういったいろんな問合せがあったでしょうか。ありましたら、どんな内容か教えてください。

また、九州のエミューに関わる人が集まった九州エミュー座談会というのが行われたそうですが、その内容をお示してください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの本市への熊本県菊池エミュー観光牧場に関する問合せについてお答えいたします。

逃走当日は、熊日新聞での速報以後、県内外の報道機関から、エミュー逃走の経緯、搜索体制、捕獲頭数などの問合せが相次ぎました。

同時に、捕獲に関するアドバイスや、搜索への応援メッセージなど、とても前向きなメールなども全国から多数頂きました。

また、ネットニュースでも多数取り上げられたほか、2日目には「エミュー」がTwitterのトレンドワードで第1位となり、ユーザーからの問合せもあるなど、SNSユーザーの大きな話題にもなりました。

捕獲後は、「エミューの見学はできますか」、「熊本県菊池エミュー観光牧場は

どのような事業をされていますか」などの問合せのほか、複数のテレビ局から特集を組むための取材協力依頼もありました。

テレビ・報道各社からの問合せや取材には、エミュー観光牧場や、地元区長などにもご協力をいただきながら対応いたしました。

続きまして、エミュー座談会がどのようなものだったかということですが、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社主催により令和4年1月14日（金）に開催された「九州エミュー座談会in菊池」では、飼育に当たり共同研究している東京農業大学教授などによる講話のほか、九州内でエミューを飼育している会社や農事組合法人による活動報告がありました。

また、餌の種類、産卵からふ化までの過程、動物学を学ぶ上での知識についてなど、活発な意見交換が行われ、参加した菊池農業高等学校及び菊池高等学校の生徒も、エミューの生態、今後の可能性について学びました。

なお、座談会の最後には、社会にエミューが認知され、家畜としての評価を高めることにつながるよう、今後も定期的な情報共有の場を持つこと及び協力体制を構築することが提言されました。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 脱走をしてしまったことは本当によくなかったと思うんですけど、結果として、前向きなコメントが集まったり、SNSで拡散したということは、そこは本当に大事にしていきたいところだと思います。コロナ禍でなかなか集まることは難しいと思うんですけど、落ち着けば、ある程度、観光スポットになるというような期待も私はしております。

座談会、高校生も参加されたということで、すみません、私もこれちょっと把握してなかったんですが、やはりもっともっと、後で調べましたら、新聞やテレビでも取り上げられたということですので、こういったところも本当に周知していただきたいと思います。

3回目の質問なんですけど、先ほど座談会で協力体制とか情報収集とかというふうに今後もやっていきたいという話が出ました。エミュー観光牧場さんの今後の事業について把握されていれば、ちょっとお教えいただきたいと思います。

また、これは市長にお聞きしたいんですが、菊池市として期待が高まっている、このエミュー観光牧場、エミュー自体、座談会の中で出た意見も含めて、何か協力していけるものがあればやっていったほうが良いと思うんですが、そのような予定があればお示しください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 熊本県菊池エミュー観光牧場の今後の事業展開について、現時点で市が把握している予定・計画についてお答えします。

会社によると、令和4年5月の大型連休前後から、一般観光客の入場をはじめとする観光事業の開始が予定されているとのことです。

事業の内容としましては、新型コロナウイルス感染症にも配慮して、アウトドアでの飲食提供、地域製品の販売をされるそうです。また、地域イベントとの共同や連携についても検討されているとのことです。

また、1月14日には、本市で九州一円のエミュー飼育の団体などが一同に会した九州エミュー座談会が開催されていますが、その参加団体とともにユニオンを結成し、エミューブランドの立ち上げ、大学とのエミューの共同研究、エミューの肉やオイルを活用した新製品開発など、また、そのことを通じた新たな取引・流通体制の構築にも取り組んでいくとのことです。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私のほうからは、エミュー観光牧場の今後に対する市の支援等についてということに対してお答えいたします。

まずもって、昨年10月に発生しましたエミュー逃走事件に関しましては、地元や関係機関のご協力のおかげで、大きな事故等もなく、終息を図ることができました。

一方で、地域住民をはじめ、大変多くの皆様にご心配をかけたものであります。こうしたことが二度とないよう、市からも強く要請したところでありまして、会社としましても大変そのことを反省されまして、万全の体制を取られているという説明を受けているところでございます。

関係されました地元の皆様、関係機関の皆様にご心から改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

こうした中、その後に関しましては、このエミュー逃走事件がテレビあるいは報道各社によりまして連日報道されるということになりまして、熊本県菊池エミュー観光牧場、また、菊池市自体も全国から大変注目を浴びることとなりました。

また、今、お話がありましたように、本年1月には本市におきまして、九州エミュー座談会というものが初めて組織化されて開催されたということで、このエミューを通じた企業・団体の新しいネットワークが広がり始めたというプラスのほうに

もつながってきているということでございます。

市としましても、こうした盛り上がりというのは観光牧場だけでなく、市の知名度向上にも寄与してくるものと思います。また、ちょうど立地上、市の一番の観光資源であります菊池溪谷に向かう道筋のちょうど真ん中辺りにありますので、この観光牧場が行く行く観光拠点となるということは、菊池市全体の観光の振興であるとか、菊池ファンの獲得につながっていくであろう絶好の機会というふうに捉えておりますので、本市としましても、熊本県菊池エミュー観光牧場の広報であるとか、PRなどの支援を積極的に行うことで、本市の発展につなげていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 そうですね、こうやってゴールデンウィーク前後に、実際に集客を感染症対策をやりながら行っていくということですので、ぜひ私も見に行きたいと思っておりますし、こういったことをぜひ市のほうとしてのPRをしていただきたいと思います。

廃校の利活用に関する質問は以上です。

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時35分

開議 午前10時41分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 それでは、保育園の感染症対策について質問します。

2月上旬、今月上旬、政府の感染症対策の分科会で、2歳以上のマスクの取扱いについて推奨するという分科会の委員の方から意見が出たという報道がありました。これらは小児科医の方々の反対もあり、最終的には、年齢に限らず子どもに応じてマスク着用はいいと、推奨するというようなニュアンスで収まりました。

ただ、この子どものマスク着用については、子どものワクチン接種の問題同様、保護者の方の中で二分するような、子どものマスクはつけないほうがいいんじゃないかという考えの方や、いや、やっぱり子どもがうつすといけないから、マスクをすべきだというふうに、二分するようになっております。

2歳以上の年齢より一律のマスク推奨については、これはやっぱり非常に問題があると考えております。そうすると、3歳でいいのか、4歳でいいのかとかいうふうに出てきますし、これについては、以前、私の一般質問でも紹介しましたが、WHOは5歳以下のマスクは必要ないというふうに、推奨しないというふうに声明を出しておられます。

それは、マスクはやっぱり正しく着用しないと感染症対策につながらないというところなんです。幼稚園の方、これは市外の幼稚園の園長さんにお聞きしたんですけど、3歳以上はマスクをつけましょうというふうに幼稚園はなっているところも多いらしいですが、3歳児になると、やっぱりすぐ外したり、その外したマスクを口の中に入れたり、結局、余計に感染が広がってしまうという場合もございます。だから、なかなか難しいですよというふうに、そこの園長さんはおっしゃっていました。

そこで、質問ですが、この分科会での一連の報道前、これまで菊池市は2歳以上のマスクの取扱いについて、どのような状況だったのでしょうか。各保育園等の状況が分かればいいんですけど、状況を教えてください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

本市での第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会での提言以前の2歳以上の園児のマスク着用の対応につきましては、国が令和3年8月に一部改訂しています「保育所における感染症対策ガイドライン」や、これまで国から発出されている通知に基づきまして、子ども一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていることを保育所に周知をしており、保育所では園児の年齢ごとに保育所の方針や保護者の判断でマスクを着用していたところでございます。

また、分科会での提言以前の各保育所における園児のマスクの着用状況につきましては、マスクを着用することによる呼吸困難を防ぐためや、顔の表情の変化が気づきにくくなるなどの理由により、全ての年齢児においてマスク着用していないところが4園、3歳以上の園児がマスクを着用しているところが最も多く7園、また、2歳以上の園児がマスクを着用しているところが4園あり、いずれも子どもの体調に十分配慮した上で着用を促している状況でございました。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 その全てつけてないというところが4園あるというのはちょっと驚きました。ただ、マスクは、やっぱり先ほどおっしゃっていたように、小さな子どもにとっては、この時期、感染症とかで、吐いてしまう子どもさんが増えますので、この時期のマスクは、特に小さいお子さんは結構それで窒息死につながるケースがあると、非常に注意喚起もされております。マスク、マスクって、やっぱりマスクって顔につけるので、非常に分かりやすい部分があるので、マスクをするところに一定程度の同調圧力みたいなのが出てくるのも現状かなと思っております。

やっぱり感染症対策というのは、マスクだけじゃなくて、換気したり、手洗いしたり、うがいしたりというところのいろんな総合的な中の一つの手段であって、それだけが唯一の感染症対策ではないということは、もちろん皆さんご理解いただけるものと思います。大人でもやっぱり正しくマスクつけている方、どれくらいいらっしゃるのかということもありますよね。その点を考えますと、このマスクの問題、前回の一般質問でも、小学生の体育時にマスクをつけたままお亡くなりになったという事例を紹介しながら、夏場の下校時はやっぱり熱中症対策としてもマスクは外したほうが良いということで質問させていただきました。

2歳以上のマスクについて、私が所属する子どもの事故予防議連で今月アンケートを取っております。まだ回答は期限が今日までなので正確な数字は分かりませんが、今朝時点で3,000件ぐらいの全国のアンケート結果がありまして、約6割の方が、一律に年齢にしてつけさせるのは反対という意見が6割ありました。あと、2歳児に関して、やっぱり現実的でないという意見がありまして、私も2歳児の子どもがいるんですが、そこにマスクをやっぱりさせるのは基本的に無理なんじゃないかと思います。子どもはやっぱり成長度合いとか、体調が非常に個人差が同じ年としてもあります。なので、一律で着用させないでほしいという意見が結構多く、そのアンケートでは寄せられました。

マスクのメリットは、私も一定程度理解しております。やっぱり大人が、特にかかった何か症状がある人がマスクをつけるというのは非常に効果があると思います。ただ、子どものマスクについてのデメリットについて、なかなかこれまで議論されてないんじゃないかと思います。主に三つあると言われております、デメリットが。口呼吸の増加、低酸素による脳の発達、発育の遅れ、表情の読み取り能力の低下というのが大きく三つだとお聞きしております。マスクをしていると、どうしても息苦しいので、鼻呼吸だけじゃなくて、口呼吸になってしまうと、やはり雑菌は直接口の中に入ってしまうので、免疫力が低下すると。また、大きく深呼吸しないと、結構マスクしていると息ができないので、脳に酸素が十分いかない子どもも一部い

るということです。あと、やはりマスクしていると、やっぱりお互いの表情を読み取るコミュニケーション能力がなかなかつきにくいのかなと。これらは少数ではありますが、こういった症状、状況が小児科医の先生たちから上がっております。総合的に考慮しますと、やはりマスクは任意でいいのかなと私は考えております。

アメリカのCDC（疾病対策センター）も、感染状況が落ち着いているところは室内でもマスクしなくていいと。アメリカのほうにも周知されているところです。

そこで、2回目の質問ですが、今後、2歳以上のマスク着用について、市はどのように対応していかれるのか、お聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、分科会提言以降の保育所における園児のマスクの着用状況につきましてお答えいたします。

全ての年齢児においてマスクの着用をしていない園は提言以降はなく、提言前に比べて3歳以上の園児のマスクの着用が増加しております。また、2歳児もマスク着用している園が7園ございました。マスク着用している園児が増加した理由につきましては、園の方針や保護者の判断によるものでございました。

本市としましても、国からの通知を基に発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で一時的にマスク着用を勧めますが、一律に着用を求めたり、園児や保護者の意図に反して実質的に無理強いするようなことにならないよう、また現場の保育士等に対しましては、子どもの体調変化に十分注意するなどの留意点を丁寧に説明しまして、適切な運用につなげるよう保育所に周知しているところでございます。

マスク着用につきましては、今後も、感染症の発生状況や国の通知などを踏まえた上で、各保育所において園及び園児の状況に応じた適切な運用ができるよう周知をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 やはり子どもがマスクをしてないところを私たち大人が見かけても、これはこういう事情があるんだということを理解することが、やはりマスク警察にだけはならないように、私もやっていきたいと思っております。できれば皆さんも温かい目で、マスクしているしてないにかかわらず、温かい目で見守っていただきたいと、一保護者として考えております。

最後に、4年間、一般質問させていただきました。1期目で拙い質問ばかりでした。ですが、振り返りますと、いろんな提案させていただいた中で、結構取り上げていただいた事業や政策があり、大変執行部の方に感謝しております。

また、今年度で退職される職員の方にも、まず慰労と、これからの地域でのご活躍を期待して、私の一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長　これで、田中教之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩　午前10時54分

開議　午前11時01分

○

○大賀慶一 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員　おはようございます。議席番号8番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

今日は、最初に、旭志地区の過疎指定とTSMC等進出に係る菊池市活性化推進本部について、2番目に、有害鳥獣について、3番目に、人口と宅地についてを質問していきます。

最初の質問に入りますけれども、令和4年1月26日、熊日新聞「人吉市全域「過疎」指定　玉名市と菊池市、氷川町は「一部」が過疎指定」という記事が出ました。「全国の過疎市町村は計885となり、全体の51.5%を占める」という記事も出ていました。

菊池市の一部というのが、旭志地区指定となるわけでございますけれども、12月議会で私は菊陽町進出のTSMCの好影響を325号沿線にという質問をしました。降って湧いたようなTSMC進出という追い風、そのまさに旭志地区の過疎指定というこの追い風を市のTSMC等進出に係る菊池市活性化推進本部にも感じていただきたいという思いから質問をしていきますけれども、私はこの過疎指定による支援で菊池市全体を盛り立てるということを頭に入れて、質問していきたいと思ひます。

施政方針の4ページ、地域活性化の契機ともなるTSMCの本県での工場建設に伴い、本市では「半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部」を設置しました。今後は分野ごとに作業部会が中心となり、想定される課題や施策の検討に取

り組みます。

また、本年度より旭志地域が新たに過疎地域に追加されることとなりました。これに伴い、当該地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、国による財政支援を最大限に活用することで、地域活力のさらなる向上を図ります。施政方針にも出ております。

そこで、最初の質問ですけれども、過疎地域の指定の内容はどのようなものであるのか。

2番目に、計画策定に向けた今後の予定はというところをまず質問していきます。よろしく申し上げます。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 過疎地域とは、「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能や生活環境の整備などがほかの地域に比較して低位にある地域」と定義されています。

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以降、4次にわたり議員立法として制定された過疎対策立法の下で、国により産業振興や生活環境の整備などの各種対策が行われてきました。

令和3年4月、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が10年間の時限立法として制定されました。この法律において過疎地域の指定要件が緩和されたことから、旭志地域が本年4月から過疎地域として指定されることになりました。

指定を受けた地域に対しては、過疎対策事業債の活用をはじめ、国税の特例や地方税の減収補填措置、国庫補助率のかさ上げなどの支援措置があります。

過疎対策事業債を活用するためには「菊池市過疎地域持続的発展計画」を策定する必要があります。この計画は前期と後期に分けることとしており、前期計画の期間は令和4年度から令和7年度までの4年間、旭志地域における課題や現状分析、それらを踏まえた過疎対策の基本的な方針を定めることとしています。

次に、この計画につきまして、計画のこの策定に向けた今後の予定ということで、計画につきましては、本年5月頃までに素案を作成しまして、7月末をめどに県との協議やパブリックコメントを実施し、9月議会に議案として上程する予定としています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 ちょっと私が聞き忘れたか何か分かりませんが、まず部長に、まず10年分を計画するというのでいいでしょうか。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 計画につきましては、9年間であり、正確には。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 分かりました。旭志の意見なども聞きつつに、まず今年の5月ぐらいには9年間の計画を立てたいということというふうに受け取りました。

直近の情報として、旭志川辺にあります県営の工業団地が関東の企業がもう進出という記事も出ていました。まさに、TSMC進出で大きくこの菊池郡市が動き出したなという思いでありますけれども、合併から17年ほどですが、今日に当たって、旧市町村の枠で指定をしていただいたというのが驚きでもありますけれども、非常にありがたいと思っている部分もあります。

旭志関係の事業でこの過疎地域指定ということで、変更ということもあり得るのか。現在の計画の中で、この過疎債が使えるのがあるのか。

次に、2番目の質問として、RDF解体、2億円以上かかると言われておりますけれども、このRDF解体には使えないのでしょうか。使えるのでしょうか。質問いたします。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 まず、過疎対策事業債の活用につきましては、旭志地域の既存事業について、事業内容や事業の実施時期の見直しなども含め、計画を策定する中で検討してまいります。

過疎対策事業債については、産業振興や交通通信、生活環境、福祉、教育などに関連する施設のハード整備などに加え、移住定住に関する補助金などのソフト事業についても活用が認められていますので、対象とする事業についても計画を策定する中で検討してまいります。

次に、エコヴィレッジ旭、RDFの工場等の解体につきましては、まだ基本設計の前段階でありますので、過疎対策事業債の活用につきましては、今後、県と協議を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 エコヴィレッジ、RDFのほうは、今、部長発言していただいたように、何とか県のほうと協議して実行できるように、何とか知恵を振り絞っていただきたいなと思いますけれども、特措法の中にも規制の見直しの配慮という文言もございます。ぜひとも、そのRDF解体、この過疎債が使えるように、何とか知恵を絞って私たちもいかなきゃならんなどは思っているところです。

それから、次の質問でございますけれども、TSMC等進出に係る菊池市活性化推進本部では、またどういうことをしようとするものなのか、この本部がですね。具体的に説明していただきたいと思います。それからまた、構成メンバーと今まで何回ほど開かれているのか、この辺をお聞きます。

それから、市長に質問ですけども、先ほど申しました配慮措置ということで、産業振興というものもありますんで、市長にお聞きしますが、過疎指定支援の予算を過疎債の10年区切りの前半、また、初期というのはTSMC関係と連動したほうが菊池市全体の発展につながるんじゃないかと思っておりますけれども、市長、この辺はいかがですか。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 私のほうから、まず推進本部につきましてお答えいたします。

本市では、TSMCによる菊陽町への工場建設というチャンスを最大限に生かし、本市活性化のための施策の検討・推進を図るため、本年1月17日に、市長を本部長とする「半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部」を設置しました。本部の構成員は、本部長の市長のほか、副本部長が副市長と教育長、本部員が各部長・各支所長などとなっています。

現在までの状況としましては、本部会議を2回開催し、四つの作業部会を設置したところです。

今後につきましては、まずは情報収集に努め、その後は、作業部会を中心に具体的な課題の抽出や施策の検討を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私のほうから、過疎の前期計画と今般のTSMCに対する対応策とを連動する考えはないかという趣旨のご質問であります。

今回の旭志地域の過疎地域指定というものは、ある意味では、人口減少等の厳しい現状を表しているわけでありまして、一方で、有利な財政支援を受けられる

地域となったと。加えて、このタイミングでT SMCが進出を決めたということで、本市の活性化にとっては、またとないチャンスであるというふうに考えております。

この限られたチャンスを最大限に生かして、本市全域のさらなる発展につながるよう、様々な関連事業を連動させながら、総合的・横断的にしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 やはり菊陽町のT SMCから、どの地域も4車線でつながっているというところはある限りありません。やはりこの菊池市につながる4車線を何とか活用して、活性化につなげていかなければならないと思っております。

次に、2番目に、有害鳥獣について質問します。

何回か私のところに酪農家の方が来られています。その話というのは、やはり有害鳥獣、イノシシの被害ですね。年に2回取れるトウモロコシがイノシシの被害でどうにも止まらないう。イノシシの被害で、そのトウモロコシのサイロ詰め量が非常に減るということをおっしゃっていただきましたので、被害状況をじゃあ調べてきてくださいと言いました、J A菊池のほうに調べた結果を持ってこられました。イノシシの被害でやられましたトウモロコシ畑が、七城、畑3枚の1ヘクタール（1町）、旭志、畑67枚の26ヘクタール（26町）、合計27ヘクタールぐらいやられているんですけども、これに水田、稲作のほうの被害もプラスされます。ですから、かなりの被害の面積になりますけれども、現在、中山間地は電気柵ですね。イノシシの電気柵をしているにもかかわらず、こういう面積が出てくるわけでございます。平野部もございまして、トウモロコシを刈る面積は495ヘクタール（495町）ありますけれども、この27ヘクタールというのは、やはりどうしても中山間地から上のほうになりますけれども、被害がかなり出ていると。そうすれば、どうしても冬場から夏場のむしろサイロの不足となるわけです。

私も毎年感じますけれども、なかなかイノシシが減らない。減っていないというのは実感しております。私も畜産やっているときに、イノシシから倒された畑をもったいないということで、そのハーベスターで刈ってもらったことがありますけれども、トウモロコシというのは、根本から20センチメートルぐらいのところをばつと8条のハーベスターとか6条のハーベスターで刈っていくわけですけども、イノシシにやられた畑はどうしても倒れているもんですから、20センチメートルぐらいじゃなくて、地面すれすれで刈って、何とか餌を確保しようということで試みるわけですけども、そのとき、やはり地面すれすれをいくものですから、畑の泥を、

そのサイロの中に泥が入ってしまうということになりまして、サイロ自体が二次発酵して、それを食べた牛が肝臓をやられるという悪循環になるわけです。私もそれからは、もう当時は倒れているのは扱わなくなりまして、ただ耕うんして打ち込むという形を取っておりました。

そういうイノシシですけども、年に4頭から5頭、お産するということです。そこで、イノシシの繁殖期9月から11月、妊娠期12月から2月、この6か月の猟を集中していただくために、この6か月の報償金を何とか増額、増大して、その繁殖期、妊娠期を抑えることによって、イノシシの数を減らしていくということが近年言われております。そういうふうな繁殖期、妊娠期の猟について、そういう考えを示しますけれども、この点について、執行部のご意見をお示しください。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの水上議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在のイノシシの状況につきましては、増えつつあるのが現状でございます。イノシシの捕獲状況につきましては、平成28年度は140頭、平成29年度は282頭、平成30年度は581頭、令和元年度は767頭、昨年度につきましては786頭であり、過去5年間を見ても増加傾向にあります。これまでも駆除に対して力を入れておりますが、なかなか減少傾向には至っておりません。また、議員もおっしゃったとおり、12月から2月までの妊娠期を狙っての駆除、また、9月からの繁殖期についてですが、頭数の抑制に効果があると思います。その一方で、繁殖期・妊娠期においては、生息区域が山深くなることから、今後も引き続き、捕獲隊の皆さんと協力しながら、より効果的な駆除ができるように努めてまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 この間、猟友会の人と話しておりまして、その人が捕ったイノシシの脇腹辺りに傷が2本ぐらい入ってたんで、これは何ですかと聞いたところ、繁殖期にやっぱり雄同士でけんかして、その牙で相手を傷つけているんだというふうなことを言っておられました。それほど、何か繁殖期は気が荒いんじゃないかなと私は感じたところですけども、そういうイノシシ対策として、国の予算が市のほうに来ているわけですけども、内訳はどうなっているのか。それから、令和3年度の市の補助金あたりの予算の支払状況、この辺をご説明ください。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、予算についてお答えいたします。

予算につきましては、有害鳥獣に関する予算といたしましては、捕獲した場合の報償費、それから農作物被害を守るためのワイヤーメッシュ柵や電気柵、狩猟免許取得等の補助といったものがございます。その中で、国庫補助事業につきましては、捕獲に対する報償費などの補助費やワイヤーメッシュ柵や電気柵などがございます。また、県の補助金につきましては、ニホンシカなど特定鳥獣適正管理事業費、市の補助事業につきましては、報償費などの補助費やワイヤーメッシュ柵や電気柵、また、ニホンシカなどの特定鳥獣適正管理事業費、狩猟免許取得の補助等がございます。

次に、令和3年度の支出についてお答えいたします。まず、国庫補助ですが、鳥獣被害防止総合対策事業といたしまして、箱わな購入や捕獲報償金に約800万円、柵の整備に約6,490万円となっており、県の補助につきましては、ニホンシカなどを対象とした特定鳥獣適正管理事業として約5万円、市の補助においては、鳥獣捕獲事業として約583万円、有害獣防止対策事業として約150万円の支出を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 施政方針の7ページに、有害鳥獣による農林産物などの被害軽減対策については、侵入防止柵設置費用の一部補助や、捕獲報償金により、引き続き被害軽減に努めます。また、里山の整備事業等の活用を推進し、住宅地へのイノシシの出没抑制に努めますとあります。やはり、ここに最後に出ました住宅地へのイノシシの出没抑制ということを考えた場合、やはり猟友会というのは非常に大事なポイントとなってくると思います。そういう猟友会の方のメンバーが増えたり、十分に意欲を持って活動できるというふうにするためには、先ほど言いました繁殖期・妊娠期、いわゆる9月から2月、この部分を2万円、3月から8月、その繁殖期・妊娠期じゃないところ、ここを1万円ぐらいにして、何とか猟友会の人たちに意欲とそういう活動の費用をそれで充てるという意味で、住宅地へのイノシシの出没抑制などにもなるためにも、そういうふうな報償金も考えていただきたいと、そういうふう希望しているところです。

○大賀慶一 議長 ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午前 11 時 26 分

開議 午前 11 時 32 分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 それでは、最後の質問に入ります。

人口と宅地について質問していきます。

この質問は、12月議会で、市役所も議会も若者、子育て世代に対して菊池に家を建てませんかと呼びかける、もう時期に来ているんじゃないかという思いで、調査要求を執行部にした質問であります。

25日（金）の平議員の質問に、経済部長は、民間開発に連動する形で、住宅環境や教育環境整備など、関係部署の連携を強化し、総合的に取り組んでまいりたいと。住宅環境というところも文言として出てきました。

ある不動産屋さんに話を聞くことができました。その社長は、北宮地区に10区分譲を去年8月20日に売り出したと。そして、この2月16日に10区が完売したと言っておられました。限府地区にまだ5区ぐらい分譲があるんですよと言っておられて、その5区のほうはどうですかと聞きましたら、話はかなり来てますというふうな話をされておりました。菊之池地区には、通ってみますとかなりのアパートが今も建てられております。そういうことからして、ぜひともこの分譲もしくは分譲予定地あたりは、執行部も議員側も頭の中に入れておくべきと思い質問をしておりますので、お答えをお示してください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 市内の分譲地及び分譲予定地の現状ということで、菊陽町へのTSMCの進出に伴いまして、本市として今後の移住定住施策の基礎資料とすることを目的として、市内の分譲地の状況について、熊本県宅地建物取引業協会または全日本不動産協会に加入している、市内28事業者へ聞き取り調査を行っておりますので、その結果についてお答えします。

令和4年2月16日時点において、分譲地は、菊池地域5か所17区画、七城地域2か所2区画、泗水地域1か所10区画です。

分譲予定地は、菊池地域2か所11区画、七城地域1か所10区画、旭志地域1か所30区画、泗水地域2か所18区画です。

このほか、泗水町吉富地内の苗畑事業所跡地は、市外事業者により「富の原ニュー

ータウン」という名称で51区画、また、別の市外事業者により8区画を分譲されています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 初めて富の原ニュータウンという言葉が出てきましたけれども、これはいつ頃発表されたかはわかりますか、部長。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 この富の原ニュータウンにつきましては、事業者のほうで決められた名称でありまして、こちらで特に公表するものではありませんので、特にいつということはありません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 やはり富の原ニュータウンがかなりの分譲の数を持っておりまして、やはり分譲としては菊池市の核になっていくんじゃないかなと思っています。

施政方針の11ページに、活力あるまちづくりを図るとともに、楽しみながら子育てができる環境や若者が住みたいまちの実現を目指しますという言葉があります。

菊池市、子育て世代のためにかなりの教育の予算、そういうものを予算に上げております。そういうことに魅力を感じて来られる若者世代、子育て世代も、菊池に家建てられますかと。魅力を感じても、家を建てられますかという質問をされるかもしれません。そのとき、今、部長が調べていただいた、そういうのを家は建てられますよ。こうやって、こうやって、こういうふうに、これだけありますよというようなことも私は言っていきたいと思います。

私たちは旅行客に菊池の温泉とかホテルはどういうのがありますかと言われたとき、即座に旅館の名前とか、ホテルの名前を言って、菊池のアピールをするわけです。そういう感じで、やはり若者世代、子育て世代がどこかに家を建てたいんですけどと言った場合は、はいはい、それはもうここに、私がこの間、部長から聞きましたからと。そういう感じで、私たちの身近な問題として、その分譲というものを説明していくべきだという思いから、この質問をさせていただきました。

質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、水上隆光議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。
午後の会議は午後 1 時から開きます。

○

休憩 午前 11 時 39 分
開議 午後 1 時 00 分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、東奈津子議員。

[登壇]

○6 番 東奈津子 議員 皆さん、こんにちは。議席番号 6 番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行います。

まず最初に、国民健康保険税について質問します。

全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に住民が悲鳴を上げています。滞納世帯も少なくなく、無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生活の困窮で受診が遅れたために死亡したという事例が 2017 年には全国で 1 年間で 63 人に上るといふ、民間医療機関の調査結果も報告されています。

高過ぎる保険料は住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造的課題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

日本医師会などの医療機関も国民皆保険制度を守るために低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取上げをやめるよう求めています。私たち日本共産党菊池市委員会が行っている市民アンケートにも、暮らしの中で困っていることや不安なことは何ですかとの質問に、国保税の負担を上げている方が多数であります。

菊池市でも全世帯に占める国保加入者世帯の割合は、直近の今年 1 月 31 日現在で 35.8%、約 4 割近くが国保世帯であります。

ここで、最初の質問を行います。

1 点目に、合併後の国民健康保険税の状況はどうなっていますか。

2 点目に、市民にとって国保税の負担感は大変大きいものがあると思いますが、この点での執行部の認識をお聞かせください。

以上、2 点お聞きします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ただいまの東議員のご質問にお答えいたします。

合併後の国民健康保険税率の推移につきましては、合併時の平成17年度には旧市町村ごとによる不均一課税を適用し、平成18年度から20年度にかけては、統一課税とするため、毎年度改正を実施しております。その後、平成20年度からの税率改正は行っておりません。

国民健康保険は、自営業の方や離職された方、パートやアルバイトで職場の健康保険に加入されていない方などが多く加入され、休業や時短営業、収入減少など新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けておられるものと認識しております。

そのため、国・県からの財政支援の範囲内で国保税の減免や、傷病手当金の支給を周知し、申請の対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 合併後、平成20年度以降は統一した後、保険料は据え置いているということで、この点は評価できると思いますが、しかし、それでも、最初に述べたように、国保税の負担というものは大変重いものがあると思います。部長の答弁でも様々な軽減措置等の申請の措置は取られているということではあります。このコロナ禍の中で、最も影響を受けている、そういう世帯であることも述べられました。

具体的にどれほど重いのかを見ていきたいと思っております。

菊池市の国保加入世帯の所得状況について、担当課より資料を頂き、調べました。参考数値ではありますが、所得100万円未満の世帯が59%の約6割、200万円未満になると81%にも上ります。これが国保世帯の実態であります。このデータだけでも、国保世帯のほとんどが低所得者層であることが分かります。

ここで、再質問をいたします。

菊池市において、モデル世帯の国保税の納付額をお聞かせください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 モデル世帯の納付額についてでございますが、国民健康保険税額は医療給付費分と後期高齢者支援金等分と40歳以上64歳以下の方に課税する介護納付金分を合算した額であり、それぞれ、所得割・均等割・平等割の三つの方式で算定しております。

標準的なモデル世帯で計算してみますと、夫41歳、妻38歳、子ども2人の4人世帯で、夫の所得が250万円、妻が50万円というケースの場合、年間45万

8, 800円となります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 夫婦2人、子ども2人、つまり、4人世帯で、課税対象所得金額が300万円の場合、この世帯の国保の納付額は45万8,800円、つまり、収入に対して1割を超える金額であり、とても重い負担であると思います。

私自身も独自に調査をしてみました。日本共産党中央委員会が作成した2018年度における九州各県の自治体のモデル世帯での国民健康保険料と協会けんぽとの比較の資料があります。年収400万円の4人世帯をモデル世帯とした場合、この世帯が国民健康保険料の場合は42万350円、一方、同じ収入で協会けんぽだと保険料は20万2,600円、この比較で見ても、国保税は協会けんぽなどに比べて2倍以上の高さであります。国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて、著しく高くなる大きな要因となっているのが、国民健康保険制度にしかない均等割・平等割という保険料算定によるものです。協会けんぽなどの被用者保険の保険料は、収入に保険料を掛けて算定するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが、国保税は、所得に保険料を掛ける所得割、固定資産税の額に応じてかかる資産割のほかに、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を合算して算定されます。低所得者には一定の減額があるものの、子どもの数が多いほど国保税が引き上がる均等割には、子育て支援に逆行しているとの批判が上がっています。菊池市でも調べましたら、子ども1人当たり3万5,800円の均等割が国保税として賦課されております。この間、全国知事会などの地方団体からも均等割の見直しの要求が上がっており、国は今年4月から国保料（税）の子どもの均等割の5割を公費で減額することを決めました。

ここで、再質問をします。

1点目に、今回の国の制度で均等割が減額となりますが、菊池市全体でその予算は幾らになるでしょうか。

2点目に、今回の子どもの均等割の減額対象は未就学児に限られており、軽減自体も5割にすぎません。先ほど述べたような負担感の軽減解消にはまだまだであります。全国でも幾つかの自治体が子どもの均等割を自治体独自に減免している自治体もあります。菊池市においても、市独自で上乘せを行い、均等割の軽減を高校3年生まで図っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度からの未就学児の均等割額、半額減額につきまして、試算では対象者が400人程度、約500万円と見ております。

市独自で18歳まで減額を実施するということになると、国民健康保険特別会計において新たな財源確保が必要となります。

国民健康保険税の引上げを実施すれば、子育て世代以外の方に、一般会計からの繰入れを行えば国民健康保険被保険者以外の方にと、広く負担を求めることとなり、受益者負担による公平性が損なわれることが懸念されます。

7割、5割、2割を軽減する制度も講じられており、一定の配慮がなされているものと考えられるため、市独自の減免措置の実施は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 18歳までの市独自の軽減措置は考えていないという答弁でありました。部長の答弁の中で、もしもここに財源を投入することを一般会計から行えば、広く負担を求めるものであり、公平性に欠けるという答弁がありましたが、私はそうは思いません。国民健康保険税は国民皆保険制度の根幹であり、退職した人など、いずれは皆さんがここに加入していく保険制度であります。ここに一般財源を投じることは、公平性を欠くということには私はつながらないと考えております。

また、一定の軽減措置がある、配慮があると言われましたが、先ほどのモデル世帯の例もありますように、措置を行っても、そこに引っかからない世帯で重くこの負担料がのしかかっているというのは紛れもない事実ではないでしょうか。

もし市独自で子どもの均等割を免除したら、どれだけ負担が減るのか、私自身、試算をしてまいりました。菊池市における均等割は1人当たり3万5,800円、先ほどの日本共産党中央委員会の調査した資料で、モデル世帯のケースで、実際に年収400万円、夫婦2人、子ども2人のご家庭で、均等割・平等割を免除したら、42万350円の国保税が20万2,600円に引き下げられます。協会けんぽの額が24万4,650円ですから、ほぼ協会けんぽ並みになります。

この18歳までの子どもの均等割の免除は、県内でも以前ご紹介しました芦北町が既に施行をしております。2020年度には兵庫県で初めて高校3年生までの子どもの国保税の均等割を免除した加西市の担当の市の職員の方は次のように述べられています。国保には扶養の概念がなく、子どもの人数が多い世帯ほど国保税が高くなる。被用者保険と比較しても、子育て世帯に対する負担が重くなっていると述

べ、この担当の方は免除に踏み切った理由を次のように述べておられます。全国市長会も子どもの均等割軽減導入を国に要望しており、市が独自に制度上の負担の格差を是正し、国保に加入する子育て世帯を支援する観点から決めた、こう述べられております。

最後に、市長にお聞きします。

コロナ禍や物価高など、市民の暮らしの実態に照らして、国保税の負担感は市民にとってかつてなく大きいものがあると思いますが、市長のこの点での認識をお聞かせください。

また、一般会計からの繰入れや、国保の特別会計の基金も活用して、市独自の上乗せも行って、子どもへの均等割の免除など、高過ぎる国保税の引下げを図っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、国保税の負担感についてということですが、被保険者の中には、とりわけ昨今のコロナ禍において、様々な事情により負担感を感じておられる方が多くおられるというふうに受け止めておるところでございます。

また、先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、国保の事業としましても、国・県からの財政支援の範囲内で対応をしてきているところでございます。

それから、法定外繰入や市独自の均等割額等についての考えということで、法定外繰入や市独自の減免につきましては、先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、法定外繰入については国民健康保険被保険者以外の方へ、そしてまた、市独自の減額については子育て世代以外の方への負担を求めるということになるため、慎重に判断していく必要があるというふうに考えております。

また、国保被保険者が減少し、国保税も減少している中、1人当たりの医療費は逆に増加しております。国保財政の運営を行っていくためには、現状の税率は維持していかざるを得ないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 今、市長の認識のところでは、負担感は大きく市民が感じていると思うという点では私と一致していると思います。しかし、引下げというところでは、今の保険制度を維持していくためには、この税率を維持していかなければならない。引下げの考えはないという答弁でありました。しかし、保険税の負担

がこれ以上重くなることは、市民にとって限界に近づいており、ここを引き下げることが、結局、市民の懐を温め、地域経済にも返っていく、私はそう思います。

現行の保険制度には災害などで所得が激減した人の保険料を一時的・臨時的に免除する仕組みはありますが、常設の免除制度はありません。一時的に困った人は助けるけれど、ずっと困っている人は助けないという矛盾した制度となっています。こうした制度の下で、所得が生活保護基準を下回る人に重い保険料が課されたり、所得が保護基準をぎりぎり上回る境界層の人が国保税を支払うことで、所得が保護基準以下になるケースが全国でも相次いでいます。

2018年から、これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約することなどを内容とする国保の都道府県化が始まりました。この最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行っている自治体独自の国保税の軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。差押えなどの収納対策の強化、病院統廃合や病床削減による医療費削減なども推進しています。都道府県と市町村のこうした取組を政府が採点し、成績のよい自治体に予算を配分する仕組み、保険者努力制度の導入も始めています。こうした政府のやり方を一緒になって推進するのか、住民を守る防波堤の役割となるのか、自治体の役割が、今、問われているのではないのでしょうか。

厚生労働省も、都道府県化導入後も一般会計の繰入れは自治体の判断でできる。生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないとしています。国保の運営主体である県はもちろん、住民に直接責任を負う市町村も住民の立場で国保税の引下げの努力を続けるかどうかを問われています。

高過ぎる国保税の問題の解決は、住民の健康と暮らしを守る上でも、国民皆保険制度の重要な柱である国民健康保険制度の持続性を確保する上でも、社会の公平公正という面からも避けて通れない課題です。立場の違いや社会保障政策の違いがあったとしても、この問題の解決に向けて知恵を出し合い、力を合わせることは可能であり、必要であると私は考えます。

今後も引き続きこの問題に取り組む決意を述べまして、次の質問に移ります。

次に、住宅リフォーム助成制度についてお聞きします。

住宅リフォーム助成制度は、市民が市内業者を使って自宅のリフォームなどを行う場合に、自治体が費用の一部を補助する制度です。住宅リフォームを促進することで地元業者の仕事を増やし、市内経済の活性化を図ることが目的です。また、リフォームをする市民にとっても負担の軽減になり、住環境の整備が促進されます。経済波及効果が大きいことから、全国の自治体に広がっています。菊池市においても2012年度から菊池市地域経済活力創出事業として始まり、8年間実施されま

した。2021年度で終了しています。

まず最初に、3点お聞きします。

1点目は、開始して8年間の実績をお示してください。

2点目は、本事業を中止した理由をお聞かせください。

3点目は、本事業を再度復活させるお考えはありませんか。

以上、3点お聞きします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の、これまでの8年間の対象工事費、補助金の総計をお答えいたします。

まず、住宅リフォーム助成制度といたしましては、先ほど議員さんおっしゃいましたように、「菊池市地域経済活力創出事業」として、建築関連需要の呼び起こしと消費活動を菊池市内へ囲い込むことにより、地域経済の活性化を推進することを目的とした経済対策で、リフォームや新築をされた方に対し、菊池市内共通商品券「めぐるん券」を交付する事業として実施したところでございます。

住宅においては、補助対象工事費の10%以内で20万円を上限とし、店舗においては対象工事費の20%以内で30万円を上限として現金ではなく「めぐるん券」で交付いたしました。

また、交付しました商品券が使われることで、市内の商工業者で波及効果が出る仕組みとなっております。

平成24年度から令和元年度までの8年間に273件の新築とリフォームに対し「めぐるん券」を交付したところでございます。対象工事費の総額は、消費税抜きで26億9,872万8,813円、補助金額の総計は4,939万8,000円となっております。

次に、2点目の住宅リフォーム助成制度が廃止された理由というご質問に対しましては、これまでの実績を参考に、本事業が一定の成果を上げており、建築関連需要は増加傾向にあると判断し、令和2年度以降は予算化をしないという決断に至っております。

3点目の当助成制度を復活させる考えはないかというご質問に対しましては、熊本地震の復興需要などにより、建築関連需要は増加し、人手不足の状況であると認識しておりますので、建築関連需要の呼び起こしを目的とした「菊池市地域経済活力創出事業」の再開は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 1点目の実績についてですが、今、答弁でありましたように、8年間で273件、補助を決定した額が4,939万8,000円に対して、工事額は26億9,872万8,813円、約54倍もの経済効果が上がっております。

事前に8年間それぞれの年度ごとの補助決定額に対する工事額を調べてみましたが、年度ごとに増減はありますが、どの年度も補助決定額に対して、実際の工事費は30倍を超えています。菊池市は住宅のリフォームだけでなく、先ほど部長の答弁にもありましたように、住宅の新築、店舗のリフォーム・新築にも活用できる制度となっていたため、かなりの効果が上がっていたのだと思います。非常に大きな経済効果であったと思います。

ここで、改めて質問をいたします。

この8年間の実績に照らして、本市において、この事業の経済効果を執行部としてどのように認識していらっしゃるのでしょうか。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

補助対象建築工事費26億9,872万8,813円は、全て菊池市内の建築事業者が受注した工事代金でございます。

補助は、菊池市内共通商品券「めぐるん券」により交付しておりますので、先ほど申しましたように、4,939万8,000円の消費活動を確実に菊池市内に囲い込んでおります。

このように、建築事業の呼び起こしと、市内商工業者の活性化に確実な経済効果をもたらした事業であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 確実に経済効果はあったとの答弁でした。この事業の経済効果については、執行部としても認識していただいていることは確認できました。

市民の消費喚起と地域経済の活性化の起爆剤であるこの制度、私はやはり復活していくべきではないかと思っております。復活の考えに対して一定の成果を上げており、建築需要を現在満たしているのも、つまり、建築関係の業者さんの仕事は足りているので、復活の考えはないとの答弁でしたが、菊池市とほぼ同時期に本制度の導入を開始し、現在も継続している天草市の事例を紹介したいと思っております。

天草市では、住宅リフォーム助成制度が2011年4月から実施が始まりました。10年がたっております。現在も継続しています。ここは個人住宅のリフォームに対して助成を行い、補助率は20%、上限20万円、菊池市と同様に市内共通商品券での支給となっております。天草市は制度が創設された当初は、助成額は7万円の現金給付、その後、改善がされ、現金から市内共通の商品券に変わり、助成額も20万円に引き上げられるなど、制度の改善拡充が図られてきました。毎年500件から600件の申込みがあり、毎年予算も1億円規模の予算が計上され、工事費の総額は8億から9億円とのことです。今年度も当初予算で900万円、さらに今年度も当初予算と補正予算で合わせて1億円を超える規模で計上されております。

また、神奈川県綾瀬市は、新型コロナ対策として、中止していたこの制度を2021年に6年ぶりに復活させています。新型コロナ感染拡大の影響で地域経済が低迷しています。地域経済の活性化の起爆剤としても本制度は十分役割を果たすと私は考えます。

最後に、市長にお聞きします。

住宅リフォーム助成制度の効果についての認識と、また、本事業の市長として復活の考えはないか、改めてお聞かせください。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、住宅リフォーム助成制度についての私の考え方を述べさせていただきます。

まず、総括でありますけども、リーマンショック後の経済低迷により建築需要が落ち込んだタイミングで、建築需要の呼び起こしと、それを地域経済の活性化につなげようということで、新築やリフォームを行った方に対して補助を行ったものがありますけども、その補助に「めぐるん券」を用いるということで、消費の市外流出も防げる、当時の状況としては非常に理に適った事業であったというふうに私は認識しているところでございます。

現在ですけども、新築、リフォームに対する支援につきましては、経済部長からも答弁がありましたように、熊本地震の復興需要等により建築需要は増加傾向であるというふうに認識しておりますので、経済対策としての支援の再開は特に考えておりません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 理に適った事業との答弁でありました。しかし、復活の考

えはないということです。

今、住宅建築をめぐっては、新築できる人は限られているのではないのでしょうか。菊池市も高齢者の世帯も増え、住宅要求も小規模の増改築、改修などリフォーム工事への要望が多くなってきているのではないのでしょうか。以前なら後継者がいることは当然と思われていましたが、地方では地域住民の年齢、バランスなど、住環境も以前と変わっています。このような中で、地域の要望に合わせた住まいづくりが求められております。過疎化が確実に進んでいる中で、住宅リフォーム助成制度は建設に働き方の仕事確保だけでなく、地域を守る制度につながっていくのではないのでしょうか。

国も新築からリフォームへという方針を、今、打ち出していると聞いています。建築需要も私がお聞きした範囲では、現在、ウッドショック、つまり、資材が手に入らずに工事が進まないという現状はあるものの、仕事そのものがどんどん入ってきているという状況ではないとお聞きをしています。経済という点でも、大企業誘致一辺倒ではない、地域に目を向けた循環型経済への転換こそがこれからは重要になってくるのではないのでしょうか。

天草市など先進事例も参考にさせていただき、ぜひ住宅リフォーム助成制度の復活の検討を進めていただくことを改めて述べまして、次の質問に行きます。

○大賀慶一 議長 ところで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩 午後1時32分

開議 午後1時39分
○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 次に、就学援助制度についてお聞きします。

就学援助制度についても、これまで何度か取り上げてきました。入学準備金の入学前の支給の実現など改善はありましたが、この間、消費税が10%へと引き上げられ、また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、教育費の負担が家計を直撃し、保護者からは悲鳴の声が上がっています。

改めて、制度の拡充について質問をします。

憲法26条には義務教育の無償化がうたわれており、それに基づいてつくられたのが就学援助制度です。学校教育法第19条には、経済的理由によって就学困難と認められている学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなけ

ればならないと明記しています。

就学援助は小中学生に学用品、入学準備金、給食費などを補助する制度です。現在は生活保護を受給する要保護世帯と、それに準ずる準要保護世帯が対象となっています。市町村が実施し、国が2分の1を補助しています。文部科学省が2015年調査では146万人を超える児童生徒が就学援助制度を活用し、全小中学生の6人に1人が受給されていると言われています。受給率は文部科学省が調査を始めた1995年が6.1%なので、そのときと比較しても、貧困と格差が広がっていることが分かります。

ここで、最初に3点質問します。

1点目は、菊池市において、経済的な理由から就学が困難な児童生徒の保護者が準要保護で受ける際の所得に係る認定基準はどのようになっていますか。

2点目は、過去5年間の菊池市における就学援助認定者の状況をお示しく下さい。

3点目は、就学援助の対象となっている科目についてです。就学援助の補助対象は文部科学省が基準を設けていますが、菊池市は国の基準科目全てを対象としていません。クラブ活動費、PTA会費、卒業アルバム代が入っていません。国基準に従って、これらの科目を対象とすべきではないでしょうか。

以上、3点お聞きします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、東議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者が準要保護を受ける際の所得に係る認定基準としましては、世帯全員の総所得額から社会保険料と生活保護法による障害者加算を差し引いた所得合計額が生活保護法に規定します基準額の1.3倍以下であることが認定の基準となります。

次に、2点目の就学援助の認定者の人数と全体に占める割合をお答えいたします。

平成29年度から令和3年度直近の数字でお答えをいたします。

平成29年度の認定者数は605名で全体の15.50%、平成30年度の認定者数は647名で全体の16.39%、令和元年度の認定者数は701名で全体の17.94%、令和2年度の認定者数は770名で全体の19.62%、令和3年度の認定者数は792名で全体の20.41%となっております。

次に、3点目の所得に係る認定基準の拡大についてお答えいたします。

今回のご質問につきましては、平成27年第4回定例会での猿渡議員の一般質問と、平成28年第4回及び平成30年第1回定例会での東議員の一般質問でもお答えしておりますとおり、本市の就学援助の所得に係る認定基準につきましては、先

ほど述べましたとおり、生活保護法の規定する基準額の1.3倍以下と規定しております。また、市内の14市及び菊池管内2町と比べましても優れた基準で運用しておりますので、引き続き、他の自治体の状況を精査しながら慎重に見極めてまいりたいと考えております。

次に、支給科目の増加のご提案につきましても、これまで市内の14市及び菊池管内2町の状況は大きく変わっておらず、ほとんどの自治体において支給対象とはなっていない状況でございます。

しかし、本市では、本年度から1人1台タブレットを配付したことによる家庭でのオンライン学習に係る通信経費を支給科目として追加したところでございます。今後も、認定基準と同様に引き続き、他の自治体の状況を精査しながら慎重に見極めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 今、この5年間の就学援助の認定者の状況が答弁で述べられました。この5年間で約1.3倍に伸び、今年度は全体の2割を超える児童生徒が受給している状況で、本当に今、深刻な状況であると思います。

同時に、答弁では基準の見直しや対象科目の拡大については、他の自治体の状況を精査しながら慎重に見極めたいという答弁でありました。4年前の私の質問と全く同じ答弁であります。この4年間、子どもや保護者をめぐる状況は、消費税増税、コロナの影響など、厳しくなっています。

東京世田谷区では、2019年度から就学援助の対象を生活保護基準の1.24倍から1.4倍に拡大、これによって、4人家族で年収約590万円程度の世帯が制度を利用可能となりました。さらに、給食費のみを補助する枠を設けるなど、制度の拡充を図っています。この結果、利用者は昨年、その前年度の2.4倍に広がっています。

ここで、実際に菊池市内で就学援助制度を利用されているシングルマザーの方の声を紹介します。

高校生と中学生の2人のお子さんを育てていらっしゃいます。就学援助の制度は本当に助かっているとおっしゃっていました。しかし、中学生の娘さんは剣道の部活動をされていて、部費のほかに防具などの個人負担や遠征費の負担などがあり、結構大変だということです。この間はコロナ関係の定額給付金で助かったということですが、毎月の自分のお給料の中から部活動費などの様々な出費を捻出するのは大変厳しい、こんなふうにおっしゃっていらっしゃいました。

最後に、教育長にお聞きします。

コロナ禍で子どもや保護者の実態を踏まえ、支給基準の見直し、そして、対象科目を国基準に見直す考えはありますか。

以上、お聞きします。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、こんにちは。私の見解をというご質問でございます。

私の見解としましては、部長が答弁しましたとおり、本市の就学援助の認定につきましては、県内14市及び菊池管内2町に比べましても、優れた基準において運営をしているところでございます。

また、部長が先ほど述べましたとおり、今年度から家庭でのオンライン学習に係る通信経費を追加しているところでございます。家庭での通信経費を支給しているのは、熊本県下におきましても本市と合志市及び南関町の3自治体のみでございます。このように、本市は他の自治体に比べても手厚く支援しているところでございます。

今回、東議員からのご提案いただきました認定基準の拡大、科目の増加につきましては、引き続き、他の自治体の状況を精査しながら慎重に見極めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 オンライン学習通信費などを県内の他市に先駆けて導入されたことは、私も大変重要であると思います。しかし、全ての子どもたちがお金の心配なく教育を受け、健やかに成長できるように、菊池市において支給科目を国の基準にそろえることは、今、急いで行わなければならないと考えます。

認定基準についても、他市の状況に合わせるのではなく、子どもの生活実態にこそ合わせていくべきではないでしょうか。精査をして慎重に見極めるとの答弁がありました。私は精査をして慎重に見極めるときではなく、子どもの状況を考えるならば、教育長が決断をしていくべきであると思います。このことを最後に述べまして、一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時51分

開議 午後1時57分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 改めまして、こんにちは。猿渡美智子です。早速ですが、通告に従って質問をいたします。

まず初めに、施政方針の中から人口減少対策を取り上げて質問いたします。

施政方針において人口減少対策の推進は、横断的に取り組む重点施策として取り上げられており、人口減少が進めば、様々な分野で適切なサービスの提供が困難になるなど、地域経済だけでなく市民生活にも大きな影響を与えますと述べられています。人口の減り方をできる限り緩やかにしていくことは最も重要な課題であると私も認識しています。

人口減少対策が課題となって久しいものがありますが、今年度の施政方針は例年との違いが出てきています。それはTSMCの進出を一つの大きなチャンスと捉えていることです。関連企業の進出を考え合わせると、かなりの雇用が生まれることに間違いはないでしょう。TSMC関連で新しく働き出す皆さんがどこを居住地として選ぶのか、本市のみならず、近隣の自治体も期待を寄せるところだと思えます。

そこで、質問です。

施政方針には、本市の魅力的な自然、人、モノ、暮らしを広く市内外に発信することで、若者や子育て世代を中心としたUJIターン者の受入れや転出者の抑制を図ると述べられていますが、もう一步具体的に言うと、どういったことを本市の魅力として発信しようとしているのか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの質問にお答えいたします。

本市は、多くの人を魅了する菊池溪谷や菊池温泉をはじめ、桜、コスモス、ホタルなどの四季を彩る豊富な自然、菊池一族に代表される価値ある歴史・文化、高品質な農林畜産物など、魅力ある地域資源を数多く有しています。

これらの地域資源を生かした産業と観光を柱に、安心・安全な暮らし、福祉の充実、生活環境の整備、子育て支援や教育の充実など様々な施策を総合的、横断的に組み合わせることで、「菊池市に住んでよかった」と思える魅力あるまちづくりを進めています。

本市としては、T S M Cが熊本へ進出するこの機会をチャンスと捉え、魅力ある地域資源とこれらの取組について、若者や子育て世代を中心に市内外へ広く発信することにより、U J I ターン者の受入れや転出抑制につなげていきたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 今の企画部長の答弁を聞いておりまして、様々な方面にわたって魅力を発信していくというような中身であったかと思いますが、とりわけ子育て世代を対象に考えますと、部長も言われましたが、子育て支援策は重要なポイントではないでしょうか。

合志市の小学校に勤務していたときに、もう20年も前の当時でも、合志市の子育て支援が充実しているのので、子どもの入学を機に転居してきましたという保護者がおられました。今やインターネットで情報を得ることは日常的事です。移住を考えているような方々は、具体的に何を示しているか、しっかりと見ておられるのではないかと思います。U J I ターンを考えているような子育て世代に、菊池市が子育て支援策としてアピールしたい内容はこういったものがあるか、重ねてお尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもの健やかな育ちと安心して子育てができる環境の整備は、重要な課題であると考えており、そのために子育て支援の充実を図ってまいります。

保育所や放課後児童クラブの充実としまして、保育所等の協力を得ながら待機児童の発生を防ぎ、障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童に対しても、安心安全な保育の提供ができるよう態勢を整えてまいります。

また、放課後児童クラブにおいては、児童数が増加した小学校区の施設を増設するための準備を行ってまいります。

家庭保育の支援の充実としましては、地域子育て支援拠点事業では、「つどいの広場」と「子育て支援センター」において、乳幼児とその保護者が保育士のもとで気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で子育てについての相談や情報提供を行っております。

また、病児・病後児保育事業の拡充のため、受入施設の新規開設に向けた検討を行ってまいります。

相談支援の充実としまして、子育て世代包括支援センター「きくびあ」における妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援ができる体制や「こども健診センター」における子育てに関する相談など及び出産後の育児に不安がある母親への産後ケア事業を実施し、心身のケアを行っております。

また、増加傾向にある児童虐待やDVの早期発見や未然防止のため、関係機関と連携した支援を行っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 今の部長の答弁をお聞きしながら、どの子ども取りこぼさないという市の姿勢を感じたように思いました。殊に医療的ケアの必要な子どもたちもきちんと支援をしていくという予算が今年もつけられておまして、そういったことから、保護者が酌み取るものは大きいのではないかと思いますし、相談事業に力を入れられている様子も伝わってまいりました。

特によそからやって来る移住者のような方々にとっては、育児の孤立化は非常に重大な問題でありますので、そういったつどいの広場のように、気軽に参加できる相談の場所があったり、また、本格的に相談のできるきくびあのような相談場所があったりするというのは、大変心強いことではないかと思っております。そういうソフトとハードと両面からの支援の強化というのが大切なことだと私も思いますが、ここで気になるのが子どもの医療費助成です。なぜかという、これはとても分かりやすく、そして、比べやすい子育て支援策の一つだからです。

つどいの広場の件で保護者の皆さんと話をしたときに、とっても温かい場所なんだと。ここがあったからこそ、安心して子育てができた。2人目を生むことができた。そういった中身のことはとてもとても重要なことでありながら、なかなか外部の方には伝わりにくい。じわりじわりと広がっていくことではありますが、しかし、医療費助成といったことは端的に周りと比較されがちなところですよ。

この件については、12月議会において、東議員から新型コロナウイルス感染症の影響で暮らしの厳しさが一層深刻になっている状況も踏まえ、高校生までの医療費を無償化すべきだという趣旨の質問がありました。

年が明けてから新型コロナウイルス感染症の感染拡大は一層深刻なものとなり、私自身も居酒屋を一旦閉めることにしたとか、生活のために夜の仕事もしていたけれど、解雇されたというような市民のお話を伺っております。厳しい状況のある中で、子育て世代の市民にとって、また、高校生の子どもたち自身にとって大きな助けになる施策であることは、前回東議員から述べられましたので、私は人口減少対

策の視点から、その必要性を言いたいと思います。

12月議会における東議員への答弁で、市長は県内自治体の助成の状況もあるので、よく注視しながら検討していきたいと述べられました。私は今がもう踏ん切りどきではないかと申し上げたいです。それは合志市が高校生までの医療費の無償化に動き出したことです。つまり、菊池管内で高校生までの医療費無償化をやっていないのは菊池市だけということになりそうです。通常なら隣がやるからうちもやるというのはいかがなものかとも思いますが、今は状況が違うと思います。TSMCの進出に伴って働く場所ができて、熊本で働こうという子育て世代の人がいたときに、子育て支援策を比べてみたら、近隣の大津も菊陽も合志も高校生までの医療費は無償になっていて、菊池市だけがそれができていないということになると、どうでしょうか。施政方針にチャンスという言葉が使われていましたが、そのチャンスを失うことにつながらないでしょうか。

これまでの一般質問を聞いてきて、工業団地の開発については県が取り組む。宅地開発については民間の力を活用するという答弁がありました。しかし、子育て支援策は行政にしかできません。

TSMCの建設予定地まで、私の家からは車で10分です。旭志道の駅からも約10分です。国道325号線の4車線化も進んでいます。十分な通勤の範囲です。

先ほどは過疎債が住宅補助にも使えるというお話もありました。これまでの答弁にあったように、菊池市には様々な魅力があると私も思っています。待機児童はいない。自然は豊か、食べ物はおいしい。何より土地の価格は格段に安い。今まで積み上げてきた子育て支援に加えて、高校生までの医療費助成が加わって、ほかの自治体と見劣りしないということになれば、チャンスが生かせる条件になると考えます。年間2,800万円の経費増加は確かに大きいです。しかし、今、菊池市に住んでいる子どもや保護者の支援であるとともに、ここぞというチャンスを捉えての投資と考えれば、意味が大きいと考えます。

半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部が設置され、今後、様々な施策が検討されていくことと思いますが、人口減少対策の一つとして、高校生までの医療費の無償化について、市長の見解をお伺いいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 18歳、高校3年生までの子ども医療費助成事業についての考えを述べよということでございます。

子ども医療費助成事業自体は、子どもの疾病の早期治療を促して、健康の保持と、それから健全な育成のために実施するものであるわけですが、もちろん人口減

少対策という側面も併せ持つのは確かでございます。

ただ一方で、毎年大きな財源が必要になることでありますことから、子ども医療費の助成を高校3年生まで拡充することにつきましては、まずは財源を確保するために県への要望を継続してきたわけでありまして、併せて、国や県内自治体、それから特に近隣市町村の動向を注視してきたわけでありまして。

今般、TSMCの進出が決定したということで、環境が大分変わってくると思います。この進出自体は大きなチャンスであると同時に、近隣の自治体との競争も当然増えてくるということになるかと思っておりますので、これから様々な観点で対策を検討してまいりますけれども、特に子育て世帯の定住人口を増やすという施策の中で、この子ども医療費助成を高校3年生まで拡充することについては、必要な環境整備としての色彩がいよいよ高まってきているのではないかというふうに考えておりますので、今後、県への要望を継続しつつではありますけれども、本市としても前向きに検討していきたいというふうに考えている次第でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 今、市長から前向きに検討するという答弁をいただきました。言われたとおり、チャンスであるけれども、言ってみれば、近隣の自治体との競争にもなってくる面は強いと思います。ほかの自治体の魅力をせっかく菊池市はいろいろと持っていると思っておりますので、この点で後れを取っては非常にもったいないのではないかというふうに私は思っているところです。

休憩時間に東議員と話をしていたときに、東議員がもう高校生までの医療費が無償になっているという夢を見たというような話を笑い話でなさっていましたが、正夢となりますように、今後、しっかりと検討を本当に前向きに進めていかなければならないと思います。実施になると信じていたいと思います。

次の質問に移ります。

携帯電話等中継基地局の設置に関する条例の制定について質問します。

この件については、12月議会でも質問しましたが、その続きということでお願いします。

12月議会では、市民からの請願を踏まえ、携帯電話等の中継基地を設置する際に、事業者による近隣住民への説明を求める条例を制定すべきであるという趣旨で質問をいたしました。そのときの答弁は、本件については、規制と推進の両面があり、条例制定については総合的な判断が必要と考えているとの答弁がありました。

そこで、今回、改めて規制とはどういうことなのか、推進とはどういうことなのか

か、総合的判断といったときに、判断基準として最も重要だと考えておられることは何なのか、3点お伺いいたします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。それでは、議員の質問にお答えしたいと思います。

前回の定例会で回答いたしました規制と推進についてでございますが、中継基地局の建設に伴い、市民に対する影響について多方面から考察し、お答えをしたものでございます。

まず、規制についてですが、現在、5Gの普及が進んでおりますが、それに伴い、今後、中継局の設置がかなり増加し、景観上や市民の安全を脅かす状況になれば、規制の必要性も考えられます。

反面、将来に5Gを使った先進的な技術による医療や農業、住民サービス等の向上による恩恵を考えたときに、推進の必要性も考えられます。

したがって、中継局の設置に関しては、以上のような2面性が考えられ、前回は総合的な判断が必要ということで回答をさせていただいたところです。

判断する上の一番重要なことにつきましては、住民の安全性を第一とし、将来的な利便性もバランスよく考える必要があると考えているところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 確かに5Gも見据えて、私自身、携帯が既に日常生活の中でなくてはならないものになっているというのは確かです。しかし、かといって、言われたように、住民を脅かす存在になってはいけないと思っております。判断基準として、住民の安全性を上げられたことは、本当に大切なことだと思います。

携帯電話等中継基地局設置に関する条例、これを既に制定してる小林市と鎌倉市に電話をしてお尋ねをしました。両市とも条例の目的は、市民と事業者との紛争を防止することであり、事業者が新たに中継基地局を設置しようとするときは、近隣住民に説明を行い、理解を得るよう努めなければならないというような条例の内容になっています。これは前回もお伝えしたかと思いますが、電話でお尋ねしたことは、この条例が制定されていることによって開発が遅れ、携帯電話がつながりにくいか、5Gが使えないとか、市民生活に何らかの不都合がありますかということ。両市とも、それはないと断言されました。条例制定後も手続を踏んだ上で、基地局の設置が行われているということですかと聞くと、そうですというお返事で

した。ただし、説明後に住民からの反対があつて、計画が中止されたケースもあるとのことでした。事業者から何らかのクレームがありましたかという私の質問に、鎌倉市は、条例制定の前に携帯電話の会社に参加してもらって説明会を行い、ご理解をいただいているというお返事がありました。小林市では、1社からこんな条例があると開発が遅れるというクレームが入ったことがあるというお返事をいただきました。

こういった両市のお話を伺うと、条例の制定がデジタル社会の推進を阻害するとは言えないと思います。むしろ携帯電話の中継基地を設置するときのルールを明確にしておくことが、市民にとってはちゃんとした説明を求める根拠になって心強いし、行政にとってはマニュアルができて、事業者への指導が行いやすくなるのではないのでしょうか。事業者にとっては手間がかかるかもしれませんが、きちんと説明していくことが、結果としては企業としての評価を高めることになると思います。

前回の質問でも言いましたけれど、請願者は自分たちのケースばかりではなく、新たな基地局の建設も十分に予想されることであり、今後の紛争を防ぐという観点からも、条例の制定が必要だと言われています。私もそのように考えて質問を重ねています。

市は今後も携帯電話中継基地局の設置をめぐるトラブルが起こり得るという認識をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えします。

携帯電話の基地局の建設をめぐるトラブルについては、今現在のところは聞いていないところなんですけども、当然建設による住民トラブルというのは、行政としては避けなければならないと思っております。したがって、前回、議員よりご質問があつた以降から、景観条例に基づく届出があつた時点において、設置業者に対して通知する文書の中に周辺住民等への事前説明を行うことを明記しているところがございます。まずはこのような形でお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 トラブルについては聞いていないと、今、建設部長からお尋ねがありましたが、その認識はいかがなものかと思えます。現に請願者は、突然ここ、お宅の前に基地局を建てますよと言われて、もう決定事項として伝えられ

たことによって、非常に驚いて困っていらっしやいます。近隣の住民とも話をされています。表立って大きな紛争にはなっていませんが、その住民の方にとっては大きな困り事ですので、そこはきちんと認識をしていただきたいと思ひますし、今後も5Gの発達によって基地局が増えていくということは、先ほどの答弁にもあったとおりで、いろいろな事態が発生してくるかもしれないことをやっぱり予想しておかなければならないのではないのでしょうか。

繰り返しますが、条例を制定した自治体は、これから起こり得る紛争、トラブルを防ぐという目的で一致しています。

先ほど上げた小林市や鎌倉市とは別の形で事業者の説明を求めている自治体がありますので、紹介をします。

久留米市や宗像市は、携帯電話中継基地局に特化した条例ではありません。マンションなど様々な中高層建築物の建設に関するものとして、建築紛争の予防及び調整に関する条例というのを定めています。この条例の中で、携帯電話中継基地局も対象に含まれているという形になっています。条例の対象が基地局に限っておらず、広がっているだけで、条例の趣旨は変わりません。

また、八代市や太宰府市などでは、条例ではなく、要綱という形を取っております。要綱は議会の議決も要らず、法的な効果を及ぼすものではありませんが、行政指導の指針となります。設置業者に対して、菊池市ではこのような要綱がありますので、これに準じた説明をしてくださいとはっきり言えます。八代市が定めた要綱の第1条にこうあります。この告示は、携帯電話用通信鉄塔に係る建設計画の周知の手続について定めることにより、建築主等と近隣住民との相互理解を図り、もって、良好な住環境の維持に資することを目的とする。ここにある周知の手続を定めるといのがポイントだと思います。菊池市でも何らかの形で事業者が行う手続をきちんと定めておくことが肝要ではないのでしょうか。

先ほど、届出があったとき、お渡しする書類に説明してくださいとは書いてあると言われましたが、それではあまりに弱過ぎるような気がいたします。このことに関して、市の考えを重ねてお聞きいたします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

先ほどもお答えをいたしましたけども、設置業者に対し、文書によるお願いを始めたばかりでございますので、当面はこの方法を継続してまいりたいと考えております。

ただし、本市における中継局の設置状況や設置業者の対応等の状況も見ながら、

他市の取組も継続して調査・研究をしてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 最初の質問で、判断基準は何ですかとお聞きしたときに、住民の安全性ということと、5G等の利便性ということを述べられました。

先ほど私のほうから言いましたように、条例や要綱の制定がデジタル社会の開発を阻害するものではないことは、先行的に条例を制定した自治体の様子を見ていけば明らかであると思います。住民の安全性ということを考えてときに、安全性とともに住民が安心できる状況をつくっていくということが、また行政の大事な仕事であると思います。

小林市に電話をしてお尋ねをしたときに、この条例の制定の過程はどんなものだったんですかと聞いたら、議会において議員さんが繰り返し繰り返し議会のたんびに質問されまして、私どもとしても真剣に考えざるを得ない状況になってきましたというようなお答えをいただきました。私もこの件について、これからの菊池市のために必要であると思っておりますので、再度、また聞かせていただきたいと思いますところでは、ここで休憩をお願いします。

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後2時32分

開議 午後2時39分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 最後に、スケートボードの練習をする場所について質問します。

私の地元桜山は、新環境工場建設に伴う地域環境整備事業として、新しいコミュニティハウスを建設していただきました。これまでの公民館と異なり、広めの駐車場が整備されて、使いやすさが格段に高まりました。ところが、そのコミュニティハウスの駐車場で、昨年の夏頃から中高生世代の子どもたちが頻繁にスケートボードの練習をするようになりました。地元の子どもたちばかりではなく、合志市から来ている子どもたちもいたと聞いています。

桜山コミュニティハウスの玄関には、車椅子で入れるようにスロープが作ってあって、スロープと並行に斜めになった長さ七、八メートルの手すりもついています。その手すりには、手すりの上をスケートボードで滑ったと推察される筋状の傷がたくさんついています。地域の世話役の方々が一番心配されたのは、事故やけががあった場合の対応でした。駐在所に相談に乗ってもらったりすることもあったのですが、結局、現在はスケートボード禁止の貼り紙を掲示しています。そのときに地元の方からも、禁止するばかりではなく、どこかに練習できる場所を作ってやったほうがよいという声がありました。

意識して見てみると、かつてスケートボードをする子どもたちの姿を見ていた富の原の憩いの森公園や、市民広場の国道に面した一角も、今はスケートボード禁止の立て札が立っています。スケートボードをやりたい子どもたちが場所をなくしているような感があります。

そんな中、地元では合志川に架かる橋で滑っている子どもたちがいたという話も聞きましたし、私自身も道路でスケートボードに乗っている子どもたちを見かけます。

ちなみに、道路交通法では、交通の頻繁な道路における使用は禁止されているが、頻繁の基準に関しては明確な基準はないということで、一概に道路で乗ってはいけませんという話もできないようです。

そこで、3点質問します。

1点目、憩いの森公園や市民広場などでスケートボードが禁止された経緯はどのようなものであったのでしょうか。

2点目、現在、菊池市内でスケートボードができる場所があるのか、お尋ねします。

3点目、スケートボードの練習場所について、課題をどう捉えておられるか、お尋ねをします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

市が所有します施設の中で、スケートボードを禁止した箇所と経緯につきましては、各部にまたがっておりますので、私のほうで一括してご説明をしたいと思います。

まず、禁止した箇所、禁止の看板を設置した箇所になりますが、泗水の憩いの森公園、それから、菊池市ふるさと創生市民広場、泗水体育館及び泗水ホールの駐車場などがございます。

次に、禁止した経緯についてですが、憩いの森公園につきましては、もともと住宅地のあった隣接地に公園を整備した経緯もございますが、近隣住民からの騒音の苦情が数回続いたこと、また、道具を公園内に置いたままにするなど、マナーが守られない状況等が見られ、住民とのトラブルも危惧されましたので、禁止の看板を設置したところでございます。

次に、市民広場につきましては、同様に騒音による市民からの苦情があり、特にこちらは深夜に及んでいたことや、さらに、手すり等の施設の破損やごみの放置も見られたことから、禁止としたところでございます。

最後に、泗水体育館及び泗水ホールの駐車場につきましては、同じく騒音に加えまして、駐車場利用者との事故の危険性について市民から苦情がありまして、禁止としております。

どの施設においても市民から騒音の苦情があっておりますが、公園においては、施設の性格上、小さい子どもや高齢者など、多様な方の利用がありまして、事故の危険性も危惧されるところでございます。各駐車場においても、同様に利用者や通行者への影響も危惧されるところでございます。

また、スケートボードの利用者によるけがやトラブルも心配をされます。しいていまして、騒音やスケートボード利用者とはほかの利用者との安全の確保が課題であると考えているところでございます。

以上のような状況でございますので、現在、スケートボードができる施設等はないところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 騒音が大きな課題であったこと、マナー等の問題もあったことなどが分かりました。

結局、今は、ここは大丈夫ですよ、スケートボードやっていいですよという場所が菊池市内にはないという状況の中で、その隙を突くような形で、子どもたちは現実的にはあちこちでやっているという状況になっていると思います。つまり、安全の確保のために禁止をしたんだけど、より安全ではないところに子どもたちが移動していつているのではないかと危惧をするところです。

スケートボードは2020東京オリンピックで初めて正式種目となった新しいスポーツですが、コロナ禍には適しているのではないかとも思います。屋外でできて、一人でもできて、密にもならないし、人との接触もありません。コロナで何かと制約を受けることが多かった子どもたちに思い切り体を動かしてほしいとも思います。

しかしながら、建設部長の答弁にあったように、どこでもというわけにはいきません。道路でスケートボードをやっている子どもたちを見かけると、事故につながらないかとひやひやします。むしろちゃんと練習できる場所を提供したほうがよいと考えます。

そこで、提案をいたします。

一つは、休日でイベント等の予定がないときには、支所や本庁の駐車場の一角を範囲を決めて、どこでもということを考えているわけではなくて、ここという範囲を決めて、スケートボードの練習ができる場所として、思い切って開放をすることです。実際、休日に泗水支所の駐車場でスケートボードに乗っている子どもたちを見かけましたが、駐車している車は1台もない状態で、誰の迷惑にもならないのではないかと考えました。

県民総合運動公園の臨時駐車場も、車が駐車していないときはスケートボードの練習ができるようになっていきます。運動公園にお尋ねしたところ、自然にスケートボードの練習をする人が増えてきて、個人や団体からの要望もあり、現在の形になったということでした。

二つ目の提案は、市民広場に練習する場所を作ることです。市民広場では遊具やボールで遊んでいる子どもたちとか、ウォーキングをしている年配の方々などを見かけますが、スケートボードができる場所を作れば、一層広い世代に親しまれる施設になると思います。といっても、八代市が日奈久に作っているよう本格的な練習場をイメージしているわけではありません。砂利の駐車場は将来の遺跡発掘に対応できるように、あえて舗装がしてないのは承知していますが、日常、あまり使われていない山際の一定部分のみをコンクリート舗装し、イベントがあるときは駐車場に、何もなければスケートボードができる場所として開放してはどうでしょうか。あの場所なら騒音の心配もないと思います。

今後も子どもたちのニーズは高まるのではないかと思います、2点について、市の考えをお尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、私のほうから、本庁舎、支所庁舎についての答弁のほうをさせていただきます。

本庁舎、支所庁舎とも、休日であっても車両の通行や近隣住民の歩行者がいらっしやいます。万が一、車や歩行者と接触すれば、ご自身が重篤な障がいを負ってしまう可能性があるばかりでなく、第三者を巻き込み、被害を与えてしまうおそれがございます。

休日は庁舎管理者も不在であり、このような不測の事態に対応することができません。

また、スケートボードの滑走の音は、近隣で生活されている方にとっては、練習されている方の想像以上の騒音となりますし、ジャンプの練習では舗装が損傷する可能性もございます。

このようなことから、他の公共施設と同様に、本庁舎、支所庁舎においても、スケートボードの練習は禁止とさせていただきます。

スケートボードはすばらしいスポーツ競技であると承知しておりますが、先ほど述べましたとおり、リスク回避のための措置として、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁とします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、私のほうから、市民広場についてお答えいたします。

市民広場につきましては、今までの答弁にもありましたとおり、周辺住民の方々からの苦情もあっていたことから、スケートボード場の整備につきましては、同意が得にくいものと思われます。

また、ご提案の駐車場は管理者の目があまり届かない場所であり、けがなどの緊急時に即時対応が難しいと判断されるため、スケートボード場の整備は予定しておりません。

以上のように、市内の公共施設における目的外使用については、危険を伴いますので、現在、全域的に禁止をしているところでございます。

それから、参考ではございますが、本市には、民間施設で菊池溪谷水の駅のプレジャーパークに専用の施設があるようでございます。このような施設のご利用も考えていただければと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 今、水の駅があるとおっしゃいましたが、やっている子どもたちは中学生や高校生がほとんどであります。ほとんどの子は自転車で移動をしてきて、そこでスケートボードを使って遊んでいるというのが主流だと、はた目で見ていると思いますが、ご家族が付き添って、はい、水の駅まで行きましょうといつて中高生が遊ぶわけではありません。車の免許を持っているわけでもありませんので、現実的には中学生や高校生が自分たちで遊ぶ場所としては、非常に立地的に

考えにくい面があるのではないかと思います。

支所や庁舎の駐車場は、全部を開放してくださいと言っているわけではありません。私もその場に行ってみたり、様子を思い浮かべたりして、あ、ここは居住者はあまりおられないと。住民に多大な影響が及ぶとはちょっと考えにくいぞというようなことを判断して申し上げているところでもあります。

確かに、舗装が傷むっていうのはあるかもしれませんが、もうそこは仕方がないと考える以外にないんじゃないかなというのが私の感想です。

また、市民広場も苦情があったところにといいことですが、苦情があったのは国道沿いの民家があったり、旅館があったりする近辺のほうで、私が言っているのはそれと全く反対側の菊池神社の参道寄りのあの砂利の駐車場ですから、それこそ、騒音の心配はあまりないのではないかなと思います。

私も事故があった場合の対応について、ちょっと心配はしているところではあります。その辺のところを熊本市の総合運動公園では、県の施設ですが、どのように考えていますかとお尋ねをしたところ、結局、自然発生的に必要となって、してもいいというふうに認めてきた経緯があって、まだきちんとしたその辺のお約束事がきているわけでも何でもない。しかし、集まってくる人たちもだんだん増えてくる傾向になってきているので、何らか定めていかなければならないであろうと、今、検討を始めたところだとおっしゃいましたので、その辺の経緯もまた見ていかなければならないと思いますが、肝心なのは、やっぱり子どもたちを、ここはだめです、ここは迷惑です、ここはだめですということで、一層危険なところに追い込んではいないかということだと私は思っております。

施政方針には、世代に合わせたニュースポーツの普及を促進しますとの文言があります。スケートボードは、まさにニュースポーツと言っているいいのではないのでしょうか。スケートボードをめぐって地域と若者が対立したり、若者にどうせ分かってもらえんと思わせたりしてはいけないのではないかと思います。何より道路での事故などあってはほしくありません。早急な対応が必要であることを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日3月1日に行います。引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時58分

第 5 号

3 月 1 日

令和4年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和4年3月1日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一
16番	水上彰澄
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	木 下 徳 幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	松 永 哲 也
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	安 武 邦 男
監査委員事務局長	宇野木 洋 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議 会 係 長	笹 本 聖 一
議 会 係	西 山 美 紀
議 会 係	吉 岡 結 加 里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方もよろしく。

(全員起立)

おはようございます。
ご着席ください。

○

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○大賀慶一 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 おはようございます。議席番号3番、緒方哲郎です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、コロナ禍における農家支援についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの影響は、多方面において影響を与えているのは現状ですけれども、農業関係においても多大な影響を受けているのは皆さんもお分かりになると思います。本市の基幹産業である農業においても、しっかりと対応していくべきであることは言うまでもなく、これまでもいろいろな支援策を取られてきたことは理解しておりますが、今現在、農家に対する支援の考えはありますか、お示しをお願いいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの緒方議員のご質問にお答えいたします。

本市におきましては、これまで、新型コロナウイルス対策における農業に対する本市独自の支援策として、「菊池市肉用牛肥育経営安定支援金」や「菊池市農林畜産産業・商工業事業継続支援金」の交付、また、「菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援事業」、「菊池市農林畜産物地産地消等推進事業」などを実施してまいりました。

また、国の補助事業であります「高収益作物次期作支援交付金事業」に取り組み、野菜・花・果樹・お茶などの高収益作物につきましては、次期作に前向きに取り組

む生産者を支援してまいりました。

新型コロナウイルスにつきましては、変異株の発生など全国的に感染が広がっており、今後の農業への影響についても懸念されるところでございます。

現時点におきましては、今後の新たな支援策の予定はございませんが、引き続き情報収集や実態把握を行いながら、状況に応じて対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 いろんな支援策というのはされていると。されたということ、これから検討課題でもあるし、今の段階では考えはないということだとも思いますが、そこで、今回、耕種農家、特に施設園芸農家の現状をお伝えしながら、今後の農家支援の一つになるようにと考えておりますので、お話をさせていただきます。

園芸農家といいますと、本市においての作物、花卉、花においてはカスミソウ、トルコキキョウになると考えますし、また、イチゴなどが主になってくると思います。

全国的なガソリンの高騰が報道などで伝えられておりますが、その影響によって、作物を冬場の寒さから守るための保温設備、暖房機と言われるものになると思いますが、それに使用される燃料、A重油の価格も高騰し、農家さんも経費削減のために試行錯誤されているというのが現状です。

そこで、JA菊池の花弁部会、イチゴ部会、それぞれの部会の指導員の方にお話を伺いました。A重油の価格については、昨年と比べて3割から4割程度、価格が上昇しており、生産物の品質保持のために、カスミソウにおいては、暖房機の設定温度は最低温度8度、耐寒性のある品種においては5度と。あと、トルコキキョウにおいては15度、イチゴにおいては6度から7度に設定をお願いしているということでありました。

また、実際に生産農家の方にお話も伺いました。お一人の方の経営面積はおおむね2ヘクタール（2町歩）、暖房機の保有台数は12台、そのうち現在の稼働台数は10台ということで、1日平均500リットルから700リットルの重油を使っているとのことでした。また、もう一人、お伺いした方は、経営面積はおおむね2ヘクタールと同じような面積でありましたが、暖房機の保有台数は10台、現在は9台が稼働していて、1日平均200リットルから300リットルの重油を消費しているとのことでした。ただ、この方は昨年末、一週間で5,000リットルの燃

料を消費したということでありました。どちらの方も、もっと品質をよくするためには、暖房機の設定温度を上げたいけれども、重油の価格が高くて、最低温度ぎりぎりの設定にしているということでありました。

そのような中、玉名市はミニトマトやイチゴなどの施設園芸が盛んな地域であり、この燃料費の高騰が続いており、市独自に支援を行おうということで、ハウスを加熱するための燃料費が昨年11月の前年比で4割増加し、農家の経営を圧迫しているとの理由で、独自に農業、漁業者を支援する緊急対策事業を行っておられます。

1月中旬に開かれた玉名市議会の臨時会で、支援事業費1億5,750万円が可決されたとの新聞報道もあっておりました。この内容においては、執行部のほうも把握されているものと思います。当然本市においても同様な支援を行っていくべきと考えますが、その見解をお聞かせください。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

緒方議員ご紹介のとおり、玉名市におきましては、昨今の燃油価格高騰に対する農家への支援策として、「玉名市農水産業燃油価格緊急補填事業」を実施されております。

この事業につきましては、国の支援策であります「施設園芸セーフティーネット構築事業」に加入する農業者に対して、農業者が負担する積立額の3分の1を補填し、燃油代の一部を補助するものでございます。

現在のところ、本市におきましては、玉名市と同様の燃油価格高騰に対する農家への支援を行う予定はございませんが、昨今の燃油価格の高騰が農業経営に大きな影響をもたらしていることは十分に理解しておりますので、情報収集や実態の把握などを行いながら、状況に応じて対策を検討してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 先ほどの答弁同様、現在の考えはないということでありましたけれども、情報収集や実態把握を行いながら、状況に応じて対策を検討していくという答弁だったと思います。

当然JAとの連携もこれから必要となってくると考えます。しっかりとした対応をしていただきたい中ではありますが、もう1点、他の農業資材についても同様にお考えいただくために、付け加えて申し上げます。

農水省は25日に生産資材や農産物の価格変動を示す1月の農業物価指数を発表

しました。それによりますと、2015年を100とした指数で、生産資材は110.8、前の月より1%、前年の同じ月より8%上昇した。飼料や肥料、また、さきにお話をしましたけれども、光熱動力費など、ほとんどの資材が前の月よりも値上がりをし、農業経営の打撃が続いているとしております。実際、耕種農家においては、米の価格が下がる中に、肥料などの生産資材の値上げは厳しい状況と言えます。

また、玉名市の支援事業の財源については、国のコロナ関連の交付金、特別地方交付金、それに一般財源を活用しながらの事業であり、その割合としては一般財源が一番抑えられたものでした。

私は、本市においてもこういう支援ができないことはないと考えております。支援をやるかやらないかという問題になってきているのではないかと考えております。

最後に、玉名市農林水産政策課の担当者のコメントを紹介いたします。

経営が厳しくなっている農家の手助けになればと支援を行う。これからも継続して農業を続けてほしいと語っておられます。私もまさしくそのとおりだと思います。農家戸数が減少していく中、これからも農業を継続してもらうための支援策の必要性、重要性の考えをお伝えして、次の質問に参ります。

次に、スポーツの振興についてお尋ねをいたします。

スポーツの振興、推進というのは、本市の知名度向上や地域経済に効果があり、地域住民の交流や親睦、健康増進につながるものだと考えます。

スポーツといいますと、一定のルールにのっとり勝敗を競うもの、また、楽しみを求めたりする身体活動などとに区別されますが、今回は勝敗を競うスポーツについてお尋ねをいたします。

昨年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されましたし、本年は北京冬季オリンピックも行われておりました。このオリンピックが勝敗を競うスポーツの最高峰の大会になると思いますが、国内においても、コロナ禍ではありますが、全国大会と言われるものから地方大会まで、大会関係者のご努力によって開催されております。

そこで、令和3年度における本市関係の個人、団体の全国大会の上位入賞者の把握はされておられるのか。また、把握されておられるのであれば、小、中、高、また、大学生まで、どのような方がおられたのか、ご報告をお願いいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

全国大会の上位入賞を把握しているのかというご質問でございますが、全国大会等の成績の状況におきましては、現在までの報奨金申請状況、市長表敬訪問、各種目協会からの情報提供により把握をいたしております。

令和3年度におきましては、特に全国大会個人優勝者2名、団体優勝1団体、世界選手権個人優勝者1名と多くの個人、団体で優秀な成績を収められております。

また、リストにつきましては、個人情報になりますので、議会での回答は控えさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 個人3名、1団体、全国大会、世界選手権での優勝ということで、このように、基本的にはしっかりと把握されていること、することが大切なことだと考えますので、把握はできているとの答弁であったと思いますし、また、本市小中学校、高校の敷地内において、また、目につきやすい道路脇には保護者会であったり、後援会、地元有志、各種競技の協会などが全国大会、九州大会出場というようなことで、立て看板などで応援をされておりますので、結果、今はなかなか分からない中でも、参加というようなことは皆さんもお分かりになるのかなというふうに思います。

そこで、予選を勝ち進み、全国大会に出場しますということになったときに、大会への参加費用が必要になってきます。皆さんも物品販売の依頼等が来て協力された経験があると思いますが、関係される方々にとっては大変苦勞されるころだとお聞きもしました。当然市においても、この参加費用に対する補助はしていかなければならないと考えます。

お隣の合志市にお尋ねしましたところ、合志市には部活動補助金というものと、部活動各種大会等出場補助金というものがあって、それぞれで対応しているというお話でありました。

そこで、再質問をいたしますが、本市において、全国大会出場者に対しての支援は行われているのか。また、その財源はどのようになっており、その支援を受けられた方、本年度どれくらいおられるのか、お答えをお願いいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

1点目の支援につきましては、菊池市スポーツ大会等出場報奨金交付要綱に基づきまして対応をいたしております。大会出場等への経費負担の軽減につながるもの

と考えておるところでございます。

それから、2点目の支援の財源につきましては、一般財源で対応をいたしております。

3点目の支援利用者数につきましては、令和3年度で申請件数41件、対象者数120人となっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 できる範囲での支援をされているのかなという思いもしました。

ただ、財源については、一般財源ということでありましたけれども、これについては、ゆうり基金というものもございますので、そちらの活用も考えてもよいのではないかと思ったところであります。

支援の利用状況については、各競技団体など、上下のつながりであったりというところからの周知が一番になってきているのかなと思いますので、なるべく周知のほうもしっかりされていかれたらいいんじゃないかということと考えております。

実は、この質問をいたしましたのは、市民の方から全国大会での優勝、日本一になったという功績に対して、市として何かの対応があってもいいんじゃないかというご相談をお受けいたしました。私も運動部、部活動をしていましたから、全国大会出場自体も大変なことである中で、優勝という結果まで残されたこと、この日本一になるまでの日々の練習、努力というのは相当なものだったということも理解できますし、本市の知名度の向上における貢献などを考えたときに、菊池市として、当然それ相応の対応をしていくべきとの考えで、この質問をさせていただいて、考えを問うところであったんですが、市民の方の思いが通じたのか、もう既に市庁舎に、最初に答弁をいただいた3個人、1団体の四つの顕彰幕が掲げられております。私は大変喜ばしいことだと感じましたし、何より市民の方の熱い思いが実現したことはすばらしいことだと考え、対応に感謝をいたすところです。

ただ、一つだけお願いできるとすれば、懸垂幕をもう一段高いところに掲げていただいたらなと思っておりますので、できることであれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問自体の目的は達成されたわけですが、これからもこのような対応ということはしていかれるものと思ひますけれども、それには何かの基準のようなものを設けておられると思ひます。その基準等があれば教えていただきたいと思ひます。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、ご質問の設置基準についてお答えさせていただきます。

今回、設置しております懸垂幕の掲出対象者の基準につきましては、一つ目が、熊本県スポーツ優秀者受賞者、これは全国大会で優勝を収められた選手になります。

二つ目が、国際オリンピック委員会が主催する夏季・冬季オリンピック、パラリンピック及びユースオリンピック出場者。

三つ目が、国際競技団体が主催します世界選手権及び国際大会の1位から3位までの上位入賞者。

以上3点のいずれか対象になった選手に対して市から懸垂幕を設置するものでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 基準をしっかりと設置されておるということでありますが、その期間、どれくらい懸垂幕をかけられるのか、その辺、考えがございましたらお答えをお願いしたいんですけど。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 設置期間につきましては、おおむね半年から1年の間というところで考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 半年から1年、時期を見てということになると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このような対応というのは、勝敗を競うスポーツをしておられる方にとっても大きな励みというものにもなると思ひますし、何より市民の方の思ひが実現されたということも評価されることだと思ひます。

今後、このように市民の方の思ひが実現していく菊池市になっていけば、市民目線の住みやすい菊池市になっていくものだとの考えをもって、次の質問に参ります。

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時23分

開議 午前10時30分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 次に、過疎法の指定についてお尋ねをいたします。

この質問においては、先日の水上隆光議員の質問と同じようなものになりますが、よろしくお願いをいたします。

2021年4月1日、新過疎法が施行されました。過疎地域の機能や役割を明記し、持続的発展、これを重視するという特徴とするものであり、新法には過疎地域を食料やエネルギー、生物多様性の確保、文化継承などの役割を担い、国土の発展に重要な地域と位置づけると、初めてその役割が明示されました。

それから、本年1月26日の熊日新聞に、本市の旭志地域が過疎指定を受けたとの記事が掲載されておりました。

そこで、1点目に、この過疎法の指定を受けたことによるメリットをお答えください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

過疎地域として指定されることの主なメリットとしましては、過疎対策事業債の活用をはじめ、国税の特例、地方税の減収補填措置や国庫補助率のかさ上げなどの支援措置があります。

特に、過疎対策事業債は、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債であり、施設整備などのハード事業だけでなく、移住・交流などのソフト事業も一部対象にすることができます。

また、充当率は100%、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入することができる、非常に有利な財源であることから、最大限に活用していきたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 一番のメリットというのは、事業債、過疎債、これが非常に有効なものであるということで、これを使ってしっかりとした対応をしていくと

ということになるのかなと思いますが、今後、指定を受けた旭志地域において、食料やエネルギー、生物多様性の確保、文化継承などの役割についての検討や、国土、また、本市の発展のための位置づけを明確にされていくものと思っておりますが、まだ指定を受けて間もありませんけれども、今後、どのようなことをやっていこうというものがあれば、お答えをお願いいたします。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 今後の計画ということで、現在、旭志地域の持続的発展を支援するため、「菊池市過疎地域持続的発展計画」の策定を進めているところであり、実施事業の詳細などにつきましては、計画を策定する中で検討してまいります。

なお、過疎対策事業債の他自治体における活用事例を紹介しますと、空き家・空き地利活用をはじめ、まつりや公共交通など、過疎地域の振興に関する様々な事業に活用されています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 これから、今言われた菊池市過疎地域持続的発展計画というものの策定によって、役割や位置づけを明確にしながら、指定地域の振興と持続可能な発展を目指していくものと考えますし、過疎対策事業債が非常に有利な財源であるということは先ほど答弁の中でありましたし、これを最大限に活用していくと言われることも理解できるところであります。

ただ、この過疎地域というものの定義としては、人口の著しい減少等に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあると。このような地域であるというものであります。旭志地域はそのような地域に指定された。このことを一番念頭に置いて、ただ過疎対策事業債という財源ができたということで、これからやみくもに事業を展開していくということではなくて、将来をしっかりと見据えて、人口減少や高齢化に歯止めがかからない中、過疎地域が役割を發揮できるような持続的発展のための計画の下に、過疎地域の対策をしていくこと、これが地域指定を受けた上で最も大切になってくると思います。そのことをお伝えして、次の質問へ参ります。

次に、森林環境譲与税について質問をいたします。

この質問をするに当たっては、森林環境譲与税の5割超、これが未支出であり、用途が決まらず、積立ての方向に回っているということが新聞報道にあっておった

ことからです。

気候変動対策の一環として設けられ、森林整備や保全のため、国が地方自治体へ配る森林環境譲与税に関し、制度が始まった2019年度と2020年度に市町村へ配分された資金の54%に当たる約271億円が使われずに、基金のほうに積み立てられていることが分かった。適切な使途が見いだせないことなどが理由だとの内容でありました。

また、配分された資金を全く使わずに、全額基金に積み立てた市町村の数というのは、2019年度が606自治体、全体の38%、20年度は341自治体、全体の20%とも掲載をされておりました。

そこで、本市における森林環境譲与税の現状をお示しく下さい。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の現在の状況については、まず、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年から国からの譲与が開始されております。

森林環境譲与税の使途につきましては、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとなっておりますので、本市においてもそのような活用の方で進めているところです。

令和元年度は1,831万9,000円が譲与され、林地台帳整備システム構築と森林所有者の意向調査を旭志弁利地区を対象に実施しております。また、翌年度以降の森林整備などに要する費用に充当するため、菊池市環境譲与税基金を設立し、1,017万9,000円の積立てを行っております。

令和2年度につきましては、3,892万8,000円が譲与され、令和元年度に引き続き旭志地域において意向調査を行い、令和2年7月豪雨により被災し、通行に支障を来した市管理林道の復旧費用と2,187万3,000円を基金積立に充当しました。

今年度におきましては、3,904万2,000円が譲与され、令和元年度・令和2年度に実施しました意向調査に基づき現地調査などを実施し、集積計画の検討を行い、また、市管理の林道などの維持管理経費と1,885万8,000円を基金積立に充当する予定でございます。

なお、これまでの3年間の森林環境譲与税は合計で9,628万9,000円が譲与され、そのうち基金はおおむね5,091万円となっております。

今後は、私有林管理に伴う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、森林整備や放置竹林整備及びその促進に関する費用として使用し、よりよい活用ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 一番知りたかったというのは、どれだけ基金の積立てが行われているかということで、3年間の合計が9,628万9,000円、そのうちの積立分が5,091万円だと思うんですが、この基金の積立分というのが、本市においても50%強ぐらいになると思うんですが、この数字自体、高い低いと私自身は判断しかねるんですが、現状としてこれだけのお金が積み立てられているわけですから、これからしっかりと活用していくことが大切になってくると考えております。

まだ3年目の事業でありますので、これからということになると思うんですが、この森林環境譲与税の原資として、2024年から個人住民税に1人当たり1,000円を上乗せする森林環境税の徴収が始まります。このことから、この森林環境譲与税の交付については、これからも続いていくものと考えていいんじゃないかと思っております。これからしっかりとした調査をなされて、よりよい活用がなされていかれるようお伝えして、この質問を終わります。

質問の最後に、任期最後の私の一般質問に当たり、これまで私の稚拙な質問にも丁寧にお答えいただいた執行部の皆様にお礼を申し上げますとともに、本年3月をもって退職されます職員の方々のご健勝と、これから地元各地域におけるご活躍を祈念して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大賀慶一 議長 これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時43分

開議 午前10時49分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。質問の前に、今月末をもって市役所を退職されます職員の方々に対しまして、長い間、合併前の市町村の時

代から、それぞれの地域の発展のために頑張っていたことに敬意と感謝を申し上げます。

今後もこれまでの行政経験を生かして、菊池市発展のために、さらにご尽力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、道路整備、市道西迫間寺小野線、古川伊倉線、立石野間口線、北宮1号線の整備の状況についてお尋ねをいたします。

市道西迫間寺小野線については、竜門ダム下流域の避難道路としての整備の必要性もありながら、特に、市野瀬の集落内においては未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が出ております。これまでに第1寺小野橋の工事も完了して、部分的には整備が進んでおりますが、まだまだ全体的な整備には至っておりません。今後の整備の計画をお示しいただきたいと思っております。

次に、市道古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線は国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千畳河原への観光ルートとして、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。特に千畳河原のヨシの除去を地元県議のご尽力によって行っていただきましたので、観光ルートとしての必要性も高まっており、早急な整備が期待されております。現在の状況と今後の整備計画をお示してください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は植木インターへの主要な道路であります。道路幅員が狭く、また、用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ておりました。平成26年1月に地元野間口区長様より要望書が提出されておりましたので、私からも質問、要望を続けてまいりました。現在、平成29年度より、七城方面から整備が継続事業として進んでおりますが、これまでの整備の状況と今後の計画をお示してください。

次に、市道北宮1号線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、令和3年第2回定例会において質問させていただきましたが、特に市道沿いに宅地造成工事が行われておりましたので、造成に伴う工事によって、原状復旧では継ぎはぎだらけの市道になると思われましたので、開発業者との連携をとって整備をしていただくように要望をいたしました。おかげさまで、拡幅した部分につきましては、執行部のご理解によって、市道と一体化した道路整備ができましたので、地域住民の方々も大変喜んでおられます。しかしながら、地元北宮区、隣接する菊池みゆきこども園より提出されております宅地造成工事箇所までの畑と納骨堂入り口部分は従前のままであり、幅員も狭く、通行に支障が出て

いる状況であります。令和3年第3回定例会において、改めて要望させていただきましたが、用地交渉を伴う要望につきましては、事業を行う際に早期に工事着手できるように、要望書とともに地権者からの同意書を添付いただくよう、今後は進めてまいりたいと部長答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、西迫間寺小野線につきましては、令和2年度末までに寺小野地区から第1寺小野橋に接続するまでの道路改良工事と橋りょうの架設工事が完了し、狭窄道路の問題点の解消を図っております。

また、第1寺小野橋から市野瀬区までの区間の改良につきましては、現在、着手しているほかの路線の早期完成を目指しておりますので、改良工事の着手につきましては難しいところでございます。

次に、古川伊倉線につきましては、平成26年度より用地交渉を始め、平成27年度から滝集落側より道路改良工事に着手してまいりました。本年度につきましては、生味川に新設の橋りょう工事に伴います延長29.5メートルの詳細設計を行っております。また、大型盛土工などの延長約135メートルの改良工事を進めております。

今後は、橋りょうの新設及び道路改良につきまして計画しております。

続きまして、立石野間口線につきましては、歩道部の段差解消工事を行うもので、平成28年度までに地元協議を終え、施工方法等について同意を得られましたので、平成29年度より工事に着手してまいりました。

本年度におきましては、延長約65メートルの工事が完了しており、今後につきましては、計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

次に、北宮1号線につきましては、面した場所の駐車場整備において、近隣保育園の職員駐車場で利用するとお聞きしておりましたが、現在は、保護者の送迎に伴います園児の昇降場所としても利用されていることについて確認をしております。

今後につきましては、園児の安全を確保するため、市道北原北宮線から駐車場までの狭窄区間について、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 部長の答弁によりますと、市道西迫間寺小野線については、ほかの道路の事業の後になるということですが、本来であれば、あそこは竜門ダムの地域と関連しておりまして、ダム交付金というのが市のほうに一般財源で入っておりますけど、本来であれば、そういう財源を使ってでも、やはり優先的にする地域ではないかというふうに考えております。

今後は、非常に狭い部分が多い状況でございますので、しっかりと検討を改めてしていただきたいと思っております。

それと、北宮1号線については、部長答弁にもありますように、子どもたちの園児の送迎のために使われるということを確認していただいたということですが、造成も非常にその地域の区画も10区画、全部完売したということで、非常に今後新しく住まれる住民の方、それとみゆき保育園の送迎のことによって、非常に園児の命に関わることもございますので、しっかりと地元との交渉をしていただいて、早急に改良ができるように強く要望しておきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それでは次に、電気自動車の急速充電器の設置についてお尋ねをいたします。

国も二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減の実現に向けた取組の一環として、環境に優しい移動手段である電気自動車の普及促進を図っています。ほかの自治体でも電気自動車を公用車として導入し、庁舎等に急速充電器を設置して、日々の業務や災害時における非常用電源等として役立てるとともに、観光客の皆さん、住民の皆さんの利便性の向上に努めておられます。

菊池市でも、これまでに総合体育館等に充電器が設置されておりますが、急速充電器ではないとのことでもあります。今後は脱炭素を目指す国・県としても、車を電気自動車に変えていきますので、充電器設置に対しての補助金等も拡充されてくると思われませんが、市として、特に市庁舎に急速充電器を今後設置する考えがあるか、お尋ねをしたいと思います。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。木下議員のほうから、庁舎に設置する計画はないかということですが、まず、現状についてお答えしたいと思います。

現在、市役所本庁舎及び支所には設置しておりませんが、急速充電設備が道の駅七城メロンドームに2台、道の駅泗水及び道の駅旭志に各1台設置してあります。また、先ほど議員からご紹介ありましたように、普通充電設備につきましては、菊

池市総合体育館に1台設置してあります。

そのほか、参考までに、近隣市町の公共施設への状況についてお話しすると、合志市ヴィーブルと菊陽町役場に1台ずつ、普通充電設備が設置されていると伺っております。

庁舎への設置につきましては、現時点で設置の予定はございませんけれども、今後、次世代自動車の導入に合わせ、一般来客用の充電設備の導入につきましても検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 部長の答弁によりますと、今は設置しておりませんが、検討していくという答弁だったと思います。

市長も、こういう地球温暖化も含めて、先進的なことをやっておることのできると思いますので、市長の考えをお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 電気自動車の時代を迎えるに当たりまして、重要なことだと思いますので、国の動向や先進事例等を注視しながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 前向きに、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、移動販売の現状、特に龍門地区の買物支援、移動販売の現状と今後の拡充についてお尋ねをいたします。

菊池市では、現在、市第三セクター連絡協議会の運営による移動販売車「きく丸号」で旭志地区、泗水地区、七城地区、菊池地区で行われております。移動販売は過疎化、高齢化が進んでいる菊池市にとって重要な事業であります。移動販売は買物難民の支援だけではなく、高齢者の見守り役も担っており、地域に欠かせない存在として定着しております。

移動販売については、令和2年第3回定例会において、高齢化率が進んでいる龍門地区の移動販売の現状と今後の拡充についてお尋ねをいたしました。その当時は龍門地域は民間のスーパーが売上げ等の問題で撤退しておりましたので、地域の方々より移動販売の復活の要望も含め質問をさせていただきました。執行部として

も必要性をご理解いただき、第三セクターによる移動販売のコースに龍門地区を組み込んでいただきました。第三セクターによって再スタートした当時は、穴川、鳳来2か所、寺小野、雪野で販売が行われ、おかげさまで地域の買物支援はもとより、地域住民のコミュニティにもつながっております。その後、「旧丸山商店前」を令和3年10月より新たに追加していただき、拡充も進んでいるようであります。

そこで、確認を含めお尋ねをいたしますが、龍門地区の買物支援、移動販売の現状と今後の拡充についてお示しをいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

きくち観光物産館が行っております移動販売につきましては、議員さんおっしゃいましたとおり、昨年10月から龍門地区の「旧丸山商店前」を移動販売先として新たにコースに追加し巡回しております。

「旧丸山商店前」がコースに追加される以前の令和3年度の一月の平均の売上げは21万4,000円でしたが、10月以降は29万4,000円となっており、一月平均8万円の増加となっております。

移動販売を行っております「きくち観光物産館」によりますと、「旧丸山商店前」で販売が始まったことに対して、地元の方々から感謝の言葉をいただいているとの報告を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 部長の答弁によりますと、丸山商店、前は丸山商店というお店がありましたけど、いろんなことを含めて閉店をされて、その後に、その場所にちょっと広いスペースがありますので、そこに移動販売の車を拡充していただきました。

私もこれまで何回もその移動販売に、龍門地区全地域に随行して状況を確認しておりますけれども、やはり丸山商店の場合は、前の商店のオーナーの方が地域の方々にPRをしていただいて、そのおかげをもって、その販売はもう定着をしているような状況だと思います。おかげで売上げも上がっているということでございますが、私もちょっと随行して気づく点が幾つかありますけれども、今、きく丸号というのが、何か最初、中古車で購入した車でございまして、もう大分耐用年数が来ております。そういうことも含めて、やはりずっと続けていくのには、今の車のままではなかなか困難ではないかなというふうにして私は考えております。第三セ

クターのみでずっと運行していくのもいろんな問題点も出てきているかと思います。

合志市では、社協が中心になって、J Aなんかと協力して移動販売をされているということでございますので、将来的には、そういうことも含めて、やはり第三セクターのみではなくて、いろんな形で広げて継続できるような状況をつくっていただきたいと思いますが、そのことについては何か答弁をいただけますか。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。今後も買物弱者の皆さん方に貢献できるように検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 いずれにしても、現状をしっかりと把握していただいて、せっかく民間が撤退した後をそういった形で市の援助によって第三セクターでやっていただいておりますので、今後も買物弱者、それと地域のコミュニティをしっかりとできるように、検討をしていっていただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時10分

開議 午前11時17分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 次に、山間部の防災の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。

国も防災・減災、国土強靱化を推進しておりますが、特に山間部の多い菊池市においては、住民避難、人命救助などの災害応急対策を迅速かつ的確に遂行できるように努めなければならないと思います。

菊池市においても多くの火災等が発生しており、不幸にも亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

私の地元でも建物火災が発生してしまいましたが、市、消防団をはじめ市の担当職員の方々には迅速な対応をしていただき、大変感謝されております。私も現場で市との連絡等をさせていただきましたが、そのときに改めて感じたのですが、場所

が山間部でしたので、消防車が通りにくい狭い道や、水の確保が十分にできない等の問題を改めて感じたところであります。

先般、1月17日の熊日新聞、山都町の火事の記事に「山間部火災の課題浮き彫り」と掲載されておりましたが、菊池市も山間部は同じ現状であると思われます。

そこで、お尋ねですが、山間部の防災の現状と今後の対策についてお示しをいただきたいと思っております。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

山間部での防災、主に火災の現状と課題ということでお答えしたいと思います。

山間地での消火活動につきましては、防火水槽等の消火水利の老朽化や不足、また、先ほど議員からご紹介もありましたように、道路幅員の狭小による消防用車両の運行や機材の搬入に支障を来し、消火活動に苦勞されている状況にあることは承知しております。

このような現状への対応としましては、林野火災などの際に機材の搬入が難しい場所での消火用機材として、背負式消火水囊等の配備や、山間地に属する消防団に対しては、軽自動車の小型ポンプ積載車の配備を行っております。

また、防火水槽の設置に関しましては、区からの要望を受け、現場の状況を確認した上で、設置が必要と判断した場合には市の負担において設置することとしております。

設置を要望される場合は、用地の確保や要望書の提出が必要となりますので、詳細につきましては、防災交通課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

また、最近火災が非常に多発しており、その多くが屋外での火の使用が原因によるものでございます。今後もさらに消防署・消防団と連携して、火災予防の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 山間地の防災に対するそのいろんな条件が悪いことは、部長の答弁で把握をしているということでございました。

先ほどお話しした私どものほうは、防火水槽がある程度の量しかございませんので、初期消火に使う量というのは限られておりますし、あのときにはもう水が足りませんでしたので、下の川のほうまでずっとホースを引いて消火をしたという状況

でございます。

防火水槽も、今は提供者とか、そういう形のご理解をいただければ、ある程度の大きな防火水槽、埋め込み式ですか、そういうのの設置もできるようでございます。市のほうからも各区長さん方にそういう情報も提供していただいて、できるところからそういう形の条件整備をしていただくようお願いをしておきます。

それと、改めて旭志地域も過疎地域に指定されたということでございます。そういう条件になれば、逆にそういう道の狭いところとか、そういうところの条件整備には過疎債というか、そういうのが使えると思います。

それと、私どもの地域も、辺地債事業でそういう防災とかそういうのの整備には十分使えると思いますので、そういうことも把握をしていただいて、しっかりと対応していただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示され、私はそのときに、特に各支館の地域移管等について、執行部に対して市民への対応について指摘をさせていただきました。

その後も一般質問等で、具体的に廃止となっている重味グラウンド、地域移管の計画の迫間支館について指摘、確認をしておりますが、市の答弁では、本来であれば、各住民の皆様の意見に耳を傾けながら、一つ一つの事情をしんしゃくしながら、合意形成を図りながら、個別の計画を策定して、その全体合意形が全体計画につながるというのが本来であるわけでありますけれど、国のほうから、まず全体を先にやりなさいという指示が来まして、国の示した基準に基づいて、まず全体計画を策定し、その後に個別計画に入ったわけであります。

ただ、個別計画につきましては、これから住民の皆様のお声を聞くわけでありますけれども、慎重な議論が必要だというふうに考えておるところでございます。これからきちんと手順を踏んで説明を申し上げて、合意形成を図っていききたいと答えておられます。

その後、重味グラウンドについては、区長会の説明会に私も参加させていただきましたが、スポーツ施設としての廃止であっても、市民の命を守るドクターヘリのヘリポートとしての重要性、それとイベント等の駐車場としての活用の問題が指摘をされました。

このように、地域にとっては様々な意見があると思われま。今後は避難所、投票所になっている迫間支館についての説明会が行われると思いますが、現在の菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況についてお示しをしていただきたいと思ひます。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、木下議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、重味グラウンドについてですが、重味グラウンドについては令和2年10月に重味地区区長会において、重味グラウンドの利用があつてない旨を説明した上で教育財産を外し、地域移管の方向が最善ではないかと提案をいたしております。

併せて、庁内においても、重味グラウンドを用途廃止にした場合、他の部署での利用希望があるかどうかの調査を行っております。

該当地区の区長様より再度、区長会での説明を依頼されておりますが、現在コロナ感染拡大の状況により延期となっておりますので、落ち着き次第開催してまいりたいと思います。

次に、公民館支館に関する説明の経緯といたしましては、令和2年7月の「菊池市公共施設等総合管理計画、個別施設計画第1期総合版」の公表を受けまして、同年9月に開催しました支館連絡協議会理事会において、支館長や地区長をはじめ、理事の方々に本市の公共施設等総合管理計画策定までの経緯と、併せて個別施設計画では、公民館支館の方針は「地域移管」である旨を説明いたしております。

本年度におきましても、昨年10月に各地区長にもご同席いただき、支館連絡協議会理事会を開催し、改めて一連の経緯並びに個別施設計画の内容についてご説明いたしております。

また、各支館の実情に沿って、個別に合意形成に向けた手続を進める必要があることから、支館の在する地域ごとに区長説明会を開催するなど、より一層、相互理解の促進を図ることとして、ご承認を得たところでございます。

当初、令和3年度内の区長説明会開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の第6波が到来するところとなりまして、開催が困難な状況となりました。

こうした状況を受け、今後、新年度に入り、支館の運営体制並びに各行政区における区長交代等の手続が整った段階で、再度改めて支館連絡協議会を開催し、取組の方向性について認識の共有化を図りますとともに、さらにこれを踏まえて、各支館ごとに区長説明会を開催してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 答弁によりますと、現在コロナ禍で、なかなか区長会等にまだ説明というか、そういう会ができていないということでございますが、私は

この公共施設等総合管理計画の中に、避難所とか、市民の生命を守るドクターヘリの発着場が廃止とか、地域移管とか、そういうのが入っている自体が私はおかしいと思っているわけでございます。

もう皆様もご存じのように、もうとにかく中山間地は非常に現状が厳しい状況でございます。特に迫間支館を考えると、基本的にあそこで地域のコミュニティというのが成り立っているようなところもあります。地域移管になれば、結局、今まで公民館の支館の支館長に市のほうから100万円程度、指定管理料という形でお渡しして、生涯学習事業も含めてやっていただいております。それを地域移管にすれば、地域の人たちが自分たちで負担をして、その迫間支館を管理運営するという形になれば、戸数で計算しても、1戸当たり何千円かの負担を出して、支館を維持するという形になると思うんですね。そういうことが現実的に可能であるかと考えただけでも、絶対不可能であります。人口も減っております。高齢化もどんどん進んでおります。逆に、ああいう地域にはやっぱり行政のほうから支援をして、そして、やっぱりそういう避難所、また、コミュニティの場所を維持していただくように、逆をお願いをするようなことが私は必要だと考えるわけでございます。本当に区長さんとか、そういう人たちの今後しっかりとした意見を聞いて、そして、本当にやっぱりアンケートとか、そういうのを取っていただいて、地域の住民の末端までいろんなその考えが浸透して、また、その意見をやっぱり吸い上げていただきたいと思います。このことについては、この計画を出しておられます市長のほうに、やっぱりそのことも含めて、現状をもっと見ていただきたいと思います。そのことを含めて、市長に答弁をいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 まず、私のほうから全体的なところの計画についてご説明したいと思います。

現状の個別施設計画は、「施設本来の用途」を基準に将来の方向性を示したものでございます。

このため、個別施設計画では、避難所などの別用途での方向性は定めておりません。別用途での使用につきましては、それぞれの分野の条件などを整理し、総合的に検討を行う必要があると考えております。

避難所などの別用途としても利用している公共施設の個別施設計画を推進する場合は、庁内関係各課、また、関係機関と連携を図りながら、利用者などの意向も踏まえ、丁寧な説明を行いながら、合意形成を図っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

今、部長も触れましたけども、そもそも今、私どもがこれまで進めてきたやり方は、令和3年6月の定例会でも申しましたとおり、個別施設計画というのは、市側の一定の考え方、基準の下で、一つのたたき台として策定しておりまして、行政の視点で策定したものであります。

今後、これをベースに、利用者などとの意見を重ねる際には、現時点だけではなくて、次世代への負担も重要な視点の一つとして考えて、バランスを取った検討をしていくことは大切だというふうに考えております。

個別の説明では、きちんとした手順を踏んで、利用者の皆様の事情も酌み取りながら、また、今の将来負担等も念頭に置いて、コスト面も含めて、丁寧な説明を行いながら、合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 将来的な負担については、やはり行政として優先順位があると思うんですよ。やはりこういった形の避難所とか、ドクターヘリのヘリポートとか、そういうのは市民の命を守る最優先な課題だと思うんですね。ですから、ほかのいろんなイベントとか、そういうことも必要性はあります。重要性もあります。しかしながら、優先順位が一番だと思うんですよ。だから、そういうことをする前に、じゃあこれは削減したほうがいいのかという形の考えが私は絶対に必要だと思いますので、それと、やはり地域住民の声をしっかりと末端までちゃんとアンケート等を取っていただいて、現状をきちんと把握した上で遂行していただくようお願いして、次の質問に移ります。

それでは次に、国道387号沿いの追尾型太陽光発電施設についての陳情採択後の対応について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで地元説明会が開催されましたが、地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

今回も引き続き、令和2年第4回定例会で迫間地区における太陽光発電施設についての陳情が全会一致で採択されていることを踏まえ、執行部としても重く受け止めて対応しておられると思いますが、これまでの地元説明会での地域住民からの要

望、確認等について、その後の状況を詳しくお答えいただきたいと思います。

また、一般質問通告後の2月22日の正午頃、豊間地区の追尾型太陽光発電施設15基のうち1基が倒壊しました。テレビ等でも大きく報道されましたので、皆様もご存じだと思います。地元の方も熊日新聞の取材に対して、風が吹くと恐ろしくて安心して暮らせないと答えられ、そのことが掲載されており、私にも多くの市民の方より不安の声が届いております。市としても市民の命を守る観点からも、原因究明を含め対応されていると思いますが、現在の状況を詳しくお示しいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 改めまして、こんにちは。それでは、木下議員のご質問にお答えさせていただきます。

木下議員のほうからは毎回、一般質問の中でこれまでの経緯をご説明してきたところでございます。前回の議会以降の対応状況についてご説明をいたします。

本市環境基本条例に基づきまして、関係地域住民の皆様及び開発事業者双方における協議が整いますよう、市が仲介役となり、市主催による第3回目の協議会を昨年12月24日に開催しております。

なお、現状といたしましては、双方の考え方に隔たりがございまして、協議が整うまでには至っていない状況でございます。

市といたしましては、これまで行ってまいりました協議内容等を踏まえ、引き続き双方における話合いの場を設けながら、協議の進展が図られるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、2点目で、この前の倒壊を受けて、市の対応はどうかというご質問でございます。

市の対応状況については、まず市への連絡がございまして、すぐに現地確認を実施しております。その後、事業者に対して原因等に関する状況確認のための情報提供を依頼いたしました。現時点ではございますけれども、関係機関による確認等が実施されている段階でございまして、詳細な情報等の把握までには至っていないという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 改めて、幾つか質問をしたいと思うんですが、今回の倒壊について、太陽光発電所については、FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置

義務があるということですが、そのことについて、市として確認をされているのか、お尋ねしたいと思います。

それと、その標識と柵等について、適切に設置していないと、認定取消し等の対象になるということもあると思いますが、その経済産業省・資源エネルギー庁にそういうことも含めて確認をされたのか、お尋ねしたいと思います。

それと、私も市のほうに伝えているということですが、地域住民が原因がはっきりするまでは、普通は送電は停止するべきではないかということが地域住民から声が上がっていると思いますが、そのことについて声が届いているのか、お聞きしたいと思います。

それと、昨年の8月の大雨のときに東側斜面の崩落がございました。市道を塞ぐ事故が発生しておりますけど、その後、崩落したのり面がビニールシートを張っている状態で、もう3月になりましたので、また梅雨の時期が来るという地域住民の心配もございますので、その後ののり面の整備計画については確認をされているのか、お聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 では、木下議員の豊間の件ですよね。豊間の件についてのご質問でございます。

この前の対応の後からというところで、その後の先ほど説明しました対応状況と併せて、市の対応といたしましてというところでお答えしたいと思います。

まず、関係機関による確認とか実施されている段階というところで、本市につきましては権限もないため、太陽光発電設備設置事業者に対しまして、原因等に関する状況確認のための情報提供を依頼しております。こうした事故原因などを検証する機関といたしましては、経済産業省の出先機関であります九州産業保安監督部がございまして、発電事業者から事故の報告があった場合、この部署で調査実施の有無を判断されるというふうになっております。事業者に対しましては、九州産業保安監督部への報告の有無について、状況確認のための情報提供依頼をしているところでございます。

また、太陽光発電事業の認可、これに関しましては、九州経済産業局の所管部署の業務となりますので、現在は関係機関による確認等が実施されている段階というところで、適宜情報収集を図っている状況でございます。

次に、斜面の崩壊についてというところでございます。

斜面の崩壊についてということで、きちんとした報告は頂いていませんけれども、これについては、地元説明をやるということで業者のほうからはお伺いをしたとこ

ろではございます。時期的なものとしたしましては、年度末明けにはやりたいというようなことを聞いているところでございます。

以上、報告いたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 これまで、言うなれば、柵塀っていいですか、そのちゃんとした、きちんとした安全対策を含めた柵をするようにということについては、私も何度も執行部のほうには申し上げていたと思います。

ここで、改めてちょっと資料があります。標識、柵塀の設置義務違反に関わる取締りについて、こういう資料が2019年2月25日には出ているわけですよ。その事例をずっと見ますと、違反になるかというのは、ちゃんとこれですぐ確認ができるんですよ。ですから、市民のやはり命を守ることを最優先だと思います。ですから、このことについては、市民が本当に困ってらっしゃるんですよ。そのことも含めて、市長の今度の施政方針を見ましたところ、令和4年度には太陽光のことには全然触れておられません。令和3年のときには、自然環境と安全についてという項目の中で、現在問題となっている太陽光発電設備の設置及び維持管理等については、引き続きその解決に取り組むとともに、問題の発生を未然に防止できるよう、事業区域及びその周辺の地域における災害の防止、良好な景観、生活環境の保全及び市民の皆様の安心・安全を確保することを目的に、許可制の導入を内容とした条例の制定を進めますという、ちゃんと施政方針の中にうたっています。

しかしながら、令和4年度の施政方針の中には、太陽光のことは触れておられません。もう本当に地域住民がどれだけやっぱり不安になっているかということは、もう十分理解はされていると思いますので、今後の対応も含めて、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 太陽光問題に対する私の考えを述べよということでございます。

これまでも何度もお伝えしているところでございますけども、これまでの協議等を通じまして、まず地域住民の皆様が大変大きな不安感を抱えていらっしゃるということは私も感じているところでございます。

今、ご心配の向きがありました、例えば柵の点検等々につきましては、住民の皆様から声が上がれば、必要に応じて、またそれを監督官庁のほうには伝える仲介はしたいというふうに思っておるところでございます。

また、本件最終決着のために、これまで私どもも尽力してまいりましたが、

地域住民の皆様と開発事業者、両者間で大変膠着した状況が生じておりましたので、本来、これは事業者により行われるべき説明会ではありますけども、市が仲介役となりまして、双方との面談内容等を踏まえて、これまで3回にわたる協議の場を設定しながら、粘り強く話し合いを続けるという形で、市としてもなし得る最大限の努力を行ってきているところでございます。

引き続き、事態の解決に向けまして、双方における協議が整いますように、今後とも引き続き全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長の全力を尽くして対応するというところでございますので、もうしっかりと私たちも期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

令和2年の第4回定例会で、迫間地区における太陽光発電施設についての陳情、福祉厚生常任委員会で付託され、全会一致で採択をされております。今回は所管の福祉厚生常任委員会には改めて現地調査等をしていただき、また、協議をして、調査をして、しっかりと市民の負託に応えるような対応をしていただきたいと思います。委員会についてはよろしくお願ひして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○大賀慶一 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、3月18日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午前11時50分

第 6 号

3 月 1 8 日

令和4年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和4年3月18日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 第2 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第2号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第2号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（19名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光

9番 猿 渡 美智子
10番 松 岡 讓
11番 荒 木 崇 之
12番 柁 原 賢 一
13番 工 藤 圭一郎
14番 城 典 臣
15番 大 賀 慶 一
16番 水 上 彰 澄
17番 二ノ文 伸 元
18番 泉 田 栄一朗
19番 木 下 雄 二
20番 山 瀬 義 也

欠席議員（1名）

5番 平 直 樹

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
教 育 部 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	木 下 徳 幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久 川 知 己
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	水 上 孝 道
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙	

管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	松 永 哲 也
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	安 武 邦 男
監査委員事務局長	宇野木 洋 一

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議 会 係 長	笹 本 聖 一
議 会 係	西 山 美 紀
議 会 係	吉 岡 結 加 里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末253～274頁参照）・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 日程第1、去る2月24日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第2号から議案第28号までについて、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任副委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 総務文教常任副委員長 おはようございます。総務文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案6件、議決案3件の9案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第2号については、執行部より、本案は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係る人事院規則の改正に伴い、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、育児休業が取れるように要件緩和をすることのだが、現在の実績はどれくらいかとの質疑に対し、執行部より、女性職員は産休等も含めて10人前後である。男性職員については、令和3年度は1人が約3か月取得しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、育児休業はできる限り積極的に取ってもらえるようにしていく必要があると思うが、どう考えているのかとの質疑に対し、執行部より、職場の

環境整備も含めて、職場内のサポートや業務の配慮等も必要になると思うので、制度の周知と職場での理解を深める取組について努力したいとの答弁がありました。

次に、議案第5号については、執行部より、本案は、消防団員の処遇改善による団員報酬の見直し、出動報酬の創設に伴い、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、処遇改善が行われることはとてもいいことだと思うが、団員の数はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、今現在が1,552名であり、団員数は減少傾向にあるとの答弁がありました。

また、委員から、出動報酬が追加されたということは、一人一人出動状況のチェックを行うのかとの質疑に対し、執行部より、チェックは各分団長で取りまとめて、市へ報告いただく方法で考えているとの答弁がありました。

次に、議案第23号については、執行部より、本案は、第3次菊池市総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定するに当たって、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例及び菊池市総合計画策定条例の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提出するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、第3次総合計画を策定するに当たって、第2次総合計画の分析はどのように行ったのかとの質疑に対し、執行部より、第2次総合計画をベースに、第3次総合計画の策定を行った。その中で前期から引き継ぐもの、また第3次で新たに出てくるものについて、行政側と市民の意見を踏まえながら検討を行った。移住定住やSDGsの考え方について、前期を踏まえて新たに取り入れているとの答弁がありました。

さらに、委員から、計画を立てて結果を出していくのは難しいと思うが、分析を踏まえて次のステップに行かないといけない。また、第3章第2節に掲げている横断的に取り組む項目というのは、いろんなところで効果が出てくると思うので、重点的に行ってほしいとの意見がありました。

また、委員から、策定に当たっては審議会を7回開催したとのことだが、策定審議会委員は何人でそのうち女性は何人参加していたのかとの質疑に対し、執行部より、委員は20人でそのうち8人が女性であるとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第2号について、男性の育児休業の取得率が低迷しているという現状にあって、条例改正しても使わなければ意味がないので、申出のあった職員に対してはぜひとも取れるように、また、声かけもして条例が生きるようお願いしたいとの意見があり、また、議案第6号について、今回、入学準備金の制度を取り入れたことは、経済的に厳しい家庭にとってはとてもよいことと評価する。

ただ、保護者や子どもへ十分知らせていく必要があるため、周知の仕方は工夫してほしいとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第2号から議案第7号及び議案第23号から議案第25号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員長報告とします。

○大賀慶一 議長 次に、福祉厚生常任委員長、坂本道博議員。

[登壇]

○坂本道博 福祉厚生常任委員長 おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案2件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第8号については、執行部より、本案は、新たに不燃ごみ袋の極小を作製することに伴い、条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今回不燃ごみ袋の極小を作るとのことだが、自治体によっては、買い物袋にステッカーを貼って出せるところもある。そういったことが可能か。コスト的にどちらが安いのかとの質疑に対し、執行部より、コスト的にどちらが安いかというのは、比較していないとの答弁がありました。

次に、議案第9号については、執行部より、本案は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第8号及び議案第9号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、福祉厚生常任委員長報告とします。

○大賀慶一 議長 次に、経済建設常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 経済建設常任委員長 改めまして、おはようございます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案1件の2案件です。

現地調査を踏まえ3日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果につ

いて報告します。

初めに、議案第10号については、執行部より、本案は、菊池市七城多目的研修センターを貸付けするに当たり、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、過去3年間の七城多目的研修センターの利用状況はとの質疑に対し、執行部からは、平成30年度は乳幼児健診で月に一、二回利用していた。また、つどいの広場では週5回、年間では241回利用していた。乳幼児健診は、令和2年5月以降、泗水のこども健診センターへ移行したため、利用していない。支所が多目的研修センターに移ったことにより、つどいの広場は8月31日から老人福祉センターに移行しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、つどいの広場の利用者の声について調査したのかとの質疑に対し、執行部からは、利用されている方に対してアンケート調査を実施しており、老人福祉センターで行うことに関して不満等の意見はなかったとの答弁がありました。

また、委員から、菊池市老人福祉センター条例の中で認めており、目的外使用にはならないということよいかとの質疑に対し、執行部からは、老人福祉センターは、条例にもうたっているとおり、老人に対しての各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設として設置しているものであり、ここでつどいの広場を実施することは、高齢者と乳幼児の世代間交流など、高齢者の心身の健康づくりにつながるものと考え利用を許可している。また、条例第6条第1項では、老人福祉センターを利用できるものは本市に住所を有する60歳以上の者及びその介護人とする。第2項では、市長は前項に掲げる者の利用に支障がないと認めるときは同項以外の者の利用を認めることができるとあるので、つどいの広場で使用することは条例上問題がないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第26号については、執行部より、本案は、新たな市道路線を認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、市道路線の認定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、大琳寺4号線の拡幅計画の内容はとの質疑に対し、執行部からは、令和2年度に大琳寺区より整備の要望書が出ている。本地域は、立地適正化計画においても居住誘導区域となっており、宅地化を進めたいところである。整備を行うことで地域の住環境はもとより定住化促進などの地域活性化にもつながるものと考えているとの答弁がありました。

議員間討議では、まず、議案第10号について、地元区長会等への説明責任を果

たしているのか。老人福祉センターは、老人の福祉のための施設であり、条例を見れば目的外の使用には許可しないとなっている。関係者との調整不足も感じられ、時期尚早だったのではないか。シルバー人材センターを急いで移転させる必要があるのかとの意見や、条例を改正するに当たってのそれぞれの手順や内容について、個別施設計画での用途廃止や、つどいの広場の利用者アンケートなど、必要なことをやってきている。執行部の説明にあったように、老人福祉センターでつどいの広場を行うことは、条例上問題ないと解釈しているなどの意見がありました。

次に、議案第26号について、橋りょうを含む市道路線の認定については、多くの予算がかかるものであり、必要性や費用対効果などを検証し見極めながら、認定の判断を行っていく必要がある。橋りょうを造って、それが他のところにもどのように影響を与えていくのか、それをどのようによいほうにつなげていくのか、考えていく必要がある。上下水道などの設備を整えやすいところには道路整備を行って、その道路を活用し住宅整備ができるようであれば、安全面を考慮しながら進めていく必要があるなどの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第26号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

議案第10号については、委員より、あまりにも早急にやり過ぎて、やるべきことをやっていない。住民に対する説明責任を果たしていない。子育て事業として地域密着型の事業が行われていた上、新年度予算においても事業を実施するところで計上してあるのに、その事業を実施する場所をなくすという形の議案である。つどいの広場が老人福祉センターに移ったことは、違法でないにしても解釈の範囲であり、後づけの理由である。つどいの広場は、もともと多目的研修センターで実施されていたのだから、それをまず元に戻すことが先であって、廃止してその後の利活用というのなら、地域の方々に説明が必要ではないかとの反対討論がありました。

また、委員より、平成30年度に策定された個別施設計画において、将来の方向性は廃止とされている。主たる利用者はつどいの広場であり、そのつどいの広場を老人福祉センターで実施するということに対して、老人福祉センターとしても、つどいの広場のアンケート結果としても不満や苦情等はなかったとのことである。健康診断などの事業も泗水のこども健診センターで行われており、今後、有効な利活用が見込めないことから、今後の維持管理を考えると今回の条例改正は必要である。老人福祉センターでつどいの広場を行うことは、老人福祉センターを利用されている高齢者と子どもの交流を図ることで事業の相乗効果が得られる。老人福祉センタ

一条例では、本来の利用者の利用に支障がないことから、つどいの広場の利用を許可したということであり、問題ない。多目的研修センターの用途を廃止することで普通財産となることから、行政用途に限定されることなく広く利活用できる可能性があるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第10号については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

当委員会の決定について、以上のとおりご報告申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

○大賀慶一 議長 次に、予算決算常任委員長、松岡譲議員。

[登壇]

○松岡譲 予算決算常任委員長 おはようございます。

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第11号から議案第22号、議案第27号及び議案第28号の14議案です。

2月24日及び3月15日に予算決算常任委員会を、3月3日、4日及び7日、8日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載いたします。

初めに、議案第11号については、そのほとんどが事業実績または見込額の確定による減額補正であり、そのうち主なものを申し上げます。

まず、執行部より、一般管理費の特別活動事業238万7,000円の減額については、新型コロナの影響により、各種会議や意見交換会等が中止となったことによる旅費及び交際費の減額が主なものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、意見交換会等を中止したことに伴う減額という説明があったが、今後はコロナが長引くことも考えられる。直接会わなくてもリモートで意見交換会を行うなどの体制ができているため、中止ではなく実施する方向で進んでいくとの認識でよいかとの質疑に対し、執行部より、現地に行く必要があるものもあり、旅費等の予算計上を行うが、ウェブでできるものについては、ウェブ開催での方法も考えながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、執行部より、財政調整基金繰入金7億3,498万4,000円の減額については、財源調整分として見込んでいたが、市税が当初見込みより増収となることや、地方交付税の追加交付等による歳入の増及び事業費確定等による歳出の減の

影響により、繰入れが不要となり減額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、財政調整基金繰入金は12月議会で10億円減額して、さらに今回7億円ほど減額しており、結局、財政調整基金繰入金は当初の18億円近い金額から実際使ったのは1,800万円ほどであまりにも差が大きいが、執行部の見解はこの質疑に対し、執行部より、12月補正での10億円の減額は交付税を低く見過ぎた事情があった。そのことは反省すべき点である。今回の7億円の減額の主なものは、市税の増収がある。ただし、市税が増えたというよりも、令和3年度当初はコロナの影響で市税を抑えて見込んでいたものが、通常ベースまで税金が入ってきたため、財政調整基金繰入金が必要なくなったものであるとの答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の医療費助成事業については、執行部より、子ども医療費の決算見込みにより、311万7,000円を減額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、子ども医療費の額は例年と比べてどうかとの質疑に対し、執行部より、コロナ禍で受診控えの影響と思われる、令和2年度、令和3年度は減額しているとの答弁がありました。

次に、農地費の農業競争力強化基盤整備事業については、執行部より、七城北部地区基盤整備事業等について、国の補正予算がついたことに伴う県営事業負担金として、1,101万9,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、同意率の向上や相続のことが問題となるが、ここで整備事業を断念すれば、10年後は耕作放棄地になってしまう。本来は地権者が行うべきものだが、高齢者が多くてできない。こうした地域を守っていくためにどうすればよいのか、みんなで考えていかなければならないとの意見がありました。

次に、議案第12号菊池市国民健康保険事業の特定健康診査等については、執行部より、特定健康診査、特定保健指導による受診の増加のため、529万9,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、コロナが蔓延してからは、健診を受ける人が減っていると記憶しているが、令和3年度は、健診を受ける人が増えたということかとの質疑に対し、執行部より、昨年度は低迷していたが、今年度は、未受診者へのコンタクトや、健診の呼びかけ等を行ってきたため、受診の増加につながっているとの答弁がありました。

次に、議案第17号中、その主なものを申し上げます。

まず、文書広報経費について、委員から、ホームページのリニューアルを行うために730万円程度増額になったとのことだが、どういう戦略の下にリニューアル

するのか。また、現在のアクセス数はどの質疑に対し、執行部より、現在のホームページは行政サイトと観光サイト、移住定住のサイト、菊池一族のサイト、キクロスのサイトとそれぞれに契約して保守管理をしていた。今回、一本化して取りまとめを行うためのリニューアルで、今後5年間について進めていくものである。昨年度の行政サイトのアクセス数は5万1千4,897件、観光サイトが3万6,365件であり、閲覧数にかなりの差が出ているため、これを見直すために一つにまとめるものであるとの答弁がありました。

次に、防災行政無線等整備事業について、委員から、戸別受信機の地区別の数はどの質疑に対し、執行部より、計画では菊池地区が1,446台、七城地区が264台、旭志地区が212台、泗水地区が745台であるとの答弁がありました。

また、委員から、戸別受信機の貸与の対象者が75歳以上で防災行政無線情報の受信ができない方となっているが、スマートフォンを持たない方ということかとの質疑に対し、執行部より、スマートフォン等をお持ちでない方や、持っても電波の状況が悪く自宅で受信ができない方などを対象者と考えているとの答弁がありました。

次に、公共施設等整備事業について、委員から、公有財産購入費2,389万6,000円で商工会跡地を購入することのことだが、建物はどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、商工会で建物を取り壊されて、更地になってから購入するとの答弁がありました。

さらに、委員から、購入した後の跡地利用はどのように考えているのかとの質疑に対し、執行部より、市役所の駐車場としての利用を考えているとの答弁がありました。

また、委員から、商工会跡地の駐車台数の見込数はどの質疑に対し、執行部より、47台と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、市内3高校魅力化推進事業について、委員から、菊池高校拓志館で学習塾を行うということだが、大学進学目標設定はどの質疑に対し、執行部より、令和4年度については、塾生が45名程度入ったとして、目標としては国公立大学、難関私大へ15名程度の合格を目標設定としているとの答弁がありました。

さらに、委員から、まずは地元の各高校へ優秀な生徒に入っただき、菊池市は奨学金制度も充実しているため、そこに結びつけて進学率を上げてほしいとの意見がありました。

次に、高齢者福祉費の高齢者保健・介護一体的実施事業の認知症予防共生PFS事業委託料について、委員から、どのような流れで事業を始めるのかとの質疑に対し、執行部より、この事業は自動車学校と連携して、高齢者の免許更新のときの認

知症のテストで、軽度認知症疑いの方に対して、認知症の予防教室への参加を促したり、教室の終了後には認知の機能の維持のために、通いの場として人が集まるところにつなげることで認知症の予防を図るものである。この事業については、公募型のプロポーザルで委託する事業者を選定する予定である。事業の効果は、参加対象者が何年後まで認知機能を保っているかで判定したいと考えており、3年の継続事業で実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、母子衛生費の母子保健事業について、委員から、特定不妊治療費補助金・一般不妊治療費助成事業補助金は、どれくらいの人数を想定しているのか。また、国の政策でも不妊治療に力を入れるということだったが、どうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、特定不妊治療費補助金については10人、一般不妊治療費助成事業補助金については、夫婦1組につき年間5万円の助成になり、12組の夫婦に対しての予算を計上している。国の方針では、令和4年4月から不妊治療が保険適用になる予定であるとの通知が来ているとの答弁がありました。

次に、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、委員から、3回目のワクチン接種率はどれくらいかとの質疑に対し、執行部より、3月3日午後5時現在、12歳以上の方の3回目のワクチン接種率は39.9%である。65歳以上では2月末現在83.1%であるとの答弁がありました。

次に、ブランド推進費のブランド推進事業について、委員から、九州のお米食味コンクール運営協議会への参加自治体は増えているのかとの質疑に対し、執行部からは、一昨年の8月に運営協議会を設立し、2年間にわたり加入促進を行ってきた中で、令和4年度は県内の南関町と多良木町が加入する方向で検討されているとの答弁がありました。

さらに、委員から、品評会でグランプリを受賞したら、米の値段が上がる等のメリットはあるのかとの質疑に対し、執行部からは、菊池米食味コンクールのときは商談の取引をしており、1事業者が110俵、もう1事業者が25俵の商談をしている。価格的には1事業者が1俵3万3,000円、もう1事業者が1俵7万5,000円という高価格で取引がなされているとの答弁がありました。

次に、観光費の地域活性化起業人負担金の詳細はどの質疑に対し、執行部からは、菊池市では初めての取組で、国の制度を利用し、民間の知見やノウハウを観光振興に活用するため、JTBに2年間の人材派遣をしていただき、旅行商品の開発・造成や既存コンテンツの磨き上げ、販路開拓等の業務に当たっていただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、公園費の花房坂周辺公園整備事業について、花房坂公園に面している国道敷の竹について、県とどのような協議をしているのかとの質疑に対し、執行部から

は、県は、現時点での伐採計画はないとのことであるとの答弁がありました。

また、かわまちづくり事業の工事はどこがしているのかとの質疑に対し、執行部からは、国土交通省の菊池川河川事務所が行っているとの答弁がありました。

次に、議案第22号については、営業収益の他会計負担金及び営業外収益の他会計補助金について、市の一般会計から5億5,569万4,000円の繰入れを受けているが、不足しているのかとの質疑に対し、執行部からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、下水道使用料の見直しの時期に来ているのではないか。そのためには、使用料が地域や処理形態によって違うため、統一しなくてはならない。統一はできたのかとの質疑に対し、執行部から、庁内で協議しており、現時点の予定では、令和5年から審議会を立ち上げて現状の把握等に努め、まずは使用料の値上げを含め、使用料の統一を図っていききたいと考えているとの答弁がありました。

議員間討議では、不妊治療について、今年4月から保険適用になるということで、晩婚化している現在、不妊治療で多くの方が苦しんでいる。4月からの保険適用を周知すべきである。また、市の特定不妊治療費補助金・妊婦健診補助金・一般不妊治療費助成事業補助金などの増額を行い、不妊治療されている方に手厚くすることが大事だと思う。不妊治療については、年齢も柔軟に考えてほしい。不妊治療をされている方は多額の費用がかかるので、行政の支援は本当に助かると思う。周知の方法について、広報や防災行政ナビなどを使って、市役所や病院に行っていない、悩んでおられる方にも届くような周知の方法を考えていただきたいとの意見がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業について、3回目の接種率が全体で現在39.9%、65歳以上が83.1%とのことだった。接種していれば罹患しても重篤化しないと思う。全体の39.9%は低過ぎると思うので、3回目の接種が進むようにしていただきたいとの意見がありました。

また、施政方針で子育て支援の充実などを打ち出しているが、予算が例年とほとんど変わっていない。国がするからやるというのではなく、これだけはやるというのを決めて、個性ある政策を打ち出していきたい。全庁的に職員から意見が出て、それが具現化するような予算であってほしいとの思うとの意見がありました。

また、年々扶助費が増えている現状で、昨年から生活保護費の中の医療費が増えていることから、健診事業や予防医療の予算がもう少しあってもよかったのではないかと思う。健康教室なども行われているので、もっと参加率を上げるということを進めていくべきかと思うとの意見がありました。

また、ロシアとウクライナの問題で穀物価格と燃料価格が高騰してきている。こ

れから、本市の基幹産業である農業が大打撃を受けるような大波が来ると考えられるので、対策を検討しておかなければならない。本市の基幹産業は農業であるので、しっかりとした農業予算をつけて付加価値を高め、生産者の所得向上に努めることが大事である。今、産地偽装が問題となっているが、ブランド化を進めた行政の責任として、こうしたことが起きないようにしっかりと監視等を行ってほしい。中山間における基盤整備については、同意率や相続のことが大きな問題となっており、役所やJAの退職者等を雇用し対応に当たらせるなど、早期に基盤整備ができるよう進めていく必要がある。下水道使用料は不足しているので、上げていく必要がある。上げるためには、議会や市民に説明し納得させなければならない。本気で進めていかなければ、若い人たちを呼び込むことはできないなどの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、市内3高校魅力化事業で、学習塾の開催地がなぜ菊池高校なのかという議論はなかったのかとの質問があり、総務文教分科会長より、執行部からは、まず初年度は取りかかりということで、当面、菊池高校の拓志館で実施して検証を行い、場所の変更が必要であれば行いたいとのことであったとの答弁がありました。

また、委員より、花房坂周辺公園整備事業については、平成30年6月議会に別の場所を公園とする計画があり、測量設計委託料1,192万円を可決しているが、その予算が無駄になったという議論はなかったのかとの質問があり、経済建設分科会長より、執行部からは、いろんな意見が出た中で紆余曲折があったが、最終的には今回の場所となった。結果的には無駄な部分も出てきたかもしれないが、できるだけ住民の意向に沿った形で進めていきたいとの説明があったとの答弁がありました。

また、委員より、地域子育て支援事業ひなたぼっこについて、利用者にアンケートを取ったとなっているが、利用者が対象者なのか確認はあったのか。また、アンケートの内容についての確認はできていたのかとの質問があり、福祉厚生分科会長より、利用者対象者が一致しているのかの確認はしていない。また、アンケート調査の内容は確認していないとの答弁がありました。

さらに、委員より、老人福祉センターで地域子育て支援事業を行っているが、補助金の返還ということになってはいけないので、老人福祉センターの設置条例の目的等の確認はできていたのかとの質問があり、福祉厚生分科会長より、施設の目的外使用に関する協議を行っているかについての確認は行っていないとの答弁がありました。

また、委員より、後期高齢者医療費事業について、被保険者の保険料はどのくらい上がるのかについて、どのような論議があったのかとの質問があり、福祉厚生分科会長より、保険料は具体的に年間幾ら増額になるのかという質疑があり、一つの例として、国民基礎年金を年間78万円程度もらっている方の場合、今まで1万5,100円の保険料が1万6,200円になり、年間1,100円ほど増額になるとの答弁があったとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第11号から議案第16号、議案第21号及び議案第22号、議案第27号及び議案第28号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第17号については、委員より、コロナ対策に関して市独自の支援が不十分であること。コロナ感染対策の拡充を図ること。高過ぎる国民健康保険税に対して一般会計からの法定外繰入れを行って保険料の引下げを行うことなど、暮らしを支える施策が不十分であると考えたとの反対討論がありました。

次に、議案第18号については、委員より、国民健康保険税が高過ぎる。基金の活用や一般会計からの法定外繰入れを行って、コロナ禍の今こそ引下げを行うべきとの反対討論がありました。

次に、議案第19号については、委員より、本制度は、年齢で高齢者を差別し、給付の抑制や本人負担を増やす問題のある制度であるとの反対討論がありました。

次に、議案第20号については、委員より、第8期の保険料においては引下げが行われたが、まだまだ保険料が高過ぎる。サービス給付という点でも昨年8月から補足給付が改悪され、市町村民税の非課税世帯の食費負担の引上げなど自己負担が増えているとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第17号から議案第20号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、予算決算常任委員長の報告とします。

終わります。

○大賀慶一 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時44分

開議 午前10時51分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっております。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで質疑を終わります。

これから、委員長報告が否決であります、議案第10号並びに議案第28号を除き討論を行います。

議案第2号から議案第9号及び議案第11号から議案第27号までの25案件について、討論はありませんか。

まず最初に、原案に反対の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第17号から第20号、議案第23号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第17号、令和4年度菊池市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

コロナ感染拡大が始まり2年以上がたちました。国の来年度予算は、不十分な新型コロナ対策、社会保障削減路線の継続と、軍事費大拡大予算となっております。こうした下で、住民の命と暮らしを守る地方自治体の役割がますます求められています。この点に照らして、ワクチン接種や感染予防対策の施策は計上されておりますが、また、高齢者の情報弱者が誰一人取り残されないように、戸別受信機の貸与事業の予算計上など評価できる点ではありますが、全体として、コロナ禍、物価高の影響で市民の暮らしとなりわいを支える内容ではありません。

コロナ対策に関しても、感染予防の決め手となる医療機関や高齢者施設等への市独自の検査の実施、コロナ禍で苦境に立たされている地元業者への市独自の直接支援の実施など、やるべき施策への予算が計上されておられません。

暮らしを支えるという点でも、コロナ禍で生活保護の相談者が増えているということが福祉厚生分科会の審査でも明らかとなりましたが、扶助費の予算は従来どおりであります。また、高過ぎる国民健康保険税に関しても、法定外の繰入れや基金の活用で引下げを行っていくべきであります。

国の2020年度地方財政計画では、地方創生臨時交付金をはじめ、様々な国からの予算措置も一定程度は確保されております。生活困窮者対策など住民の声に基づいた真に必要な事業の活用が必要です。

また、2020年度決算時において、60億円を超える財政調整基金についても、高過ぎる国民健康保険税の引下げなど市民の暮らしの負担軽減に活用していくべきであります。

最後に、本予算の内容として、二つの指摘をしておきます。

一つは、マイナンバーカード関連の予算についてです。

当初予算でも国の推進により本市においても多額の予算を使い、カード普及を推進しようとしています。マイナンバーの危険性、問題点については、これまでも繰り返し述べてきましたので、今回は述べませんが、このような問題点を抱え、多額の税金を毎年執行している状況は認められません。

二つ目は、部落解放同盟への補助金の支出についてです。

2022年度は、21年度と比較すると若干の減額となっておりますが、2020年度の決算においても指摘していますが、適切な予算規模とは言えません。

以上の点を述べまして、議案第17号の反対討論とします。

次に、議案第18号、令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、国民健康保険税が高過ぎることです。本定例会の一般質問でも述べましたが、国民健康保険の世帯の所得は100万円未満が約6割、200万円未満になると8割となります。執行部の答弁でも市民にとって負担は重いとありました。基金の活用や一般会計からの法定外繰入れも行って、18歳以下の子どもの均等割の市独自の支援も行き、コロナ禍の今こそ引下げを行うべきであります。

以上の理由から、議案第18号には反対とします。

次に、議案第19号、令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本制度が年齢で高齢者を差別し、給付の抑制や本人負担を増やす問題のある制度であるからです。本制度の下、今年10月からは75歳以上の高齢者医療費の自己負担が一定の所得以上の人、2割負担となり、このことを前提とした予算となっております。また、令和4年度の予算では保険料が値上げされています。これ以上の負担は認められません。

以上の理由から、議案第19号には反対とします。

次に、議案第20号、令和4年度菊池市介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、第8期の保険料においては引下げは行われましたが、まだまだ保険料が高過ぎるという点であります。サービス給付という点でも、昨年8月から補給給付が改悪され、市町村民税非課税世帯の食料費負担の引上げなど、自己負担が増えています。また、要介護者は増えない下で、要支援者認定者は大きく増加するなど、介護保険利用者が必要な医療、介護サービスが受けにくいとの指摘が全国から上がり、認定システムを根本から変える必要があることを地方から国に対して強く要望を上げるべきです。

以上の理由から、議案第20号には反対とします。

次に、議案第23号、第3次菊池市総合計画の策定について、反対の立場から討論を行います。

消費税の増税、新型コロナウイルス感染症や物価高、一方で、年金の相次ぐ削減など、市民の暮らしの不安はますます大きくなっています。本議案でも紹介されている市民アンケート調査結果でも、市民が求めるまちのありたい姿の上位は、安心・安全に暮らせるまち、福祉が充実したまち、子育てしやすいまちとなっています。しかし、本総合計画の基本計画では、全体として暮らしの分野での取組において、市民の暮らしを支える具体的な施策はありません。

高齢者福祉のサービス分野においても、有償ボランティアとの連携強化などがありますが、公的なサービスの向上がうたわれておりません。特別養護老人ホームの建設の検討、介護難民となっている高齢者をどう支えるかなどの施策はありません。

子育て支援の分野でも、保育士不足への対応や処遇改善、子どもの医療の高校3年生までの拡充など、既存の施策以外の取組が必要であります。

基幹産業である農業の分野でも、ブランド競争力の向上、経営効率化、スマート農業の推進等はいくつもありますが、肝心の家族農業をどう支えるか、この視点はありません。新規就農者の目標値に至っては、令和7年度までにわずか1人増との目標にとどまっています。

また、効率的な行政運営の中では、マイナンバーカードのさらなる普及なども触れられています。

菊池市の市民の暮らしの実態に照らすならば、限られた財源を無駄遣いすることなく、福祉と教育の充実、暮らし応援にこそ取り組むことが必要です。住宅リフォーム助成制度など、地域循環の経済、雇用対策を行えば、市民所得も向上し、税収も増えます。市民の暮らし、福祉を支える総合計画であるべきことを指摘しまして、反対討論とします。

○大賀慶一 議長 　ただいま、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第17号、

議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号に対する討論を行います。

議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号について、賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号から議案第9号、議案第11号から議案第16号、議案第21号、議案第22号、議案第24号から議案第27号について、採決します。

ただいま反対討論がありました議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号、委員長報告が否決でありました議案第10号並びに議案第28号を除き一括採決します。

お諮りします。

議案第2号から議案第9号、議案第11号から議案第16号、議案第21号、議案第22号、議案第24号から議案第27号の20案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、以上の20案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、討論がありました議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号は、起立により採決します。

最初に、お諮りします。議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員長報告が否決であります、議案第10号について討論を行います。

討論は賛成者の方から許します。

討論はありませんか。

山瀬義也議員。

[登壇]

○20番 山瀬義也 議員 おはようございます。議案第10号、菊池市多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の立場で討論をいたします。

まず1番に、七城多目的研修センターは、平成30年度に策定された個別施設計画において、将来の方向性では用途廃止としてあります。その理由として、主な利用者がつどいの広場であり、そのつどいの広場を七城老人福祉センターで実施するということが、老人福祉センターとしても、つどいの広場側からも、アンケートの結果でも、不満や苦情等はなかったとのことであります。

このほかに、健康診断等の事業も泗水支所のこども健診センターで行われるとのことであり、有効な利活用が見込めないとのことであるため、今後の維持管理のことを考えると、今回の条例改正は必要なものと考えます。

二つ目に、老人福祉センター、ひなたぼっこ（つどいの広場）を実施することは、

老人福祉センターを利用される高齢者と交流を図ることができ、子ども、高齢者にとって相乗効果が得られます。また、老人福祉センター条例では、本来の利用者の利用に支障がないことから、つどいの広場の利用を許可しているとのことであり、この解釈に異論がある方もおられるかもしれませんが、こちらも問題はないものと考えます。

3番目に、用途を廃止すれば普通財産となり、行政用途に会員500名のシルバー人材センターを含め、今後のことを考えますと、用途を廃止するための条例改正を行っておくことが必要なことだと考えます。その後の使用目的が決まって、七城町の区長会、住民の皆さんに説明があると思われれます。

議員各位におかれましては、ご理解をいただき、ご賛同をいただきますようお願い申し上げます、原案に賛成の討論といたします。

○大賀慶一 議長 次に、原案に対する反対の発言を行います。

工藤圭一郎議員。

[登壇]

○13番 工藤圭一郎 議員 おはようございます。議案第10号、菊池市多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論したいと思います。

今、山瀬議員が言われましたけど、一番最後のところ、市民への説明、これが後じゃいけないんですよ。議会がここで議決する以上は、議会に説明責任が発生します。私たちが説明できますか、きちっと。まずは説明できる説明を執行部がして、そして、住民に納得してもらわないと、こういう議案は成立しません。

私は経済建設におりますので、いろいろ質疑しました。そうすると、今、シルバー人材センターがどうしても行かなきゃいけないという理由は少なかったです。まだそのままでもいいんです。そして、この利活用で地域子育て支援拠点事業のつどいの広場（ひなたぼっこ）、ここがそもそもあったんですよ、ここで。アンケートを取られた。でも、アンケートは利用者なんです。利用者じゃなくて、私が言いたいのは、委員会でも言いましたけど、対象者。対象者はまだいっぱいいますよ。そこに声が届いていない。声を聞いていない。そのことを執行部がしっかりもうちょっと考えないと、この子育て支援の施設は、保育園に行けない人だけじゃないんですよ。行かない人もいますよ。保育園に私は行かない、預けない、自分で子育てをしたい、そういう保護者の方もいらっしゃいます。そういう人たちのための施設なんです。そこを理解していただかんと、こういう議論が福祉厚生でできてないんですよ、申し訳ないけど。

私たち経済建設委員会に所管以外の課長たちが来て説明があったんですよ。それ

で、経済建設の結論としては、これはまだ、いま一度熟慮してほしいと。シルバー人材センターが行くことありきではなくて、そもそもの利用があつた子育て支援施設、その拠点事業のひなたぼっこをまずきちっと戻して、老人福祉センターがいかなということじゃなくて、老人福祉センターで今までされたことは大事でしょう。いろいろ交流もあつて大事だったと思います。しかし、そもそもの場所で、七城、やはり場所的に中心地なんですよ。あそこで事業が行われてたんだったら、そのことをまず優先すべき考えるべきことであつて、そういう議論の中、質疑の中で、私たち経済建設のところではこんな話もあつたですよ。この子育て支援は菊池市内に6か所あると。この施設に関しても見直しを考えている。そんな話まで説明があつたです。（「合同審査だろ。普通」と呼ぶ者あり）はい。本当にそうです。これは合同審査すべき案件だったんです。私たちは途中から、何か福祉厚生の議論してるなという感じがして、そういう審査だったです。

だから、こういう話こそ、市民にきちっとまず説明して、そこからですよ。だから、シルバー人材センターが、今、もう4月からあそこが使えない。今現在のところが使えないというんだったら話は違います。ただ、まだ使えるんですよ、あそこで。今、急いで4月から行く必要はないんです。そこを十分理解していただきたい。まずは七城の人たちにしっかり説明する。その説明が足らないと、河原小学校があつたですよ。説明が足らんとって反対が上がつたですよ、あその利活用について。そのときどがんだつたですか。声の大きい議員が言い出したら中止になりましたよ。そういうことでよかですか。これは七城の問題だけじゃなくて、これから泗水、旭志、旧菊池にもあるでしょう。地域の問題でいいんですか、それで。そういうことがないように、まずは自分たちが責任持って説明できることだったら結構です。それができんときには、執行部にしっかりまず説明を求めて、区長さんたちをはじめ、そういう子育て世代の方々にも理解していただいて、これを進めていただきたいというふうに思います。

以上の理由で反対とします。

○大賀慶一 議長 次に、賛成者の方の発言を許します。

田中議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 議案第10号について、賛成の立場から討論させていただきます。

委員会や委員の結論を尊重すべきということは十分承知しており、非常に悩みました。悩んだ場合、私としては、これは条例改正自体が、まずそもそも目的の条例改正は適当かどうか、法的にどうかという視点で見たいと思います。

改正理由としては、貸し付ける必要があるというところで、このように上程されております。背景には、先ほど工藤議員が言ったとおり、いろいろな条件があったと思います。その点に関して、私も承服することは十分ございます。ただし、この条例の改正については、やっぱり2点のチェックポイントがあると思います。判例によると、まず条例改正の理由があるかどうかと。あと、それが行政の裁量かどうかというところがあると思います。

理由に関しましては、理由が全くないということではございません。手続に関して、アンケートを取られたり、少ないかもしれませんが、一定程度の手続はあると私は考えます。ですので、強引にいきなりどんとゼロから1に持ってきたというような状態も認められません。確かに委員会で反対討論を上げられた地元の説明や手続の面で不十分なところ、ここはあるというふうに思いますが、それを解しても、この改正が違法というまではいけないと考えております。

ただ、一つ、ちょっと要望といいますか、山瀬議員が賛成討論で、平成30年に用途廃止とうたったというところがありました。であれば、早めに見直して、この全体的なこと、保育制度も含めて、そこの議論をやっていけばよかったのかなと考えております。

以上のもとで、賛成討論とします。

○大賀慶一 議長 次に、反対者の討論を許します。

松岡讓議員。

[登壇]

○10番 松岡讓 議員 おはようございます。議案第10号、菊池市多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、提案理由として、菊池市シルバー人材センターより借受要望が提出され、菊池市七城多目的研修センターを貸し付けするに当たり、条例の一部を改正するものであると説明がありました。

七城多目的研修センターは、市町村合併時の合併協議会において、国保財政調整基金の持ち寄り額が確定され、七城町の国保財政調整基金に残余額があり、本来なら国保加入者へ返還すべきところを、国保運営協議会にお諮りして、七城の町民の身近な研修ができる場所とのことで整備された、七城の町民の思いの詰まった施設であります。このことから、七城多目的研修センターでは、七城支所建設で支所が利用するまでは、条例の設置目的に沿って、地域子育て支援拠点事業七城のひなたぼっこが年間を通して実施されておりました。

しかし、今回の議案上程で、担当課の農林整備課に施設の理由を尋ねたが、回答ができないような状態でございます。結果として、経済建設委員会に施設マネジメ

ント課、子育て支援課、高齢支援課からの説明を受けましたが、関係各課の協議検討が十分に行われたのか、疑問を感じている内容でしかありませんでした。まさに、シルバー人材センターに貸付けありきでのほかの検討すべきことを無視するかのような条例改正であります。少なくとも七城区長会への説明をするべきであり、住民への説明責任を果たさずに上程された案件です。

また、予算決算常任委員会福祉厚生分科会において、子育て支援事業七城のひなたぼっこについて、アンケート調査では問題はなかった。七城の老人福祉センターで実施を考えているとのことであるが、このアンケートの対象者は、菊池市全域の未就学児童保護者だと思いが、なぜアンケート対象者が6名なのか。設問も七城老人福祉センターでの実施が不満かを問うものだけであり、設問の仕方もひどいものでございました。しかし、6名のうち2名の方は、以前の場所、七城多目的研修センターとの意見がありましたが、このことについて検討がなされたのですか。とても疑問でございます。この地域密着型の子育て支援事業七城のひなたぼっこにおいて考慮すべき意見だと思いますが、いかがでしょうか。2名の方は元の場所に帰りたいたいとおっしゃられております。6名中ですね。パーセントでいくなら33.3%です。

今回、七城多目的研修センターをシルバー人材センターに貸し付けるに当たり、条例改正をして、これまで実施していた七城のひなたぼっこを七城の老人福祉センターで実施とのことですが、菊池市老人福祉センター条例では、設置目的が老人福祉法の規定に基づき、老人に対して各種の相談に乗るとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与をする施設となっております。本施設で実施するには条例の改正が必要と考えます。高齢者と乳幼児の世代間交流、高齢者の心身の健康づくりにつながるものとして、条例上の問題はないということですが、条例の拡大解釈が甚だしいです。こういう拡大解釈をしていくなら、条例制定の意味がなくなります。

さらに、七城の老人福祉センターは、平成4年度熊本県社会福祉施設等整備費及び設備整備費補助金で整備された施設です。補助金の交付を受けて整備された施設や設備を補助金の交付目的に反して使用することは財産処分にあたります。このことは補助金適正化法の財産処分の対象であり、本施設は補助金の残存期間中であり、このことから、関係省庁との用途変更の協議が必要で、補助金の返納も考えられる内容となっております。しかし、関係省庁との協議もなされていないのが現状です。このように、地域住民への説明責任も果たさず、関係条例を拡大解釈して、補助金適正化法上の問題も未解決のまま上程された議案第10号には、到底賛成できるものでなく、本議案には反対いたします。

○大賀慶一 議長 ほかに討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで討論を終わります。
これより採決します。採決は起立によって行います。
議案第10号に対する委員長報告が否決であります。よって、可を諮る原則により、原案について採決します。
お諮りします。議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、議案第28号について討論を行います。
討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、議案第28号について採決します。
議案第28号について、常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。
常任委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、常任委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。
それでは、ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時26分

開議 午前11時32分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第2 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号 一括上程・説明・質疑
・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第2、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号を議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。
水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員　こんにちは。それでは、議員提出議案第1号、菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し述べます。

議員提出議案第1号を、別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延または災害等の発生時における委員会の開会方法の特例等について定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由です。

改正案については、お手元に配付のとおりです。

それでは、続きまして、議員提出議案第2号、菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について申し述べます。

議員提出議案第2号を、別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延または災害等の発生における出席委員に関する措置等について定めるため、規則の一部を改正する必要がある。

これが、本案を提出する理由です。

改正案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、以上2議案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○大賀慶一 議長　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員　それでは、議員提出議案第1号、菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をいたします。

こういうコロナ禍ですから、オンラインによるその委員会への参加というのは否定するものではありませんが、ちょっと気になるところがありましたので、質疑をいたします。

15条です。15条は第1項として、委員会は委員長が招集するということになっています。今回の改正案でも、オンラインによる方法での出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならないと。委員長になっています。

ところが、オンラインによる方法での委員会の開催方法については、議長が定められているわけなんですね。何でここで議長が出てくるのか。招集も委員長、出席する出席しないも委員長が決める。なのに、オンラインの方法については議長が定める。そこに違和感がありますので、どうしてこれが議長になっているのか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前11時36分

開議 午前11時36分
○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 荒木議員の質問にお答えいたします。

各委員会ありますんで、全体的にその各委員会を見るといいますか、委員会全体を見るということで、議長となっていることだということでもあります。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 それでは、例えば総務委員会がオンラインでの開催になりましたと。その開催方法が三つ、具体的に言うなら、Z o o mでやるか、それとも、F a c e T i m eとかいうテレビ電話でやるか、L I N E電話でやるか、それを議長が決めるということなんですか。そういう解釈でいいですか。

○大賀慶一 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時38分

開議 午前11時39分
○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 荒木議員の質疑にお答えします。

議会全体のことは議長が決める。また、議長が議運に諮って決めるというところで進めているところでございます。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 今の答弁でカウントされたら、もうこれで終わりなんですけど、議長はあくまでもオブザーバーで委員会に入るわけなんですよ。だから、今回、じゃあ何で開きましようかと。Zoomでやりましようかというのは、せめて委員長に権限があってもいいんじゃないかなと思ったので、そこがちょっと疑問点でしたので、特に反対するわけではないですけども、以上を指摘しておきます。今後改正されるなら、解説も考慮していただきたいと思います。

以上です。

○大賀慶一 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで質疑を終わります。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第3 決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第3、決議案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 それでは、決議案第1号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議について申し述べます。

決議案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

提案理由といたしましては、菊池市議会は、ロシアに対し一連のウクライナへの軍事侵略を厳しく非難するとともに、国においてはG7をはじめとする国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使して、軍の即時撤収と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く要請するため決議するものである。

これが、本案を提出する理由です。

決議案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○大賀慶一 議長 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。

決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。決議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○大賀慶一 議長 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定をしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和4年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 緒 方 哲 郎

菊池市議会議員 後 藤 英 夫

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案6件、議決案3件の9案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第2号**については、執行部より「本案は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係る人事院規則の改正に伴い、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「育児休業が取れるように要件緩和するとのことだが、現在の実績はどれくらいか。」との質疑に対し、執行部より「女性職員は産休等も含めて10人前後である。男性職員については、令和3年度は1人が約3カ月取得している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「育児休業はできる限り積極的に取ってもらえるようにしていく必要があると思うが、どう考えているか。」との質疑に対し、執行部より「職場の環境整備も含めて、職場内のサポートや業務の配慮等も必要になると思うので、制度の周知と職場での理解を深める取り組みについて努力したい。」との答弁がありました。

次に、**議案第3号**については、執行部より「本案は、公職選挙法の改正により、地方議会議員の選挙において、候補者が選挙運動のためにビラを頒布できることとなったことに伴い、市長選挙と同様に当該ビラの作成を公費負担とするため、条例改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第4号**については、執行部より「本案は、消防団員の報酬等の処遇改善を行うため、条例改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第5号**については、執行部より「本案は、消防団員の処遇改善による団員報酬の見直し、出動報酬の創設に伴い、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「処遇改善が行われることは、とてもいいことだと思うが、団員の数はどうなっているか。」との質疑に対し、執行部より「今現在が1,552名であり、団員数は減少傾向にある。」との答弁がありました。

また、委員から「出動報酬が追加されたということは、一人一人出動状況のチェックを行うのか。」との質疑に対し、執行部より「チェックは各分団長で取りまとめて、市へ報告いただく方法で考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第6号**については、執行部より「本案は、これまでの奨学金の貸付に加え、新たに入学準備金の貸付を導入するに当たり、条例改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第7号**については、執行部より「本案は、菊池市七城図書館及び菊池市旭志図

書館の休館日を追加するに当たり、条例改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 23 号**については、執行部より「本案は、第 3 次菊池市総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定するに当たって、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例及び菊池市総合計画策定条例の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提出するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「第 3 次総合計画を策定するに当たって、第 2 次総合計画の分析はどのように行ったのか。」との質疑に対し、執行部より「第 2 次総合計画をベースに第 3 次総合計画の策定を行った。その中で前期から引き継ぐもの、また第 3 次で新たに出てくるものについて、行政側と市民の意見を踏まえながら検討を行った。移住定住やSDGs の考え方について、前期を踏まえて新たに取り入れている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「計画を立てて結果を出していくのは難しいと思うが、分析を踏まえて次のステップに行かないといけない。また、第 3 章第 2 節に掲げている横断的に取り組む項目というのは、いろんなところで効果が出てくると思うので重点的に行ってほしい。」との意見がありました。

また、委員から「策定に当たっては審議会を 7 回開催したとのことだが、策定審議会委員は何人でそのうち女性は何人参加していたのか。」との質疑に対し、執行部より「委員は 20 人でそのうち 8 人が女性である。」との答弁がありました。

次に、**議案第 24 号**については、執行部より「本案は、菊池市定住自立圏形成方針の変更 に当たり、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例により、議会の議決を経る必要があるため、提出するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 25 号**については、執行部より「本案は、熊本県市町村総合事務組合規約第 3 条第 10 号に規定する交通災害事務から、令和 4 年 6 月 30 日をもって宇城市が脱退することに伴い、規約を改正する必要があるため、同文議決をお願いするものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、**議案第 2 号**について「男性の育児休業の取得率が低迷しているという現状にあって、条例改正しても使わなければ意味がないので、申し出のあった職員に対しては是非とも取れるように、また、声掛けもして条例が生きるようお願いしたい。」との意見があり、また、**議案第 6 号**について「今回、入学準備金の制度を取り入れたことは、経済的に厳しい家庭にとってはとても良いことと評価する。ただ、保護者や子どもへ十分知らせていく必要があるため、周知の仕方は工夫してほしい。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 2 号**から**議案第 7 号**及び**議案第 23 号**から**議案第 25 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和4年3月18日
総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案2件です。
2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第8号**については、執行部より「本案は、新たに、不燃ごみ袋の極小を製作することに伴い、条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今回不燃ごみ袋の極小を作るということだが、自治体によっては、買い物袋にステッカーを貼って出せるところもある。そういったことが可能か。コスト的にはどちらが安いのか。」との質疑に対し、執行部より「コスト的にどちらが安いかというのは、比較していない。」との答弁がありました。

次に、**議案第9号**については、執行部より「本案は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第8号**及び**議案第9号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和4年3月18日
福祉厚生常任委員会 委員長 坂本 道博

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案 1 件、議決案 1 件の 2 案件です。

現地調査を踏まえ 3 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 10 号**については、執行部より「本案は、菊池市七城多目的研修センターを貸し付けするにあたり、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「過去 3 年間の七城多目的研修センターの利用状況は。」との質疑に対し、執行部からは「平成 30 年度は乳幼児健診で月に一、二回利用していた。また、つどいの広場では週 5 日、年間では 241 回利用していた。乳幼児健診は、令和 2 年 5 月以降、泗水のこども健診センターへ移行したため、利用していない。支所が多目的研修センターに移ったことにより、つどいの広場は 8 月 31 日から老人福祉センターに移行している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「つどいの広場の利用者の声について調査したのか。」との質疑に対し、執行部からは「利用されている方に対してアンケート調査を実施しており、老人福祉センターで行うことに関して不満等の意見は無かった。」との答弁がありました。

また、委員から「菊池市老人福祉センター条例の中で認めており、目的外使用にはならないということによいのか。」との質疑に対し、執行部からは「老人福祉センターは、条例にも謳っているとおり、老人に対しての各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設として設置しているものであり、ここでつどいの広場を実施することは、高齢者と乳幼児の世代間交流等、高齢者の心身の健康づくりに繋がるものであると考え利用を許可している。また、条例第 6 条第 1 項では、老人福祉センターを利用できるものは本市に住所を有する 60 歳以上の者及びその介護人とする。第 2 項では、市長は前項に掲げる者の利用に支障がないと認めるときは同項以外の者の利用を認めることができる」とあるので、つどいの広場で使用することは条例上問題がないと考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 26 号**については、執行部より「本案は、新たな市道路線を認定するにあたり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線の認定を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「大琳寺 4 号線の拡幅計画の内容は。」との質疑に対し、執行部からは「令和 2 年度に大琳寺区より整備の要望書が出ている。本地域は、立地適正化計画においても居住誘導区域となっており、宅地化を進めたいところである。整備を行うことで地域の住環境はも

とより定住化促進等の地域活性化にも繋がるものと考えている。」との答弁がありました。

議員間討議では、まず、**議案第 10 号**について「地元区長会等への説明責任を果たしているのか。」「老人福祉センターは、老人の福祉のための施設であり、条例を見れば目的外の使用には許可しないとなっている。」「関係者との調整不足も感じられ、時期尚早だったのではないか。」「シルバー人材センターを急いで移転させる必要があるのか。」との意見や、「条例を改正するにあたってのそれぞれの手順や内容について、個別施設計画での用途廃止や、つどいの広場の利用者アンケート等、必要なことをやってきている。」「執行部の説明にあったように、老人福祉センターでつどいの広場を行うことは、条例上問題ないと解釈している。」等の意見がありました。

次に、**議案第 26 号**について、「橋りょうを含む市道路線の認定については、多くの予算がかかるものであり、必要性や費用対効果等を検証し見極めながら、認定の判断をしていく必要がある。」「橋りょうを作って、それが他の所にどのように影響を与えていくのか、それをどのように良いほうに繋げていくのか、考えていく必要がある。」「上下水道等の設備を整えやすいところには道路整備を行って、その道路を活用し住宅整備ができるようであれば安全面を考慮しながら進めていく必要がある。」等の意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 26 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

議案第 10 号については、委員より「あまりにも早急にやり過ぎて、やるべきことをやっていない、住民に対する説明責任を果たしていない。」「子育て事業として地域密着型の事業が行われていたうえ、新年度予算においても事業を実施するところで計上してあるのに、その事業を実施する場所を無くすという形の議案である。」「つどいの広場が老人福祉センターに移ったことは、違法ではないにしても解釈の範囲であり、後付けの理由である。」「つどいの広場は、元々、多目的研修センターで実施していたのだから、それをまず戻すことが先であって、廃止してその後の利活用をというのなら、地域の方々に説明が必要ではないか。」との反対討論がありました。

また、委員より「平成 30 年度に策定された個別施設計画において、将来の方向性は廃止とされている。主たる利用者はつどいの広場であり、そのつどいの広場を老人福祉センターで実施するということに対して、老人福祉センターとしても、つどいの広場のアンケート結果としても不満や苦情等は無かったとのことである。健康診断等の事業も泗水のこども健診センターで行われており、今後、有効な利活用が見込めないことから、今後の維持管理を考えると今回の条例改正は必要である。」「老人福祉センターで、つどいの広場を行うことは、

老人福祉センターを利用されている高齢者と子どもの交流を図ることで事業の相乗効果が得られる。」「老人福祉センター条例では、本来の利用者の利用に支障がないことから、つどいの広場の利用を許可したということであり、問題ない。」「多目的研修センターの用途を廃止することで普通財産となることから、行政用途に限定されることなく広く利活用できる可能性がある。」との賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第 10 号**については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

当委員会の決定について、以上のとおりご報告申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 4 年 3 月 18 日

経済建設常任委員会 委員長 後藤 英夫

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 11 号**から**議案第 22 号**、**議案第 27 号**及び**議案第 28 号**の 14 議案です。

2 月 24 日及び 3 月 15 日に予算決算常任委員会を、3 月 3 日、4 日及び 7 日、8 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 11 号**については、そのほとんどが事業実績又は見込み額の確定による減額補正であり、そのうち主なものを申し上げます。

まず、執行部より「一般管理費の特別活動事業 238 万 7,000 円の減額については、新型コロナウイルスの影響により、各種会議や意見交換会等が中止となったことによる旅費及び交際費の減額が主なものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「意見交換会等を中止したことに伴う減額という説明があったが、今後はコロナが長引くことも考えられる。直接会わなくてもリモートで意見交換会を行うなどの体制ができてきているため、中止ではなく実施する方向で進んでいくとの認識でよいか。」との質疑に対し、執行部より「現地に行く必要があるものもあり、旅費等の予算計上を行うが、ウェブでできるものについては、ウェブ開催での方法も考えながら進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、執行部より「財政調整基金繰入金 7 億 3,498 万 4,000 円の減額については、財源調整分として見込んでいたが、市税が当初見込みより増収となることや地方交付税の追加交付等による歳入の増及び事業費確定等による歳出の減の影響により、繰り入れが不要となり減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「財政調整基金繰入金は 12 月議会で 10 億円減額して、さらに今回 7 億円ほど減額しており、結局、財政調整基金繰入金は当初の 18 億円近い金額から実際使ったのは 1,800 万円ほどであまりにも差が大きいが、執行部の見解は。」との質疑に対し、執行部より「12 月補正での 10 億円の減額は交付税を低く見すぎた事情があった。そのことは反省すべき点である。今回の 7 億円の減額の主なものは、市税の増収がある。ただし、市税が増えたというよりも、令和 3 年度当初はコロナの影響で市税を抑えて見込んでいたものが、通常ベースまで税金が入ってきたため、財政調整基金繰入金が必要なくなったものである。」との答弁がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事業の通知カード・個人番号カード交付金については、執行部より「通知カード・個人番号カード交付金の見込額変更に伴い、1,000万円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「通知カード・個人番号カード交付金はどういう理由で、1,000万円減額になったのか。」との質疑に対し、執行部より「通知カード・個人番号カード交付金は、マイナンバーカードの作成等を委託しているJLISへの費用で、その年に掛かった費用を国が各市町村へ人口割で割り振って請求するが、年度途中に見込額が変更になったためである。」との答弁がありました。

次に、歳入予算の入湯税については、執行部より「入湯客の減少により減収見込みとなるため、47万1,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「入湯客の減少ということだが、第6波が影響しているのか。」との質疑に対し、執行部より「コロナで入湯客が減ったことが想定される。デルタ株が収まった時には、若干上がったこともあったが、オミクロン株の流行により、蔓延防止等もあったので、上昇が見込めないという状況である。」との答弁がありました。

また、委員から「入湯税は、宿泊客の減少が入湯税の減少につながっていると分析してよいか。」との質疑に対し、執行部より「そのとおりである。」との答弁がありました。

次に、社会福祉総務費の地方消費者行政活性化事業については、執行部より「実績見込みにより41万3,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「消費者相談はどういった内容が多いのか。コロナだから増えたということがあるのか。」との質疑に対し、執行部より「最近、副業サイト等への登録をして被害を受ける例が多い。コロナ禍で、在宅の機会が増えている影響か若者のネット被害が増えている。」との答弁がありました。

次に、生活保護総務費の生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金については、執行部より「支給実績見込みにより、149万7,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「住居確保給付金については、コロナ前からあった制度なのか。令和3年度に何人の申請があったのか。」との質疑に対し、執行部より「コロナ前からあった制度で、令和3年度は38人が利用され、405万3,000円を支出している。現在8人が利用中である。」との答弁がありました。

次に、生活保護総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業の生活支援給付費については、執行部より「実績見込みにより、1,014万円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「対象者270人のうち申請者数が49人というのは、かなり差があるが、その理

由は。」との質疑に対し、執行部より「対象者は社会福祉協議会の貸し付けを受けた方と限定されるので、個別に数回周知を行っている。全国的にも低調だという話はあるとあり、菊池市でも申請率は 18%くらいであるが、社会福祉協議会の貸し付けを受けたあとに、就職されて収入が安定したことが考えられる。周知ができていないわけではない。」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の医療費助成事業については、執行部より「子ども医療費の決算見込みにより、311 万 7,000 円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「子ども医療費の額は例年と比べてどうか。」との質疑に対し、執行部より「コロナ禍で受診控えの影響と思われ、令和 2 年度、令和 3 年度は減額している。」との答弁がありました。

次に、児童福祉施設費の保育所管理経費については、執行部より「実績見込みにより 647 万 8,000 円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「会計年度任用職員を一人採用できなかったということだが、欠員の状態で保育に問題はなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「週 35 時間勤務の会計年度任用保育士の募集をしていたが、見つからなかった。しかし、週 15 時間勤務の会計年度任用保育士で対応できたので、保育に支障はなかった。」との答弁がありました。

次に、農地費の農業競争力強化基盤整備事業については、執行部より「七城北部地区基盤整備事業等について、国の補正予算がついたことに伴う県営事業負担金として、1,101 万 9,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「同意率の向上や相続のことが問題となるが、ここで整備事業を断念すれば 10 年後は耕作放棄地となってしまう。本来は、地権者が行うべきものだが、高齢者が多くてできない。こうした地域を守っていくためにどうすればいいのか、みんなで考えなければならぬ。」との意見がありました。

次に、道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持事業については、執行部より「主に測量設計委託料が確定したこと、及び道路等環境整備委託料の市道の草刈り委託について、幹線道路沿いの草刈りを業者発注ではなく、雇用している会計年度任用職員を活用し作業を行ったことから、委託料 918 万 6,000 円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「会計年度任用職員を活用して行った作業は、元々は業者委託として予算計上していたものか。」との質疑に対し、執行部からは「業者委託として予算計上していたが、幹線道路について、できるところは雇用している会計年度任用職員にやっていただき、費用を抑えたものである。」との答弁がありました。

次に、議案第 12 号菊池市国民健康保険事業の特定健康診査等については、執行部より「特

定健康診査、特定保健指導による受診の増加のため、529万9,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「コロナが蔓延してからは、健診を受ける人が減っていると記憶しているが、令和3年度は、健診を受ける人が増えたということか。」との質疑に対し、執行部より「昨年度は低迷していたが、今年度は、未受診者へのコンタクトや、健診の呼びかけ等を行ってきたため、受診の増加につながっている。」との答弁がありました。

次に、**議案第13号菊池市後期高齢者医療事業**の後期高齢者医療保険料については、執行部より「決算見込みにより普通徴収による納付が増額したため、予算を組み替えるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「特別徴収と普通徴収が組み替えられているが、従来、年度末に普通徴収が増えるのか、高齢者世帯の中で収入が減った方が多く、組み替えられるのか。」との質疑に対し、執行部より「年金から差し引きできなかった方が、普通徴収に変わるが、毎年、年金から引けない状況は発生している。」との答弁がありました。

次に、**議案第14号菊池市介護保険事業**の介護サービス等諸費については、執行部より「要介護認定者の介護サービスの市負担分であり、実績見込みに伴い、1億6,577万8,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「介護サービス等諸費について、コロナで利用控えがあったため減額になっているのか。コロナとは関係なく毎年減額補正されているのか。」との質疑に対し、執行部より「介護サービス等諸費の減額については、例年同じくらいの額を減額しているわけではなく、今回はコロナ禍によるデイサービスの利用自粛や、家族に濃厚接触者がいて利用できなかった方が多かったことが原因かと思われる。」との答弁がありました。

次に、**議案第15号**については、その他営業収益の雑収益について、執行部より「操法訓練や大会時の水道料金をいただくことになっているが、本年度は大会が中止となったため、雑収益29万5,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「消防団の訓練であっても水道料金をもらうのか。」との質疑に対し、執行部からは「一般会計とは別の企業会計であるため、水道料金をいただいている。」との答弁がありました。

次に、**議案第16号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第17号**中、その主なものを申し上げます。

まず、文書広報経費について、委員から「ホームページのリニューアルを行うために730万円程度増額になったとのことだが、どういう戦略のもとにリニューアルするのか。また、現在のアクセス数は。」との質疑に対し、執行部より「現在のホームページは行政サイトと

観光サイト、移住定住のサイト、菊池一族のサイト、キクロスのサイトとそれぞれに契約して保守管理をしていた。今回、一本化して取りまとめを行うためのリニューアルで、今後5年間について進めていくものである。昨年度の行政サイトのアクセス数は51万4,897件、観光サイトが3万6,365件であり、閲覧数にかなりの差が出ているため、これを見直すために一つにまとめるものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「観光を推進している菊池市にとっては、観光サイトの閲覧は少ないように感じる。一本化により成果が出るように期待したい。ただ、外部委託するのもいいが、素晴らしい感性を持った若い職員もいるので現地のことが分かる人がホームページ作成に携わったほうがいいと思う。他の自治体では職員がSNSで情報発信していることが報道でもあっているが、経費を抑えて手作りでもアクセス数を伸ばすこともできると思う。」との意見がありました。

また、委員から「ホームページをせっかくリニューアルしても、その後、更新ができないと、どんどん陳腐化する。ここをチェックしてほしい。こういうところにたけている業者を選定してほしい。」との意見に対し、執行部より「入札については、プロポーザルでそのような提案ができる業者を選びたい。そういうことにたけている若手の職員を選定委員に入れて新たな展開を作りたい。」との答弁がありました。

次に、菊池一族プロジェクト事業について、委員から「菊池ファンクラブ事業補助金が出ているが、経費の割には成果が見えてこない。ファンクラブの数が増えて、ふるさと納税にもつながるような検討をしてほしいが、どのような見解か。」との質疑に対し、執行部より「東京菊池会をはじめ包括協定を結んでいる企業などには随時ファンクラブ加入のお願いをしている。ファンクラブ会員になった方がふるさと納税に結び付いているかを追うのは難しいところだが、今後検討して、費用対効果も数字で出せるようにしたい。いろんな手法等を検討し、観光協会とも連携しながらこの事業を進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、市議会議員選挙費について、委員から「被選挙権については、住所の3カ月要件があるが、居住の実態がない場合はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部より「住所を有するという点については、住民登録と生活の本拠としての居住の実態が必要となる。居住実態があるかどうかは、被選挙権の重要な要件である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「居住実態がない場合は、その資格がないということか。」との質疑に対し、執行部より「この要件については、資格要件と当選後の議員資格の維持要件となっているので、お見込みのとおりである。」との答弁がありました。

次に、防災行政無線等整備事業について、委員から「戸別受信機の地区別の数は。」との質疑に対し、執行部より「計画では菊池地区が1,446台、七城地区が264台、旭志地区が212台、泗水地区が745台である。」との答弁がありました。

また、委員から「戸別受信機の貸与の対象者が75歳以上で防災行政情報の受信ができない方となっているが、スマートフォン等を持たない方ということか。」との質疑に対し、執

行部より「スマートフォン等をお持ちでない方や持っても電波の状況が悪く自宅で受信ができない方などを対象者と考えている。」との答弁がありました。

次に、防犯対策事業について、委員から「防犯灯LED化補助金において、防犯灯のLED化は令和3年度で何基できたのか。また、令和4年度で何基計画しているのか。」との質疑に対し、執行部より「令和3年度での取替えが251基、令和4年度が569基の予定である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「569基できることによって、進捗率はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部より「令和4年度の予定と新規の分も含めると約62%である。」との答弁がありました。

また、委員から「市民の安全安心を守るためにも100%を目指して進めてほしい。」との意見がありました。

次に、公共施設等整備事業について、委員から「公有財産購入費2,389万6,000円で商工会跡地を購入することだが、建物はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部より「商工会で建物を取り壊されて、更地になってから購入する。」との答弁がありました。

さらに、委員から「購入した後の跡地利用はどのように考えているのか。」との質疑に対し、執行部より「市役所の駐車場としての利用を考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「商工会跡地の駐車台数の見込み数は。」との質疑に対し、執行部より「47台と見込んでいます。」との答弁がありました。

次に、市内3高校魅力化推進事業について、委員から「菊池高校拓志館で学習塾を行うということだが、大学進学目標設定は。」との質疑に対し、執行部より「令和4年度については、塾生が45名程度入ったとして、目標としては国公立大学、難関私大へ15名程度の合格を目標設定している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「まずは地元の各高校へ優秀な生徒に入ってもらい、菊池市は奨学金制度も充実しているため、そこに結び付けて進学率を上げてほしい。」との意見がありました。

次に、小学校管理費及び中学校管理費について、委員から「ICT支援業務委託料においては、GIGAスクール構想に伴って、ICT支援員が各学校を巡回サポートしていることだが、現場ではどんなトラブルがあるのか。また、以前は決まった方がICT支援員となっていたが、外部委託になったことで委託先から派遣されてくる人は変わるのか。」との質疑に対し、執行部より「タブレットや電子黒板を使った効果的な授業を行うための支援が一番多い。他はタブレットが起動しないとかインターネットにつながらないなどの機器のトラブルである。また、ICT支援員については、契約時に支援員4名を届け出てもらい、決まった方がサポートに当たっている。」との答弁がありました。

次に、学校支援員配置事業について、委員から「去年一旦減らした42名から47名に増やす理由は何か。」との質疑に対し、執行部より「学校支援員の数は、学校の実情及び支援を必要とする子どもの実情について、学校長を中心にヒアリングを行って決めている。」との答弁がありました。

次に、地域学校協働活動推進事業について、委員から「協働活動推進員を各学校に配置するということが、どういう方を配置するのか。」との質疑に対し、執行部より「まず、地域学校協働活動推進事業については、各学校に協働活動推進員を配置し、学校と地域をつなげるコーディネーターの役割を担ってもらい、地域住民や保護者の参画により子どもたちの学びや成長を支える事業であり、推進員は地元の方で元教員や保護者、PTAの役員をされていた方などである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「推進員は学校が選ぶのか。」との質疑に対し、執行部より「学校からの推薦をお願いしている。」との答弁がありました。

次に、体育館管理費について、委員から「総合体育館のトイレ改修を行うための工事請負費が上がっているが、総合体育館の洋式率は低かったと思うが、この工事により洋式トイレの数はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部より「1階及び2階のトイレで男女ともに1基ずつ洋式化へ改修を行う。洋式化率は23%から38%になる。」との答弁がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳経費について、委員から「戸籍電算委託料はどんな内容か。」との質疑に対し、執行部より「戸籍のネットワーク化のためのシステムの改修等費用は、1,567万1,000円のうち814万7,000円で、その他の金額は、これまで同様戸籍システム等の費用である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「戸籍のネットワーク化でどのように変わるのか。」との質疑に対し、執行部より「現在、戸籍は各市町村で管理しており、戸籍が必要な場合は、本籍地でしか取れないが、ネットワーク化されると、どの市町村でも取れるようになる。また、手続きに戸籍の提出が必要だったものが、公の機関については、提出が不要になるものもあり、市民の利便性が高まる。」との答弁がありました。

次に、歳入の個人市民税・法人市民税について、委員から「コロナ禍で、税収が伸び悩むのではないかと思うが、令和4年度に増額されている理由は。」との質疑に対し、執行部より「市民税関係の予算の増額については、令和3年度の課税状況を見ると、令和2年度と比較して特段落ち込んでいなかったもので、このような予算を計上したものである。」との答弁がありました。

次に、塵芥処理費の菊池環境保全組合事業経費について、委員から「菊池環境保全組合負担金が減額になっているが、現在、閉鎖している場所の解体費用等は今回の予算に入っているのか。」との質疑に対し、執行部より「昨年度は、管理運営費と建設費が入っていた。令

和4年度の負担金に解体費用も入っているが、建設費が公債費の償還となったため、負担金は減額となった。各構成市町からの負担金で基金の積み立てを行い、令和8年度頃解体する予定である。」との答弁がありました。

次に、清掃総務費の一般廃棄物処分場監視経費について、委員から「どういった内容の経費か。」との質疑に対し、執行部より「陣内処分場に係る経費である。今埋め立てられている廃棄物について発生ガス、水質、地中熱などをモニタリングし、処分場の廃止に向けた調査経費も含まれている。」との答弁がありました。

また、委員より「陣内処分場の調査は、かなりかかるということか。」との質疑に対し、執行部より「最終処分場については、2年間モニタリングを行って、基準以下であれば廃止することはできるが、安定化するのはかなり先になると思われる。今後定期的に調査を行っていく計画である。」との答弁がありました。

次に、重層的支援体制整備事業について、委員から「どのような事業なのか。」との質疑に対し、執行部より「高齢の親と中年のひきこもりの子どもがいる世帯、家庭内暴力やDV、障がいがあり就労ができず生活困窮に陥るなど、複合的な生活課題を抱える世帯に対し、関係課及び関係機関が連携し、課題解決のための支援を行う取組みである。現在は、本事業に向けた準備事業で体制整備等の検討を行っているところで、令和6年度より本事業移行予定である。」との答弁がありました。

次に、熊本地震復興基金交付金について、委員から「この交付金はどのように活用されているのか。」との質疑に対し、執行部より「熊本地震で被災された方の転居費用や、民間の住宅を借りる方に対して助成を行うものである。」との答弁がありました。

さらに、委員より「歳出の民生災害対策事業の財源となるということだが、転居先が決まっていない方が何人おられるのか。」との質疑に対し、執行部より「仮の住まいにおられ、ようやく家が建てられる資金ができ、家を建てられた時の転居費用などもこの事業の対象になるため、時間がかかっている。把握しているのは約20人である。」との答弁がありました。

次に、生活保護費返還金（過年度分）について、委員から「どういう理由で、何人くらいが返還されるのか。」との質疑に対し、執行部より「生活保護受給中に、遡及して年金を受給した場合や、収入を申告せず生活保護を受けた場合などに返納していただく保護費返還金である。件数としては約50件である。」との答弁がありました。

さらに、委員より「どのようにして発覚するのか。」との質疑に対し、執行部より「毎年度課税状況の調査や、本人からの申告により発覚することが多い。」との答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の高齢者保健・介護一体的実施事業の認知症予防共生PFS事業委託料について、委員から「どのような流れで事業を始めるのか。」との質疑に対し、執行部より「この事業は自動車学校と連携して、高齢者の免許更新のときの認知症のテストで、軽度

認知症疑いの方に対して、認知症の予防教室への参加を促したり、教室の終了後には認知の機能の維持のために、通いの場として人が集まるところにつなげることで認知症の予防を図るものである。この事業については、公募型のプロポーザルで委託する事業者を選定する予定である。事業の効果は、参加対象者が何年後まで認知機能を保っているかで判定したいと考えており、3年の継続事業で実施する予定である。」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の地域子育て支援拠点事業について、委員から「七城のひなたぼっこの実施場所と、聖母幼稚園跡のひだまりの実施場所はどのようになっているか。」との質疑に対し、執行部より「七城のひなたぼっこについては、来年度も老人福祉センターで実施することとしている。ひだまりについては、来年度は中央図書館のこども図書室のおはなしコーナーと、生涯学習センター2階のキッズルームを借用して実施することとしている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「七城のひなたぼっこ、聖母幼稚園跡のひだまりも場所移転についての利用者への説明や、合意形成はできているのか。」との質疑に対し、執行部より「ひだまりについては、昨年度から実施場所をどこにするかということで検討してきた中で、できるだけ限府のまちなかのほうがいいという声があったので、生涯学習センターと協議し、許可をいただいた。来年度は生涯学習センターで実施するが、それ以降については、現在、別の場所での実施を検討中である。ひなたぼっこについては、利用者の方に今の場所で困ることがないか等、アンケートを取ったが、そういった苦情等はなかった。運営上の支障もなく、世代間の交流などが老人福祉センターではできるといこと、中庭があるので、子どもを遊ばせることができるということで、七城の老人福祉センターでの実施を考えている。」との答弁がありました。

次に、母子衛生費の母子保健事業について、委員から「特定不妊治療費補助金・一般不妊治療費助成事業補助金は、どれくらいの人数を想定しているのか。また、国の政策でも不妊治療に力を入れるということだったがどうなっているか。」との質疑に対し、執行部より「特定不妊治療費補助金については10人、一般不妊治療費助成事業補助金については、夫婦1組につき、年間5万円の助成になり、12組の夫婦に対しての予算を計上している。国の方針では、令和4年4月から不妊治療が保険適用になる予定であるとの通知が来ている。」との答弁がありました。

次に、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、委員から「3回目のワクチン接種率はどれくらいか。」との質疑に対し、執行部より「3月3日午後5時現在、12歳以上の方の3回目のワクチン接種率は39.9%である。65歳以上では2月末現在83.1%である。」との答弁がありました。

次に、歳入の使用料について、委員から「農林水産業使用料の加工施設土地使用料は、どこからの歳入か。」との質疑に対し、執行部からは「七城メロンドームからのものである。」

との答弁がありました。

次に、ブランド推進費のブランド推進事業について、委員から「九州のお米食味コンクール運営協議会への参加自治体は、増えているのか。」との質疑に対し、執行部からは「一昨年の8月に運営協議会を設立し、2年間にわたって加入推進を行ってきた中で、令和4年度は県内の南関町と多良木町が加入する方向で検討されている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「品評会でグランプリを受賞したら、米の値段が上がる等のメリットはあるのか。」との質疑に対し、執行部からは「菊池米食味コンクールのときは、商談の取引をしており、1事業者が110俵、もう1事業者が25俵の商談をしている。価格的には1事業者が1俵3万3千円、もう1事業者が1俵7万5,000円という高価格で取引が成されている。」との答弁がありました。

次に、農地費の県営古川兵戸井手用水路施設整備事業について、「水路トンネルとは、どんな工事を行うのか。」との質疑に対し、執行部からは「古川兵戸井手のトンネル天井等の表土が自然のまま露出している状態であるため、安全面を考慮してトンネルを補強していくものである。」との答弁がありました。

次に、観光費の「地域活性化起業人負担金の詳細は。」との質疑に対し、執行部からは「菊池市では、初めての取り組みで、国の制度を利用し、民間の知見やノウハウを観光振興に活用するため、JTBに2年間の人材派遣をしていただき、旅行商品の開発・造成や既存コンテンツの磨き上げ、販路開拓等の業務にあたっていただきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持事業について、「歩道の段差解消を意識しながら、道路改良事業を進めているのか。」との質疑に対し、執行部からは「街なかには、切り下げを行って通りやすくしている所はあるが、歩道の下には水路が入っていたりするので、関係者と協議しながら検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、公園費の花房坂周辺公園整備事業について、「花房坂公園に面している国道敷の竹について、県とどのような協議をしているのか。」との質疑に対し、執行部からは「県は、現時点での伐採計画は無いとのことである。」との答弁がありました。

また、「かわまちづくり事業の工事はどこがしているのか。」との質疑に対し、執行部からは「国土交通省の菊池川河川事務所が行っている。」との答弁がありました。

次に、**議案第18号菊池市国民健康保険事業**について、委員から「国では保険料の都道府県の統一化を進める議論が始まっているが、運営協議会等で議論は進んでいるのか。」との質疑に対し、執行部より「昨年度末に県より、今後5～10年かけて県一元化を進めることについて概要説明があった。今後の運営協議会で説明していきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「一般会計からの繰り入れを行っているが、独立採算は難しい傾向にあ

るのか。」との質疑に対し、執行部より「菊池市が一般会計からの基金繰り入れを行ったのが平成 24 年度である。その後は行っていないが、今後被保険者数の減少や医療費の伸びがあれば、現在の運営では非常に厳しくなる。不公平感のない方法で運営を行っていきたい。」との答弁がありました。

次に、**議案第 19 号菊池市後期高齢者医療事業**について、委員から「前年度と比較して、保険料が増額になっているが、保険料の改定があったため増額になったのか。」との質疑に対し、執行部より「保険料の改定の分もあるが、団塊の世代が後期高齢者医療に加入するためその分も増額している。」との答弁がありました。

次に、**議案第 20 号菊池市介護保険事業**の介護サービス等諸費について、委員から「昨年度と比較して 4,600 万円の増額になっている理由は。」との質疑に対し、執行部より「アフターコロナになると、利用を自粛されていた方が利用されるようになっていたり、閉じこもりがちだったことで介護認定者が増える可能性を考えて、積算した額である。」との答弁がありました。

次に、**議案第 21 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 22 号**については、営業収益の他会計負担金、及び営業外収益の他会計補助金について、「市の一般会計から 5 億 5,569 万 4,000 円の繰入を受けているが、不足しているということか。」との質疑に対し、執行部からは「そのとおりである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「もう下水道使用料の見直しの時期にきているのではないか。そのためには、使用料が地域や処理形態によって違うため、統一しなくてはならない。統一はできたのか。」との質疑に対し、執行部から「庁内で協議しており、現時点の予定では、令和 5 年から審議会を立ち上げて現状の把握等に努め、まずは使用料の値上げを含め、使用料の統一を図っていきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 27 号**の社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より「令和 4 年第 1 回臨時会において令和 3 年度の補正予算の議決をいただいたが、令和 3 年度と令和 4 年度の 2 か年に分けて交付されることとなったため、令和 3 年度の交付額に合わせて 3 億 1,500 万円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「令和 3 年度の申し込みはあっているのか。」との質疑に対し、執行部より「該当する世帯へ確認書を約 5,000 通発送しており、今のところ 4,327 件の支給手続きが終了している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「10 万円の支給はいつからか。」との質疑に対し、執行部より「受け付けた段階で、順次処理しており、2 月末より支払いを開始している。」との答弁がありました。

次に、議案第 28 号の社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より「令和 4 年度の交付額に合わせて、3 億 1,500 万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「国の予算の配分で令和 3 年度の予算が令和 4 年度になったということだが、支給が遅れるなどの影響はないのか。」との質疑に対し、執行部より「今のところ予算の範囲内で、支給に影響はない。」との答弁がありました。

議員間討議では、不妊治療について「今年 4 月から保険適用になるということで、晩婚化している現在、不妊治療で多くの方が苦しんでいる。4 月からの保険適用を周知するべきである。また、市の特定不妊治療費補助金・妊婦健診補助金・一般不妊治療費助成事業補助金などの増額を行い、不妊治療をされている方に手厚くすることが大事だと思う。」「不妊治療については、年齢も柔軟に考えて欲しい。不妊治療をされている方は、多額の費用がかかるので、行政の支援は本当に助かると思う。」「周知の方法について、広報や防災行政ナビなどを使って、市役所や病院に行っていない、悩んでいる方たちに届くような周知の方法を考えていただきたい。」との意見がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業について「3 回目の接種率が全体で現在 39.9%、65 歳以上が 83.1%とのことだった。接種していれば罹患しても重篤化しないと思う。全体の 39.9%は低すぎると思うので、3 回目の接種が進むようにしていただきたい。」との意見がありました。

また、「施政方針で、子育て支援の充実など打ち出しているが、予算が例年とほとんど変わっていない。国がするからやるというのではなく、これだけはやるというのを決めて、個性ある政策を打ち出していきたい。全庁的に職員から意見が出て、それが具現化するような予算であってほしいと思う。」との意見がありました。

また、「年々扶助費が増えている現状で、昨年から生活保護費の中の医療費が増えていることから、健診事業や予防医療の予算がもう少しあってもよかったのではないかと思う。健康教室なども行われているので、もっと参加率を上げるということを進めて行くべきかと思う。」との意見がありました。

また、「ロシアとウクライナの問題で穀物価格と燃料価格が高騰してきている。これから、本市の基幹産業である農業が大打撃を受けるような大波が来ると考えられるので、対策を検討しておかなければならない。」「本市の基幹産業は農業であるので、しっかりとした農業予算をつけて付加価値を高め、生産者の所得向上に努めることが大事である。」「今、産地偽装が問題となっているが、ブランド化を進めた行政の責任として、こうしたことが起きないようにしっかりと監視等を行ってほしい。」「中山間における基盤整備については、同意率や相続のことが大きな問題となっており、役所やJAの退職者等を雇用し対応にあたらせる等、早期に基盤整備ができるよう進めていく必要がある。」「商業者が、農産物に付加価値を付けて販売していく等の農商連携に取り組んでいく必要がある。」「商工観光に関する事業は、国の補助待ち的のところがあるが、商工業者は 3 年目に入るコロナ禍で疲弊している。執行部も

議会も、もっと積極的に情報収集するべきである。」「これまで車重視の道路整備を行ってきたが、これからは歩行者に焦点を当て、歩道の点検、改良を進め、歩行者に優しい街づくりを行っていくべきである。」「下水道使用料は不足しているので、上げていく必要がある。上げるためには、議会や市民に説明し納得させなければならない。本気で進めていかなければ、若い人たちを呼び込むことはできない。」等の意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。
なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より「市内3高校魅力化事業で、学習塾の開催地がなぜ菊池高校なのかという議論はなかったのか。」との質疑があり、総務文教分科会長より「執行部からは、まず初年度は取り掛かりということで、当面、菊池高校の拓志館で実施して検証を行い、場所の変更が必要であれば行いたいとのことであった。」との答弁がありました。

また、委員より「龍門地域活性化センター管理事業の工事請負費2,243万円はどこの工事なのか。」との質疑があり、総務文教分科会長より「旧龍門小の菊池市龍門地域活性化支援センターの維持管理経費であり、令和4年度では、教室棟、管理棟の雨漏り防水舗装工事を行い、工事費の90%を市債（公共施設等適正管理推進事業債）として受け入れるとの説明があっている。」との答弁がありました。

また、委員より「花房坂周辺公園整備事業については、平成30年6月議会に別の場所を公園とする計画があり、測量設計委託料1,192万円を可決しているが、その予算が無駄になったという議論はなかったのか。」との質疑があり、経済建設分科会長より「執行部からは、いろんな意見が出た中で紆余曲折があったが、最終的には今回の場所となった。結果的には無駄な部分も出てきたかもしれないが、できるだけ住民の意向に沿った形で進めていきたいとの説明があった。」との答弁がありました。

また、委員より「地域子育て支援事業ひなたぼっこについて、利用者にアンケートを取ったとなっているが、利用者が対象者なのかの確認はあったのか。また、アンケートの内容についての確認はできていたのか。」との質疑があり、福祉厚生分科会長より「利用者対象者が一致しているのかの確認はしていない。また、アンケート調査の内容の確認はしていない。」との答弁がありました。

さらに、委員より「老人福祉センターで地域子育て支援事業を行っているが、補助金の返還ということになってはいけないので、老人福祉センターの設置条例の目的等の確認はできていたのか。」との質疑があり、福祉厚生分科会長より「施設の目的外使用に関する協議を行っているかについての確認は行っていない。」との答弁がありました。

また、委員より「公共施設等整備事業における商工会跡地購入費用の正当性について、確認はされたのか。」との質疑があり、総務文教分科会長より「跡地利用等の審査はあったが、

費用が適正かどうかについては、質疑はなかった。」との答弁がありました。

また、委員より「これから公共施設等総合管理計画を進めていく中で対象の住民に説明が必要と思うが、進め方として議会への説明が先なのか、住民への説明が先なのか分科会での確認はできたか。」との質疑があり、総務文教分科会長より「公共施設等総合管理計画については、特に説明はなく、質疑もなかった。」との答弁がありました。

また、委員より「後期高齢者医療事業について、被保険者の保険料はどのくらい上がるのかについてどのような論議があったのか。」との質疑があり、福祉厚生分科会長より「保険料は具体的に年間いくら増額になるのかという質疑があり、一つの例として国民基礎年金を年間78万円程度もらっている方の場合は、今まで1万5,100円の保険料が1万6,200円になり、年間1,100円ほど増額になるとの答弁があった。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第11号**から**議案第16号**、**議案第21号**及び**議案第22号**、**議案第27号**及び**議案第28号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第17号**については、委員より「コロナ対策に関して市独自の支援が不十分であること。コロナ感染対策の拡充を図ること。高すぎる国民健康保険税に対して一般会計からの法定外繰入れを行って保険料の引き下げを行うことなど、暮らしを支える施策が不十分であると考え。」との反対討論がありました。

次に、**議案第18号**については、委員より「国民健康保険税が高すぎる。基金の活用や一般会計からの法定外繰入れを行ってコロナ禍の今こそ引き下げを行うべき。」との反対討論がありました。

次に、**議案第19号**については、委員より「本制度は、年齢で高齢者を差別し、給付の抑制や本人負担を増やす問題のある制度である。」との反対討論がありました。

次に、**議案第20号**については、委員より「第8期の保険料においては、引き下げが行われたが、まだまだ保険料が高すぎる。サービス給付という点でも昨年8月から補足給付が改悪され、市町村民税の非課税世帯の食費負担の引き上げなど自己負担が増えている。」との反対討論がありました。

採決の結果、**議案第17号**から**議案第20号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申

し上げまして、予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和4年3月18日

予算決算常任委員会 委員長 松岡 讓

付 録

令和4年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(3月18日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第2号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第3号	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第4号	菊池市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	令和3年度菊池市一般会計補正予算(第16号)	原案可決
議案第12号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第13号	令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第14号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第15号	令和3年度菊池市水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第16号	令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第17号	令和4年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第18号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第19号	令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第20号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第21号	令和4年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第22号	令和4年度菊池市下水道事業会計予算	原案可決
議案第23号	第3次菊池市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定について	原案可決
議案第24号	菊池市定住自立圏形成方針の変更について	原案可決
議案第25号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第26号	市道路線の認定について	原案可決
議案第27号	令和3年度菊池市一般会計補正予算（第17号）	原案可決
議案第28号	令和4年度菊池市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第1号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出 議案第2号	菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
決議案		
決議案第1号	ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議	原案可決